

曾爾村第5次総合計画

令和5年4月

曾爾村

【目次】

第1編 総論	1
第1章 はじめに	2
第2章 曽爾村の状況	5
第3章 村民の意識・ニーズ	10
第4章 第4次計画のこれまでの推進状況	13
第5章 社会動向と村の課題	22
第2編 基本構想	25
第1章 村の将来像	26
第2章 目標人口	26
第3章 政策大綱	27
政策目標1 賑わい、食の魅力あふれる曽爾（産業振興）	27
政策目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる曽爾（保健・医療・福祉）	28
政策目標3 学びと交流で明日の人材を育てる曽爾（学習・スポーツ）	29
政策目標4 安全・快適に暮らせる利便性の高い曽爾（生活基盤）	30
第3編 基本計画	32
政策目標1 賑わい、食の魅力あふれる曽爾	35
基本施策1 曽爾の観光ブランディング	35
基本施策2 風土を生かした農業の振興	38
基本施策3 林業の再生・再構築	42
基本施策4 商工業の振興と起業支援	45
政策目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる曽爾	47
基本施策5 地域福祉の推進	47
基本施策6 高齢者支援の充実	49
基本施策7 障がい者支援の充実	51
基本施策8 保健・医療の充実	53
政策目標3 学びと交流で明日の人材を育てる曽爾	56
基本施策9 地域で支える子育ての推進	56
基本施策10 学校教育の充実	59
基本施策11 生涯学習・文化・スポーツの振興	64
基本施策12 人権の尊重と男女共同参画の推進	67

政策目標4 安全・快適に暮らせる利便性の高い曽爾	69
基本施策1 3 コミュニティの振興と定住の促進	69
基本施策1 4 生活安全対策の強化	71
基本施策1 5 交通基盤の確保	74
基本施策1 6 環境の保全	76
基本施策1 7 快適な住生活の確保	79
基本施策1 8 健全な行財政運営の推進	82

参考資料	86
1 曽爾村の4つのむらづくり法人の概要	87
2 曽爾村総合計画条例等	88
3 審議会委員名簿	90
4 計画策定の経過	90
5 総合計画審議会答申	91

第1編 総論

第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

本村では、平成 25 年度に「曾爾村第4次総合計画」を策定し、産業振興、福祉、教育など、各分野の多岐にわたる方向性を定めて施策・事業を推進してきました。この計画が令和 4 年度に計画最終年度を迎えることから、次期 10 か年のむらづくりの方向を示すため、新しい総合計画を策定します。

本村は、伊勢本街道の宿場や農林業の村として古くから栄え、昭和 45 年の室生赤目青山国定公園の指定を契機に、曾爾高原や香落溪、屏風岩をめぐるレクリエーション観光地としての役割も果たしてきました。しかし、森林面積が 86% を占める急峻な地形と農林業の衰退、観光レクリエーションの多様化などから過疎化が進み、活力の低下が課題となっています。

そのため、平成 27 年度には「曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和元年度に第2期総合戦略を定め、人口減少を抑制し、地域を創生するための施策を戦略的に推進しているところです。

「曾爾村第5次総合計画」は、こうした背景から、人口減少基調にあっても、次代に生きる住民が安心していきいきと暮らすことができるよう、本村がめざす長期的な目標と、各分野において取り組むべき基本施策の方向を定め、PDCAサイクルのもと、着実に推進していくために策定します。

国勢調査人口の推移

大正9 (1920) 年	2,896
昭和 10 (1935) 年	3,016
昭和 25 (1950) 年	3,562
昭和 40 (1965) 年	3,512
昭和 55 (1980) 年	3,083
平成 7 (1995) 年	2,645
平成 22 (2010) 年	1,895
令和 2 (2020) 年	1,295

第2節 計画の構成と期間

本計画は、むらづくり全体の基本的な方向を示すもので、「政策」の方向性を描く基本構想と、「施策」レベルの基本計画で構成し、「事務事業」を具体化する実施計画を毎年定めます。

総合計画の計画期間

西暦 (年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
令和 (年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基本構想	10年間									
基本計画	10年間									
						改定計画 (5年間)				
実施計画 (毎年ローリング)	3年間									
		3年間								

第3節 国連SDGsとの連動

国連が世界中の人々の暮らしを向上させるために掲げたSDGs（持続可能な開発目標）は、むらづくりにも深く関係していることから、本計画でその関係性を示し、施策を推進する際の拠り所とします。

SDGsの17の目標

	目標1 (貧困をなくそう)	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2 (飢餓をゼロに)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 (すべての人に健康と福祉を)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 (質の高い教育をみんなに)	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 (ジェンダー平等を実現しよう)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
	目標6 (安全な水とトイレを世界中に)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 (エネルギーをみんなに そしてクリーンに)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標8 (働きがいも 経済成長も)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標10 (人や国の不平等をなくそう)	国内及び各国間の不平等を是正する
	目標11 (住み続けられるまちづくりを)	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標12 (つくる責任 つかう責任)	持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13 (気候変動に具体的な対策を)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標14 (海の豊かさを守ろう)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 (陸の豊かさも守ろう)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標16 (平和と公正をすべての人に)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 (パートナーシップで目標を達成しよう)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4節 進行管理の方法

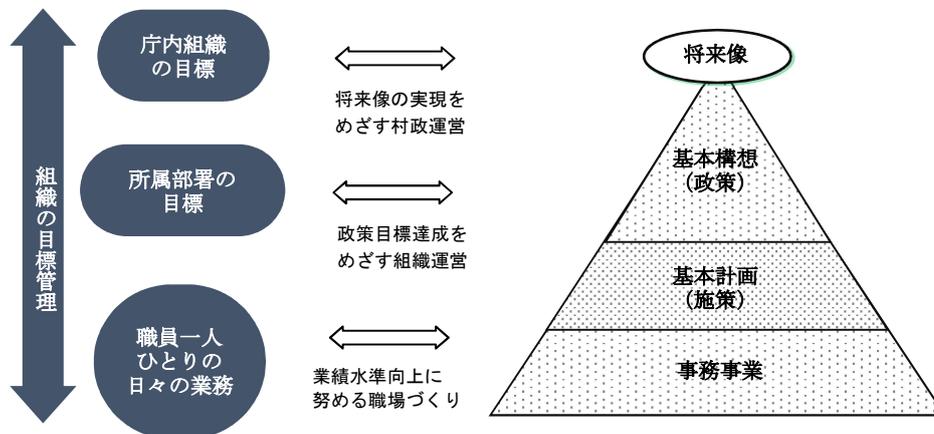
本計画は、役場組織の目標管理と連動させながら、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善を行い、適切な進行管理に努めます。

所属部署や役場組織全体の目標管理を通じて、政策・施策の効果的な推進に努めるとともに、各分野別施策のもとに体系化された事務事業を着実に推進することを通じて、職員一人ひとりの日々の業務の質の向上や効率化による「働き方改革」につなげていきます。

PDCAサイクルによる推進



庁内組織の目標管理と総合計画の関係



第2章 曾爾村の状況

第1節 本村の概要

曾爾村は、奈良県東部の宇陀地域にあり、紀伊山地に続く室生火山群の標高 400～1,000mの中山間地に位置する村です。

ヤマトタケルノミコトが漆産業を司る「漆部（ぬるべ）」を配置したとされる歴史豊かな村で、式内社である門僕（かどふさ）神社には、県指定無形民俗文化財の曾爾の獅子舞が奉納されています。

江戸時代には、大坂と伊勢を結ぶ伊勢本街道の宿場として栄え、明治以降も、農林業を中心に、繊維製品、食品など日用品の製造業や石炭の採掘も行われ、多様な商店が建ち並び自立した農村として発展してきました。しかし、高度経済成長期以降の大量生産・機械化の進展により、都市部への人口の流出が徐々に進み、典型的な日本の過疎の村となっています。

本村の重要な地域資源に、曾爾高原があります。室生赤目青山国定公園第一種特別地域内にある約 38haの草原には、国立曾爾青少年自然の家があり、県内の大半の小中学生が野外活動で一度は訪れることから、奈良県民にとって思い出深い場所となっています。

こうした美しく豊かな自然を後世に残し、生活に生かしていくため、平成 21 年 10 月に「日本で最も美しい村」連合にも加盟しました。

現在の産業は、冷涼な高原性気候を生かした米、ほうれん草、トマトの生産を中心に、食品加工、建設業や建設資材業、小売・飲食・宿泊業などがあり、村では、県内で 2 番目に立ち上げた地ビール「曾爾高原ビール」の工房や温泉施設「お亀の湯」などがある「曾爾高原ファームガーデン」を設置し、観光誘客を図っています。

曾爾村の立地



曾爾高原のススキ野原



曾爾産寒熟ほうれん草



曾爾の獅子舞



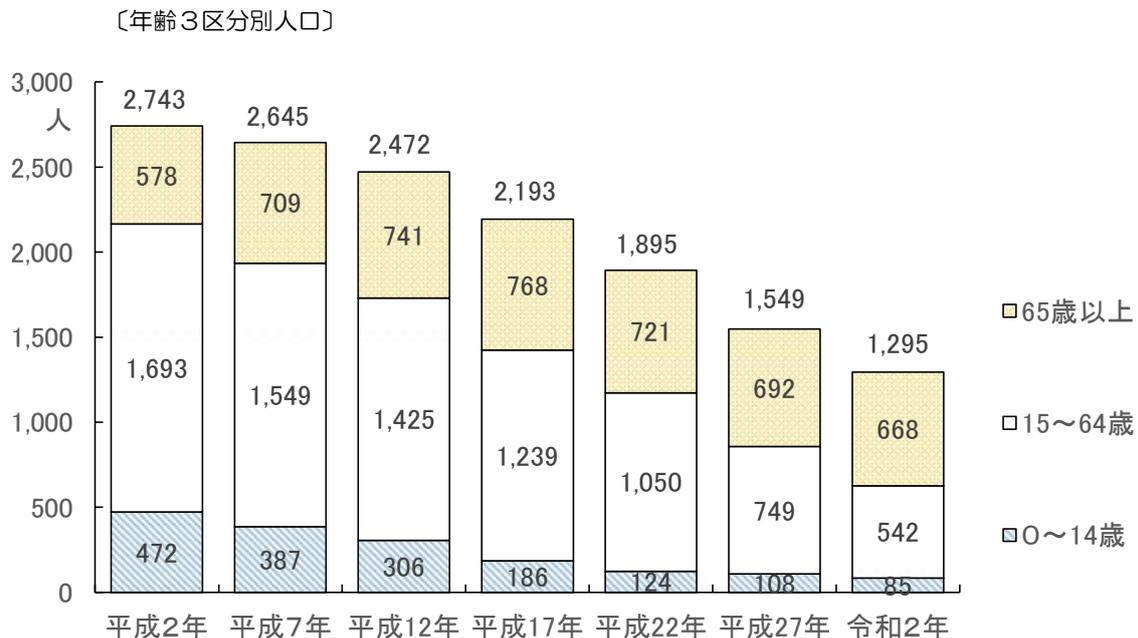
第2節 人口

国勢調査によると、令和2年10月の本村の人口は1,295人で、依然、減少傾向が続いています。

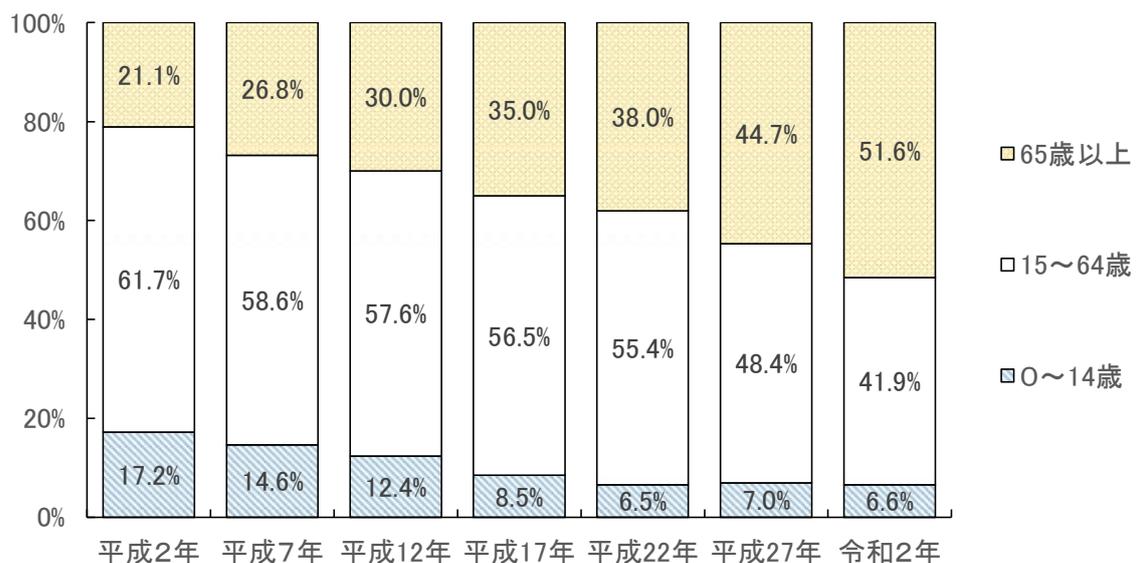
年齢区分別の構成比は、0～14歳が6.6%、15～64歳が41.9%、65歳以上が51.6%と高齢化率が5割を超えています。

なお、住民基本台帳ベースでは、令和2年10月の人口は1,362人と国勢調査ベースより多くなっています。これは、施設入所や進学、二地域居住などにより、曽爾村に住民登録をしている他市町村現住者がいるためです。

国勢調査人口の推移



〔年齢3区分別人口の構成比〕



※構成比は、区分毎に四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある（以下同じ）。

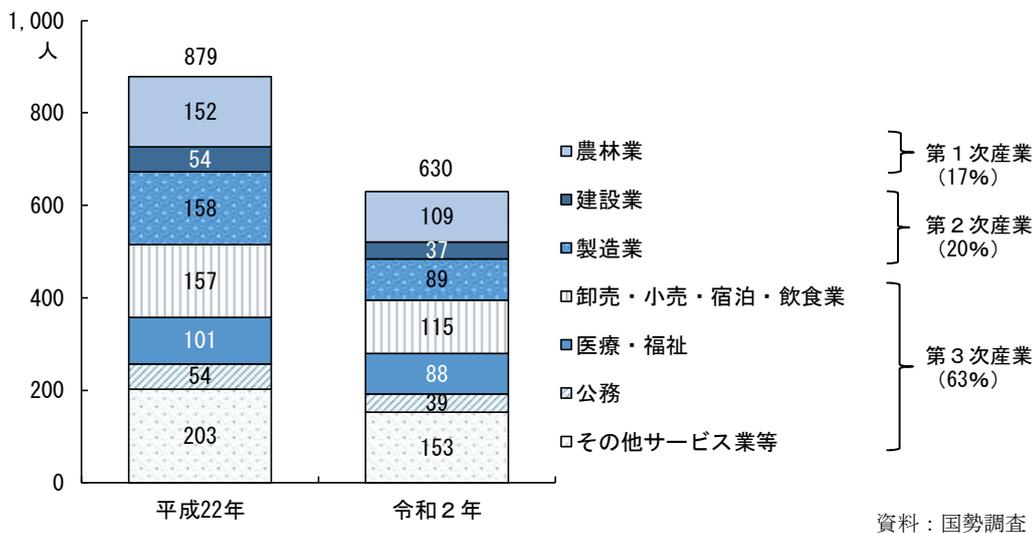
資料：国勢調査

第3節 産業別就業人口

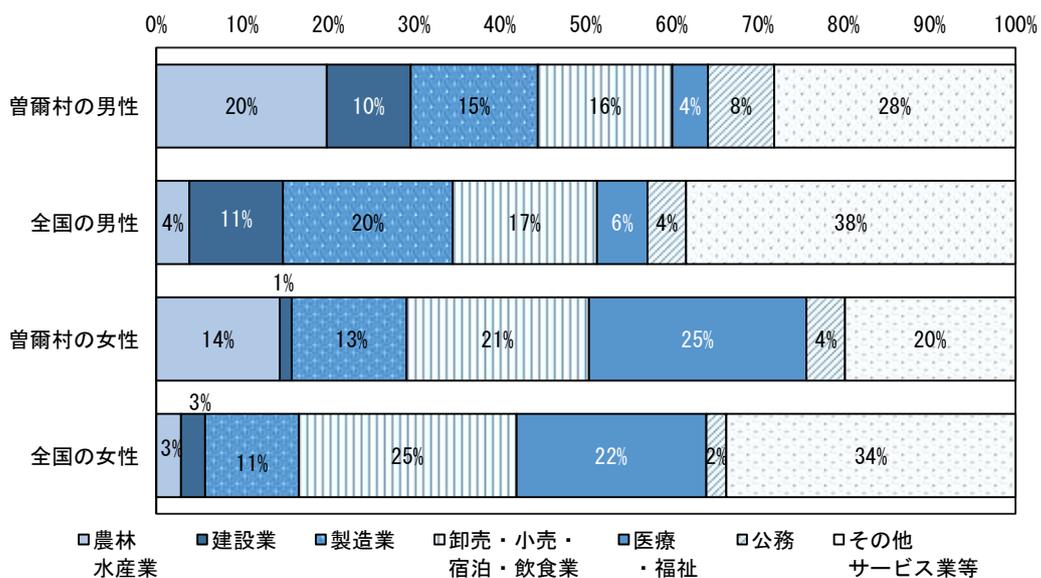
令和2年国勢調査によると、本村の就業者は630人で、10年さかのぼった平成22年から3割ほど減少しています。産業区分別の構成比は、第1次産業が17%、第2次産業が20%、第3次産業（分類不能の産業を含む）が63%となっています。

令和2年の男女別の産業別就業割合をみると、男性は、農林業、卸売・小売・宿泊・飲食業、製造業の順、女性は、医療・福祉、卸売・小売・宿泊・飲食業、農林業の順となっており、全国平均と比較すると、男女とも、農林業の就業割合が高く、「その他サービス業等」（不動産業、物品賃貸業、情報通信業など）の割合が低くなっています。

産業別就業人口の推移



男女別の産業別就業割合の全国比較（令和2年）

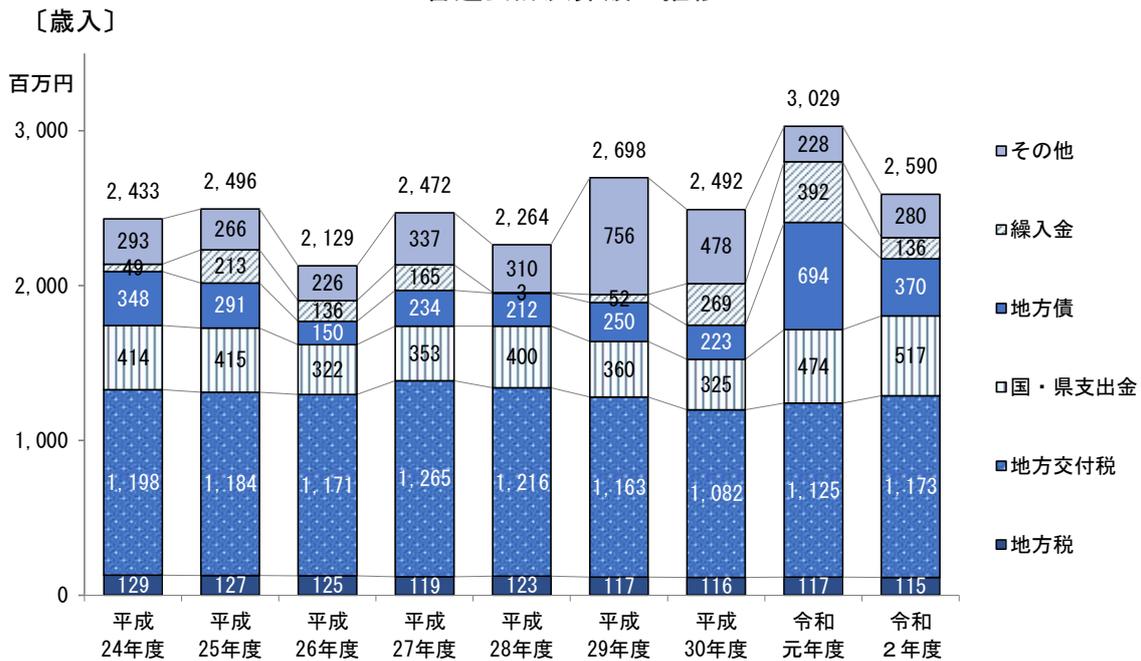


第4節 財政の状況

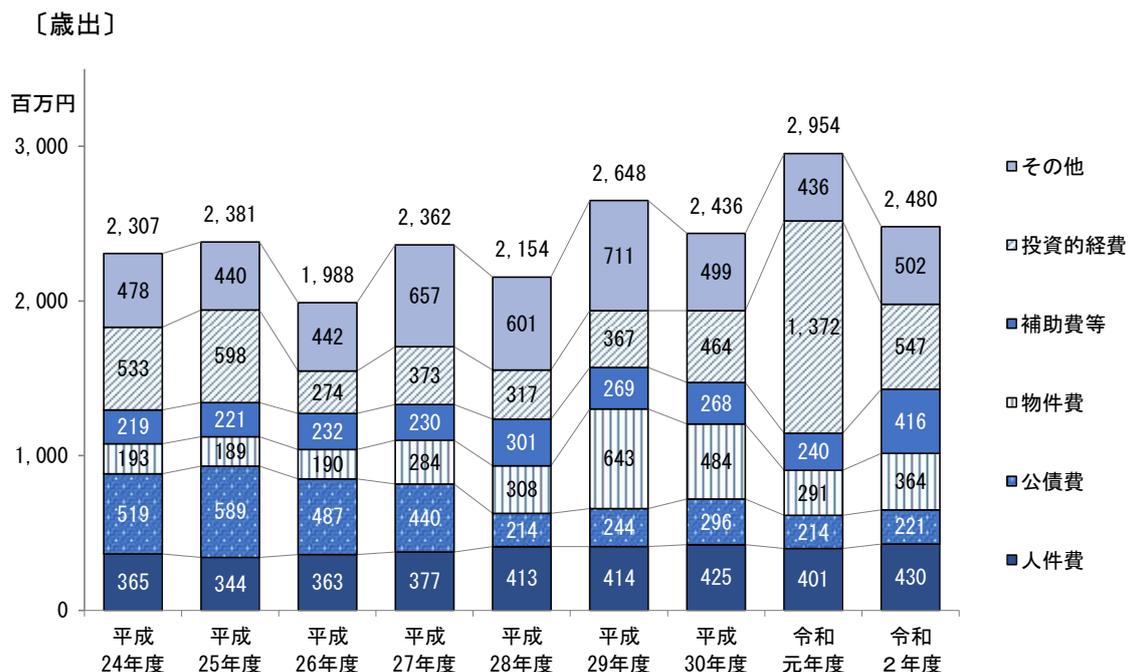
平成24年度から令和2年度までの本村の普通会計決算額をみると、歳入・歳出総額は25億円前後で推移しており、近年は、地方創生関連事業等により、財政規模が拡大傾向となっています。また、令和元年度に曾爾小中学校や村道新亀山線の整備などにより投資的経費が例年より大きくなっています。

費目別にみると、人件費や物件費が逦増傾向にある一方、地方税は逦減しており、一層、堅実な財政運営に努めることが求められます。

普通会計決算額の推移



資料：決算統計

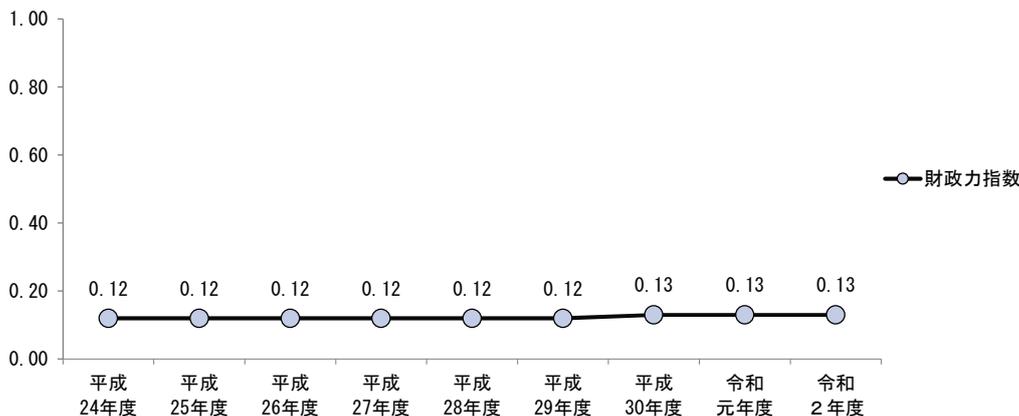


資料：決算統計

1を基準に自治体を運営するのに必要な経費に対して、国・県等に依存しない収入がどれくらいあるかを示す「財政力指数」は0.12~0.13で推移しており、財政需要の不足額を国・県からの地方交付税等に大きく依存している状況がわかります。

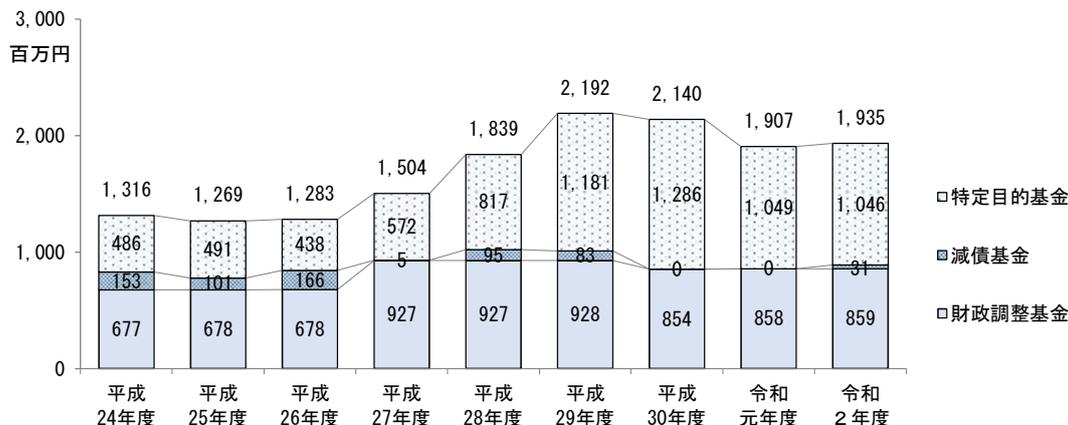
また、令和2年度の基金残高は19.4億円、地方債残高は26.7億円です。地方債は世代間の負担の均衡を図る投資であり、その償還金の一部は交付税措置されますが、公債費の過度な増大は予算編成の柔軟性を奪うことから、基金とともに、残高の適正な管理を行うことが求められます。

財政力指数の推移



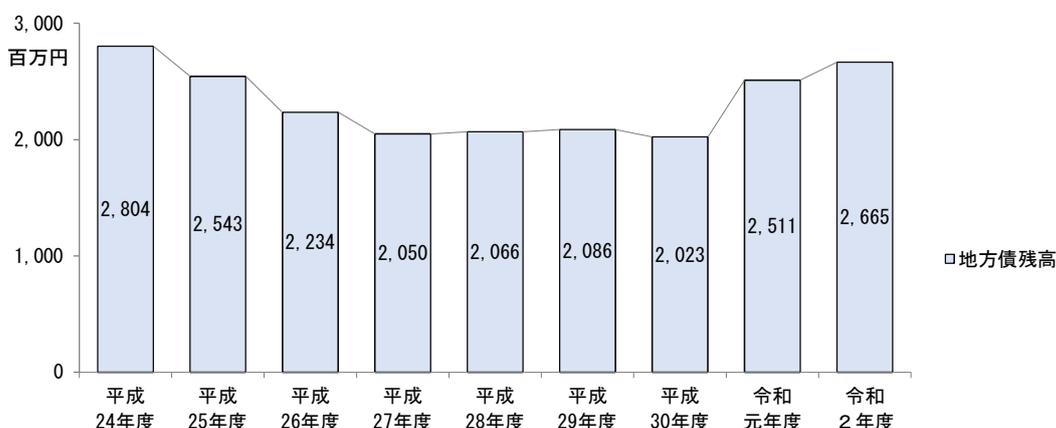
資料：決算統計

基金残高の推移



資料：決算統計

地方債残高の推移



資料：決算統計

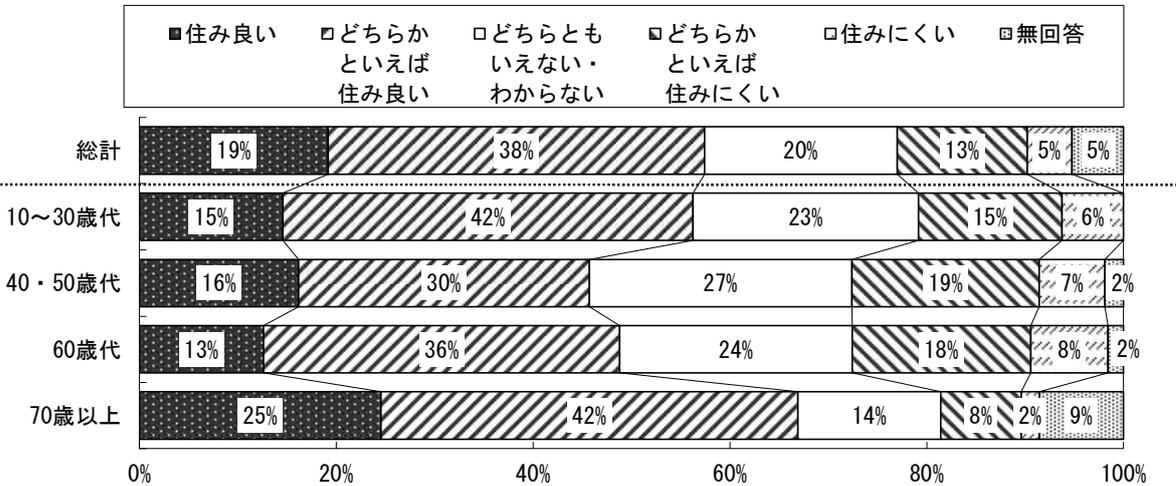
第3章 村民の意識・ニーズ

本計画の策定にむけた基礎資料とするために、令和4年7～8月に、18歳以上全住民を対象に、アンケート調査（回収数552票、回収率45.2%）を実施しました。その結果からみたらづくりに対する意識やニーズは、以下のとおりです。

第1節 村の住み良さ

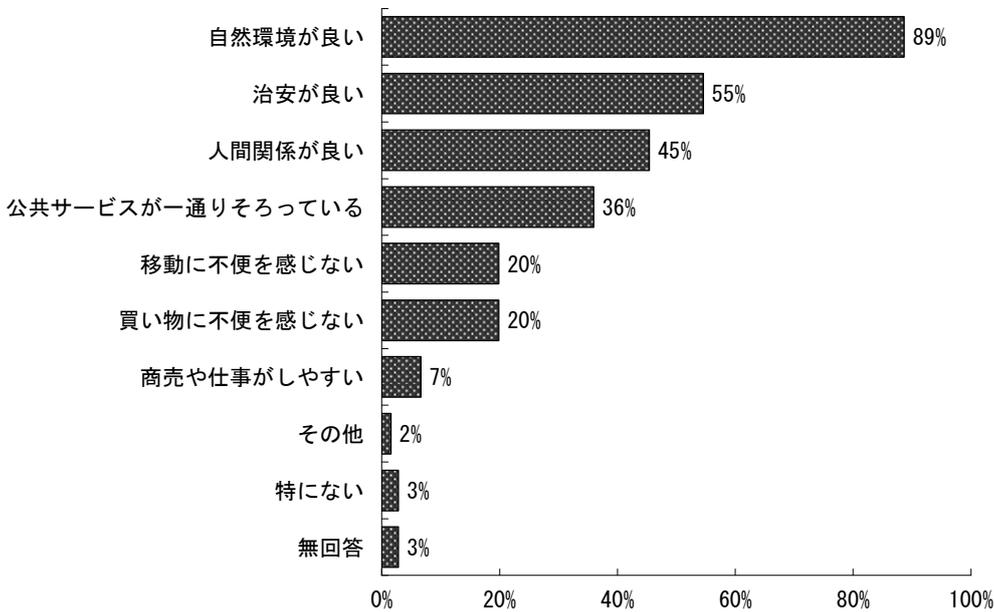
村の住み良さを5段階の尺度でお聞きしたところ、「住み良い」が19%、「どちらかといえば住み良い」が38%で、6割近い方が住み良いと感じています。

曾爾村の住み良さ



住み良いと思う理由は、自然環境や治安、人間関係が上位にあがっています。

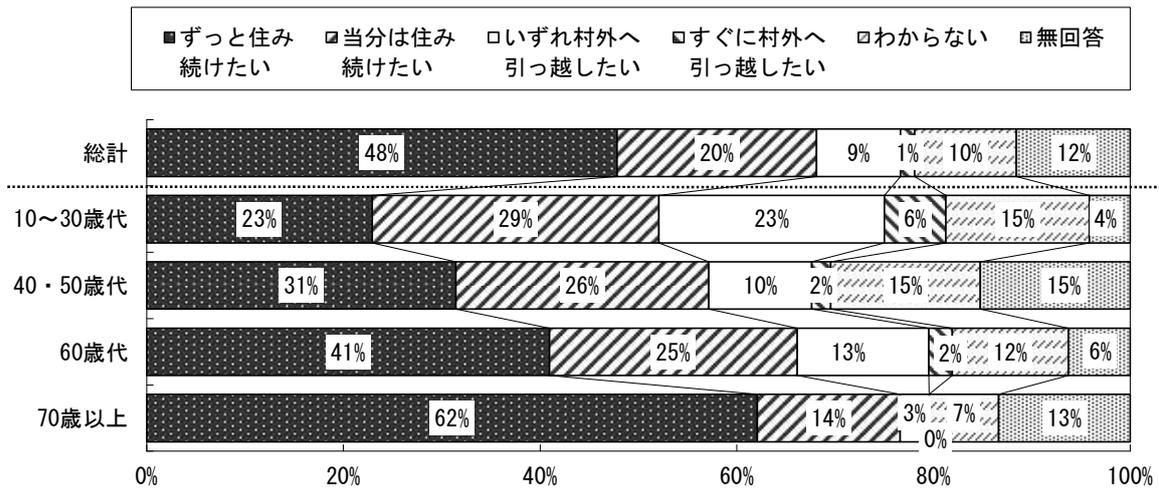
住み良いと思う理由



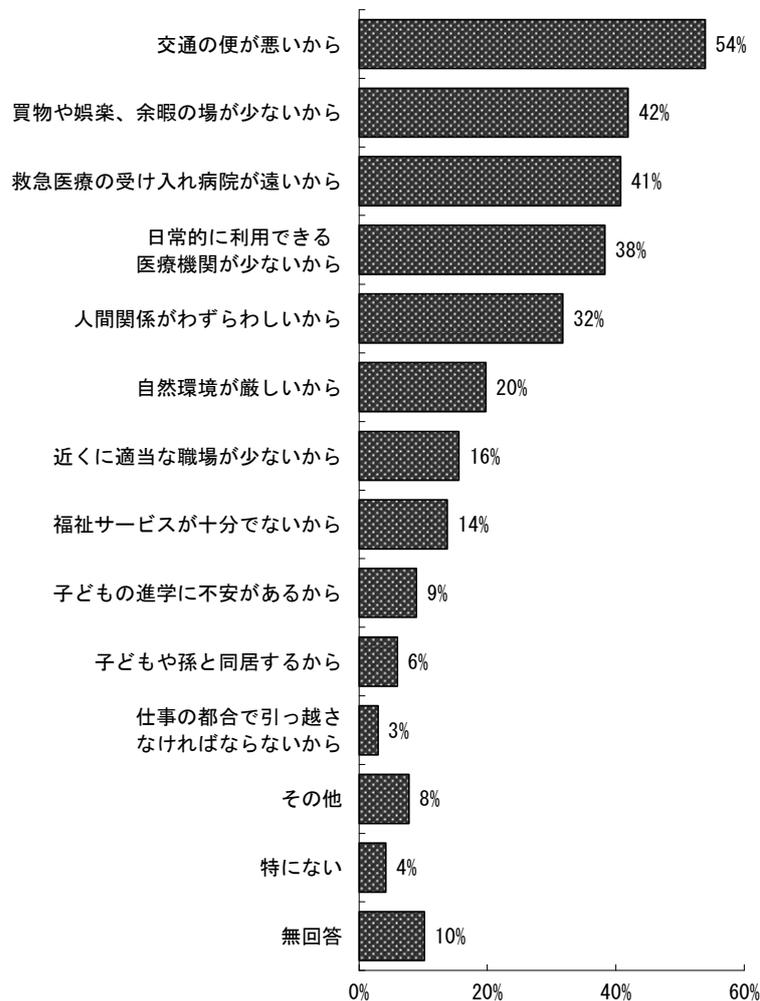
第2節 定住意向

定住意向については、「ずっと住み続けたい」は48%、「当分は住み続けたい」は20%、「いずれ村外へ引っ越したい」は9%、「すぐに村外へ引っ越したい」が1%、「わからない」が10%となっています。村外へ引っ越したいという回答があった方にその理由をたずねたところ、「交通の便が悪いから」、「買物や娯楽、余暇の場が少ないから」、「救急医療の受け入れ病院が遠いから」といった意見があがっています。

定住意向



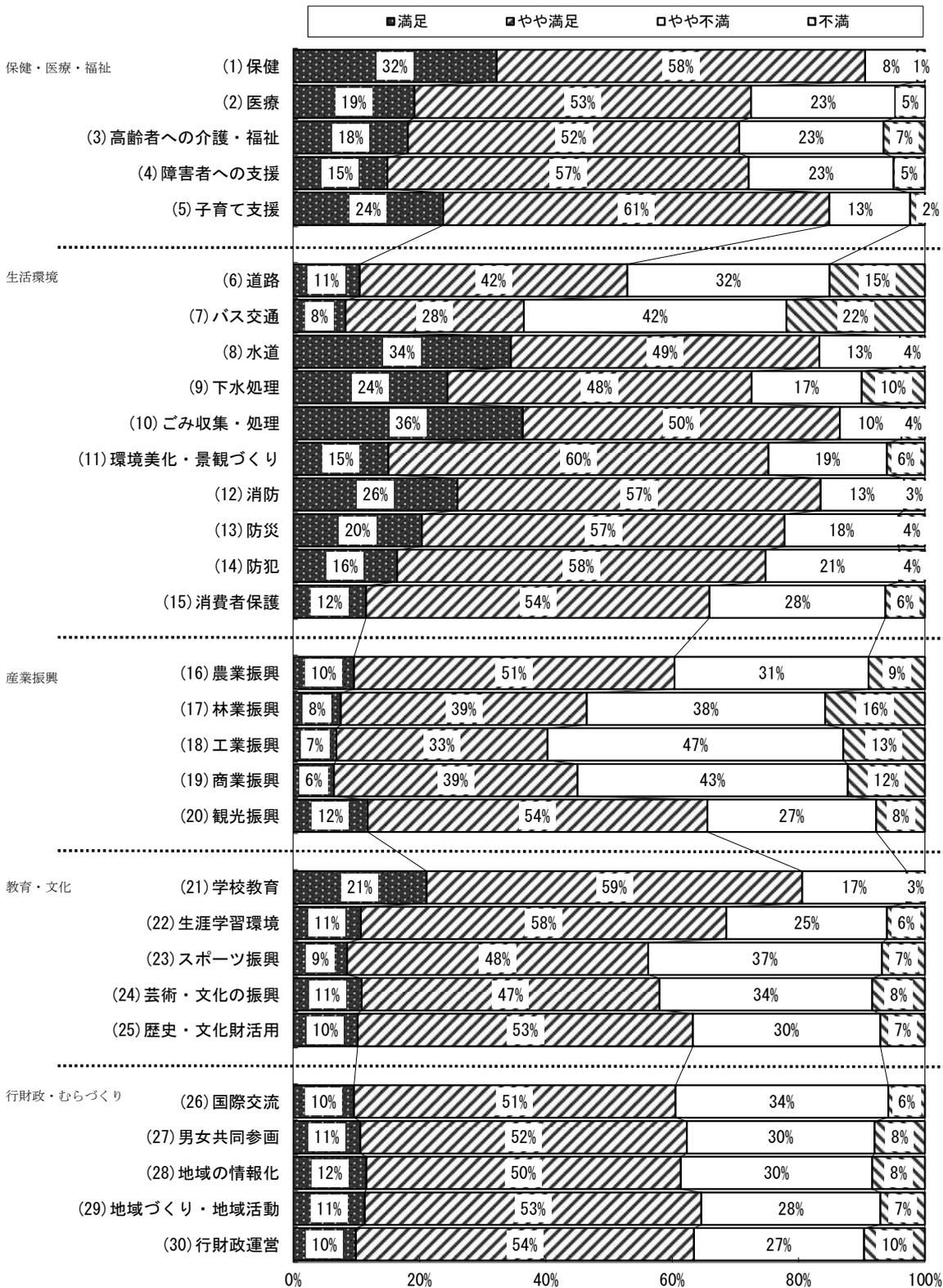
村外へ引っ越したい理由



第3節 施策満足度

施策分野ごとの満足度をみると、「(1)保健」、「(5)子育て支援」、「(8)水道」、「(10)ごみ収集・処理」、「(12)消防」、「(21)学校教育」で「満足」「やや満足」をあわせた満足度が8割を超えている一方、「(7)バス交通」、「(17)林業振興」、「(18)工業振興」、「(19)商業振興」では満足度が低くなっています。

施策分野ごとの満足度



※無回答は除いて集計している。

第4章 第4次計画のこれまでの推進状況

第1節 産業振興分野

施策目標「活力とにぎわいのあるむらづくり」を目指して、産業振興分野について次のように取り組みを進めました。

1 農業

J Aと連携し、本村の主要作物であるほうれん草、トマトの安定生産に努めるとともに、平成28年には「一般社団法人曾爾村農林業公社」や「曾爾米ブランド化協議会」が設立され、曾爾村産農産物の販路開拓とブランド化に努めています。

担い手の確保・育成と有害鳥獣対策が依然、課題となっていますが、農林業公社が農地の管理や農作業受託を進め、農家とともにゆず、薬草など新作物の栽培を図ることで、地域の営農を継承していく手法の確立をめざしています。

2 林業

本村には曾爾村森林組合のほか、民間の林業会社もあり、吉野林業にならったスギ・ヒノキの保育に努めていますが、成育途上の壮齢林も多く、産業としての自立には至っていない状況です。

近年は、円滑な林業施業のための林道・作業道の整備や、森林境界の明確化事業、薪の活用促進、漆・サクラ・キハダなど広葉樹への林種転換などを進めています。平成30年には、漆塗り発祥の地として漆復興拠点施設「ねんりん舎」を整備しました。

3 水産業

曾爾村漁業協同組合による曾爾川へのアマゴ、鮎の放流が継続されています。

4 商工業

本村の商工業は、中小企業や個人事業主が中心で、高齢化が一層進むとともに、新型コロナウイルス感染症による外出自粛などの影響もあり、厳しい状況が続いています。住民の多くは、マイカーを利用し、村外の量販店で買い物をする消費形態となっており、移動手段をもたない高齢者が買い物をしづらい環境となっています。一方で、インターネット等を介した注文による宅配が一層発達し、村内事業者の中にも、全国をマーケットにしたネット販売を広げる動きがみられます。

また、特産品開発など起業をめざす活動が進められ、令和2年には、試作品の製作などにも活用できる製造許可付きシェアキッチン「そにのわの台所 katte」が開業しています。

5 観光・イベント

本村の観光は、曾爾村観光協会が会員46名とともに観光PRやイベント等を展開し、「一般財団法人曾爾村観光振興公社」が曾爾高原ファームガーデン、お亀の湯、キャンプ場「サン・ビレッジ曾爾」を運営しています。観光客向けの民間の飲食店や宿泊施設もあります。令和2年4

月には、「着地型観光商品」を企画する「一般社団法人そののわ GLOCAL」も設立されました。

平成 27 年にわが国全体で急増したインバウンド観光は、令和元年まで、本村にも多くの外国人観光客をもたらしましたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限により急減し、その再興が期待されます。また、村では、「曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、地域住民の生活と観光が密接に結びついた「コミュニティツーリズム」をめざしており、取り組みを進めることが求められます。

6 定住促進

本村では、滞在型市民農園「クラインガルテン曾爾」の設置など、早くから定住促進施策に取り組んできましたが、「曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を契機に一層の本格化を図り、令和 3 年に起業した「一般社団法人 SONI SUMMIT」などとともに、官民協働で移住定住促進事業を進めています。

曾爾村の定住促進制度

開始年	制度名
平成 15 年	滞在型市民農園「クラインガルテン曾爾」の開園
平成 18 年	空き家情報バンク制度の開始
平成 21 年	定住促進奨励金制度の開始
平成 21 年	若者定住促進住宅用地（新道団地）の分譲開始
平成 23 年	長野若者定住促進住宅の設置
平成 24・25 年	今井・太良路若者定住促進住宅の設置
平成 23 年	空き家改修事業等補助金制度の開始（家財道具整理を含む）
平成 26 年	地域おこし協力隊の受け入れ開始
平成 28 年	起業等人材育成支援事業補助金制度の開始
平成 31 年	地域支援員（集落支援員・移住コーディネーター・定住支援員）の設置
平成 31 年	NPO 法人 空き家コンサルジユの曾爾事務所の誘致
令和 3 年	一般社団法人 SONI SUMMIT の設立
令和 3 年	移住定住促進住宅の設置（山粕・今井・塩井） （村が空き家を借りて改修し賃貸するリビングシフト事業）

第 2 節 生活基盤、情報・協働分野

施策目標「便利で快適に暮らせるむらづくり」、「連携と協働がささえるむらづくり」として、生活基盤、情報・協働分野について次のように取り組みを進めました。

1 公共交通

奈良交通が榛原駅・曾爾村役場間の路線バス事業から撤退し、平成 29 年 10 月から、宇陀市、御杖村、曾爾村が運行主体である「宇陀地域連携コミュニティバス（奥宇陀わくわくバス）」に移行しました。名張駅・山粕西間の三重交通の路線バス曾爾香落溪線も含め、貴重な公共交通として維持・確保を図っていくことが求められます。

2 住宅・公園

村では、昭和 53 年築の山粕地区をはじめ 38 戸の公営住宅・改良住宅を管理しており、外壁等の修繕や洋式トイレの設置などを順次進めており、「曾爾村公営住宅等長寿命化計画」（平成 27 年 2 月策定、令和 2 年 3 月改定）に基づき、適正管理を進めることが求められます。

また、民間の住宅については、本村の住宅は、伝統的な日本家屋が多く、耐震診断、耐震改修を促進するとともに、空き家対策を進めています。令和2年度に実施した空き家実態調査では、124戸の空き家のうち、周辺環境に危険を及ぼす恐れがあるC・Dランクの空き家も31件のぼることが判明しており、除却等を働きかける必要があります。

公園は、屏風岩公苑や蛭公園、掛公園、今井公園、かえる公園などがあり、地域住民とともに維持管理に努めています。

3 道路

幹線道路は、平成18年に弁財天、石楠花、梅坂の3トンネルを擁する国道369号梅坂バイパスが開通し、榛原方面へのアクセスは大幅に良くなっていますが、名張方面へのアクセスである主要地方道名張曾爾線は狭い区間が残っており、引き続き、改良を要望していく必要があります。

生活道路については、村道の新亀山線、塩井土屋原線などの改良舗装を進めるとともに、法面や橋りょうの補強整備を進めています。

4 簡易水道・河川

本村の簡易水道は、古くは昭和47年度、大半は昭和63～平成6年度に水道施設が建設され、生活や産業で必要な水の安定供給に努めてきました。平成28～29年度に4つあった簡易水道を統合し、効率化を図りました。その後も、老朽化の状況に応じて個々の管路や施設の更新を進めています。また、未普及地区については、普及の促進を進めています。

本村の河川は、淀川水系青蓮寺川（曾爾川）がいくつかの支流と合流しながら名張市の青蓮寺ダムに注ぎ込んでおり、県や村で浚渫工事等を実施し、洪水の防止に努めています。

5 地域協働

本村には、山粕、掛、長野、小長尾、今井、塩井、葛、太良路、伊賀見の大字（たいじ）ごとに自治会があり、おまつりや草刈りなど清掃活動、景観づくり活動、自主防災活動、地区施設の維持管理などを行っています。村では、活動の一層の活性化を図るため、平成23年に元気な集落づくり支援事業費補助金交付制度を、平成29年に大字活性化交付金制度を令和3年に景観づくり団体事業補助金交付制度を設けました。

また、平成27年から「曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に地域の潜在能力を結集して地域活性化に取り組む「地域イノベーション・プロジェクト」を盛り込み、「長野生産加工組合びょうぶ 山桜の郷」のこんにやく加工品、曾爾高原ゆず生産組合たわわの柚子加工品、農事組合法人「ゆめの里かずら」の米焼酎「鎧嶽」、太良路名水研究会の水の自動販売機と「玄米コーヒー」といった特産品開発が進められました。

6 広報・広聴・情報通信

「広報曾爾」など、様々な方法で広報・広聴を行っています。近年は、曾爾村観光協会の英語版・中国語版ホームページや、村民の生産活動を実名・写真入りで紹介する農林業公社ホームページ「そにのわ」など、対外的な情報発信に力を入れています。

第3節 教育、生涯学習・スポーツ・文化分野

施策目標「豊かなこころを育むむらづくり」、「一人ひとりが生涯輝けるむらづくり」を目指して、教育、生涯学習・スポーツ・文化分野について次のように取り組みを進めました。

1 学校教育

本村では、「6・3制」による断絶を防ぎ、連続した教育課程による柔軟な学校教育を実施するため、小中一貫教育を推進しています。平成30年度から施設分離型でスタートし、令和2年度より義務教育学校「曾爾村立曾爾小中学校」を開校し、小学校での教科担任制の積極的な導入など、前期・後期課程の9年間を通した年間指導計画に基づく教育を進めています。遠隔学習用タブレット「iPad」を活用したオンライン授業など、コロナ禍の教育課題の克服にも努めてきました。

2 青少年健全育成

青少年健全育成のために、「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に保護司会・更生保護女性会が村内巡回を行っています。

また、ぬるべの郷夏祭り、秋祭り、クリーンキャンペーンなどへの子どもたちの参画や、職場体験学習「わくわくWORK」、「二十歳を祝う会」などが、地域住民との交流を通じた青少年健全育成の機会となっています。ぬるべの郷夏祭りなど各種イベントは、コロナ禍で休止・縮小を余儀なくされ、再開・再構築を図っていくことが求められます。

3 生涯学習

生涯学習の講座やイベントを曾爾ふれあいセンターなどで行い、住民の学習機会づくりに努めています。令和2年8月には、旧曾爾小学校に、村営図書館を開設し、住民の読書環境の充実を図りました。

旧曾爾小学校は、令和4年度に改修工事を実施し、生涯学習や起業、定住促進などの多機能拠点である「曾爾村地域総合センター」としてのリニューアルを予定しています。

4 スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーションは、旧曾爾小学校のグラウンド・体育館、健民運動場、B&G海洋センタープール、ドーム型屋内施設「曾爾村ふれあいホール」などで、曾爾村体育協会加盟のフットサル、バドミントン、バレーボールなどの団体が定期的に活動するほか、各種イベントを開催してきました。健民運動場が平成30年の台風で使用できなくなっており、早期解消を図る必要があるほか、コロナ禍で休止・縮小となった各種事業を再開・再構築していくことが求められます。

5 文化・芸術

県指定無形民俗文化財「曾爾の獅子舞」は、平成29年に300年祭を開催しました。また、令和3年度に文化財保護条例の制定、文化財保護審議会の設置により、村の文化財保護体制を整備したほか、山粕峠・鞍取峠の国の史跡指定を受け、伊勢本街道保存活用計画の策定を進めてい

ます。

第4節 保健・医療・社会保障、福祉分野

施策目標「みんなで支え健やかに暮らせるむらづくり」、「生きがいとふれあいのあるむらづくり」を目指して、保健・医療・社会保障、福祉分野について次のように取り組みを進めました。

1 保健・医療

「曾爾村健康づくり計画」等に基づき、「運動教室」「男性の料理教室」「百歳体操」など、健康づくり・介護予防事業に取り組んでいます。また、保健推進員や食育推進員（令和3年度まで食生活改善推進員）の協力を得ながら、生活習慣病の予防・重症化予防のため、健(検)診の受診率の向上に努め、必要な受療・保健指導が受けられるように個別アプローチを実施しています。

国保診療所は、地域の一次医療の拠点として、体制の確保と医療機器など設備の随時更新を図るほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業にも対応してきました。

2 社会保険制度

国民健康保険は、自営業者や農林業に従事している方等が被保険者、村が保険者となり医療給付を行う制度であり、村では診療報酬請求管理など保険財政の安定運営に努めています。

国民健康保険財政は、平成30年度に市町村単位から県単位の運営に移行しており、令和6年度の保険料統一化にむけた取り組みを進めていく必要があります。

3 地域・生活福祉

曾爾村社会福祉協議会が推進役となりながら、民生委員・児童委員や地域住民が協力して、援助を必要とする方に対して、地域での見守り活動を行っています。コロナ禍により、民生委員・児童委員の家庭訪問活動や「ふれあいサロン」が自粛を余儀なくされ、一人暮らし高齢者等の孤立など地域生活課題が増大しており、対策の強化が求められます。

4 児童福祉

平成20年度からそれまでの上曾爾保育園、下曾爾保育園を統合し、「曾爾村立曾爾保育園」を運営しています。生後10か月から受け入れ、定員40名で、令和4年度は25名を保育している認可保育所ですが、「離島その他の地域」の「特例保育」の要件を満たしており、3～5歳児は就労していなくても預けられます。

就園前の児童も含め、乳幼児健診や、保健師による家庭訪問、月1回の交流会「のびのび広場」など、各種子ども・子育て支援サービスを提供し、関係スタッフ一同が、妊娠期から出産期、子育て期の一貫したきめ細かな支援に努めています。

5 障がい者福祉

障がい者支援の拠点として、村内には村社会福祉協議会が運営する生活介護事業所「すすき福祉作業所」と民間の就労継続支援B型事業所があります。

障がい者福祉については、平成 17 年から障害者自立支援法（平成 25 年に障害者総合支援法に移行）により、身体・知的・精神の3障がい共通の福祉サービスの提供、就労支援の強化、施設入所から在宅への移行といった施策が進められており、村においても、3年おきに更新する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、広域を含む支援体制の確保を図っており、引き続き、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められます。

奈良県障がい者作品展で優秀賞を受賞した「鎧岳」（すすき福祉作業所）



資料：広報曾爾（令和3年2月号）

6 高齢者福祉

村社会福祉協議会が、本村の高齢者介護の拠点である曾爾村蘇いの森の指定管理委託を受け、地域密着型通所介護（定員 18 名、令和4年度1日あたり利用人数 15～16 名）、軽費老人ホーム（定員 30 名、令和4年度利用人数 22 名）のほか、訪問介護を実施しています。地域包括支援センターの運営と介護予防事業は村保健福祉課が行い、国保診療所、村社会福祉協議会、奈良県看護協会立の宇陀訪問看護ステーションなどの事業所と連携を図りながら、「地域包括ケア」を推進しています。

全国的な動向と同様に、本村においても介護人材不足の傾向がみられ、長期的な人材確保を図ることが求められます。

第5節 生活安全、環境、土地利用、景観分野

施策目標「安全に安心して暮らせるむらづくり」、「地球を守る環境にやさしいむらづくり」、「美しい景観の住みよいむらづくり」を目指して、生活安全、環境、コミュニティ、土地利用、景観分野について次のように取り組みを進めました。

1 安全・安心

本村の常備消防は昭和55年から宇陀広域消防組合により運営されてきましたが、平成28年4月に奈良市・生駒市を除く37市町村による奈良県広域消防組合による運営に移行しています。また、村では団員108名、消防自動車4台、積載車5台を擁する曾爾村消防団を組織し、人口減少にあわせて令和4年度には3分団・9部体制から3分団・7部体制に改編するとともにOB消防団制度を創設し、地域の初期消火体制の確保に努めています。

防災については、平成30年度から多くの住民が参加する防災訓練を実施しており、コロナ禍で2回中止となったものの、防災意識の向上に寄与しています。

防犯・交通安全については、桜井警察署曾爾駐在所員との密な連携体制のもと、桜井警察署から委嘱された「地域安全推進委員」や「曾爾村通学路安全会議」など地域ぐるみの活動が続けられているほか、防犯カメラを村内に5台設置するなど、予防対策を進めてきました。

2 消費生活

防災行政無線やケーブルテレビで振込詐欺予防の啓発を図るほか、宇陀市、御杖村と合同で宇陀市消費生活相談窓口を設置し、奈良県消費生活センター等とも連携しながら、消費者トラブルへの対応を行っています。

3 循環型社会

循環型社会の形成を図るため、ごみの3R（減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））や地球温暖化防止などの啓発を行っています。

4 ごみ・し尿・火葬場

ごみ処理は、宇陀市（室生地域、一部榛原地域）、御杖村と東宇陀環境衛生組合を組織し、宇陀市室生に東宇陀クリーンセンターを設置して処理を行っています。東宇陀クリーンセンターは平成8年設置で、老朽化が進んでおり施設の更新について協議が必要です。

し尿処理は、宇陀市、御杖村及び東吉野村の一市三村で宇陀衛生一部事務組合を組織し、宇陀市大宇陀にある宇陀衛生センターで処理を行っています。宇陀衛生センターは、令和4・5年度で大規模改修を実施しているところです。

合併処理浄化槽は、年間5基程度の設置補助を継続し、汚水の適正処理を図っています。

火葬場は、御杖村と共同で曾爾御杖行政一部事務組合を設立し管理・運営を行っていますが、施設建設後39年経過していることから施設の延命化を図っていく必要があります。

5 環境保全

曾爾高原では、「曾爾高原を守る会」などにより、9月の茅刈（ヤッキリ刈り）、10月末の茅焼き（ヤッキリ焼き）、2月初旬から3月初旬の全山焼き払いにより、1000年以上続くススキ野原の環境を保全しています。

その他の地域での自然環境の保全活動を進め、済浄坊溪谷では、散策路の補修を行いました。

6 環境美化

村では、毎年、村内一斉河川清掃や、「クリーンアップならキャンペーンIN曾爾」を行い、多くの住民の参加のもと、環境美化活動を行っています。

7 土地利用

村では、平成3年に施行した自然環境保全条例等に基づき、開発と保全の調和を図り、乱開発の防止に努めています。また、平成24年度から地籍調査を進め、山林を除き令和6年度の完了をめざしており、山林についても森林境界明確化事業も導入して境界明確化を進めています。

8 景観

平成21年10月の「日本で最も美しい村連合」の加盟を機に、住民の景観保全意識も高まり、花木の植栽など、景観保全・形成の取り組みが進められています。県でも平成23年度から奈良県景観遺産の登録を行っており、本村では「曾爾高原と周辺の間々が眺望できる曾爾高原お亀池周辺」、「兜岳と鎧岳が眺望できる主要地方道名張曾爾線沿い」の2資産が登録されています。

第6節 コミュニティ、人権、交流、行財政分野

施策目標「人がつながる温かいむらづくり」、「健全な行財政運営の自立したむらづくり」を目指して、コミュニティ、人権、交流、行財政分野について次のように取り組みを進めました。

1 コミュニティ

各大字の自治会や産業関係の団体のほか、山粕地区の「めだか街道」の取り組みや「曾爾クリスマスローズの会」、「曾爾街道風景づくり隊」などテーマごとに地域活性化を図る団体も現れており、「曾爾街道風景づくり隊」は、休耕田や道路への花の植栽や渡り蝶「アサギマダラ」の飛来地づくりなど、多様な活動を地道に展開しています。

2 平和・人権

曾爾村人権教育推進協議会と連携して、小中学校や保育園、社会教育の場での人権教育や、地区別懇談会（小場別懇談会）の開催などを通じて、村長を本部長とする人権問題啓発活動推進本部のもと、人権尊重のむらづくりを推進しています。

3 都市交流・国際化

国際交流については、外国語を母国語とする外国語指導助手が小中学校や保育園、社会教育の場で国際理解教育を行うほか、近年では、令和2年に移住してきたタイ人食文化・料理研究家が料理を通じた住民交流を行っています。

また、全国的にインバウンド観光が急増しており、外国語での情報発信や受け入れ体制づくりに努めています。

4 行財政運営

行政の組織力強化を図るため、機構改革による課系の適正配置を進めるとともに、各種研修や人事評価制度の運用を通じ、一人ひとりの能力が発揮される組織づくりに努めています。

財政運営については、地方創生関係交付金など財源の有効活用に取り組むとともに、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定（令和3年度に改定）するなど、人口減少に対応した費用削減に向けた取り組みを進めているところです。

5 広域行政

本村は、奈良県広域消防組合、桜井宇陀広域連合、奈良県後期高齢者医療広域連合、曾爾御杖行政一部事務組合、東宇陀環境衛生組合、宇陀衛生一部事務組合、奈良広域水質検査センター組合等に加え、広域で共同事務を行っています。平成29年に発足した観光DMO「東奈良名張ツーリズム・マーケティング」など県境を越えた広域連携も進んでおり、広域行政課題に対応するため、的確な役割分担により、多様な広域連携を進めていくことが求められます。

第5章 社会動向と村の課題

近年の社会動向と、それをふまえた村の課題は、以下のとおりです。

第1節 人口減少時代の持続可能な地域づくり

国の推計によると、本計画の目標年である令和14年(2032年)まで、わが国の人口は毎年50~70万人ずつ減少し、年少人口も毎年10~20万人ずつ減少すると予測されています。まち・ひと・しごと創生法制定の端緒にもなった日本創生会議「2040年消滅可能性都市」は全国で896自治体にのぼり、奈良県では、39市町村のうち、実に26市町村があげられています。

曽爾村は、わが国の総人口が5,800万人であった大正9年に、すでに3,000人近い人口を擁しました。過疎地域指定を受け、長年人口減が続く曽爾村では、住民は、本当に地域が消滅してしまうのではないかと懸念を払拭できませんが、電気や水道、通信などの社会インフラと雇用があり、医療や教育が受けられる限り、地域が「消滅」することはありません。

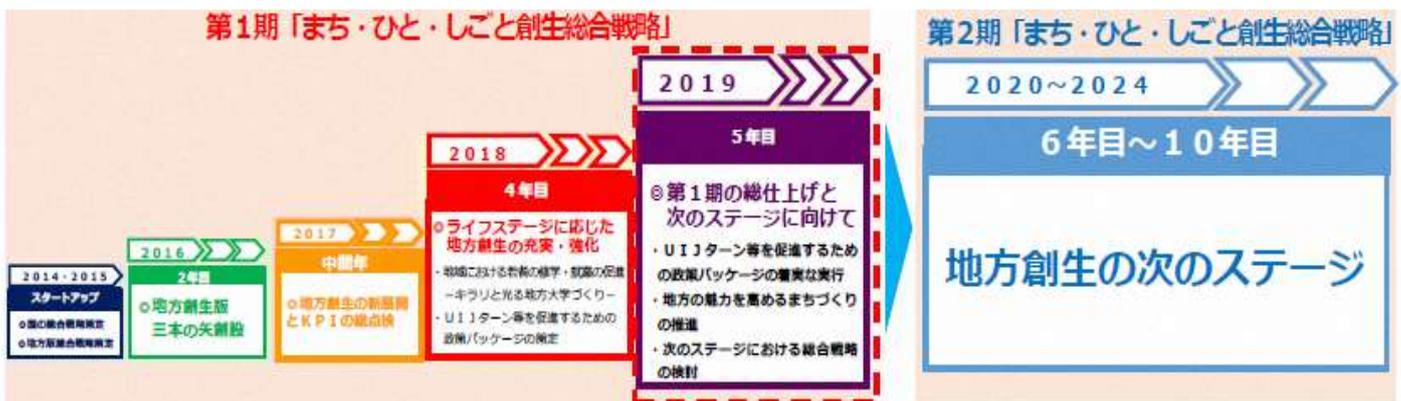
一方で、持続可能な地域づくりには、人口減基調に沿った規模適正化(ダウンサイジング)は欠かせません。選択と集中の観点から、既存の公共基盤の統廃合を進め、財政負担の軽減を図るとともに、地域の商品・サービスの価値を高め、販路を広げるために必要な投資を継続的に行うことで、地域経済の縮小下にも現役世代が収入を確保し、暮らし続けられるむらづくりを進めることが重要です。

第2節 まち・ひと・しごとの創生・拡大

“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地方創生の取り組みが進められており、本村においても、平成27年度から「曽爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略(地域イノベーション創生戦略)」(第1期・第2期)を策定・推進しています。

地域資源を生かして地域の魅力を高め、交流人口・関係人口を増やし、地域の産業・雇用を創出し、定住人口の拡大を図る「まち・ひと・しごと創生」の取り組みは、農林業や観光、定住促進に関わる組織づくりを通じて、田舎志向の若者が定住するきっかけにもなっており、村の既存住民と移住者が知恵を出しあい、力をあわせて地域活性化の成果を上げ、長年働き続けられる雇用を生み出し、活力ある地域社会を維持していくことが期待されます。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ



資料：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

第3節 地域支え合い力の維持・強化

高齢化率が5割を超える過疎の山間部で、住民が安心して暮らし続けるためには、病気や障がいがあっても、安心して暮らしていける、自助・共助・公助による地域支え合い力が必要です。

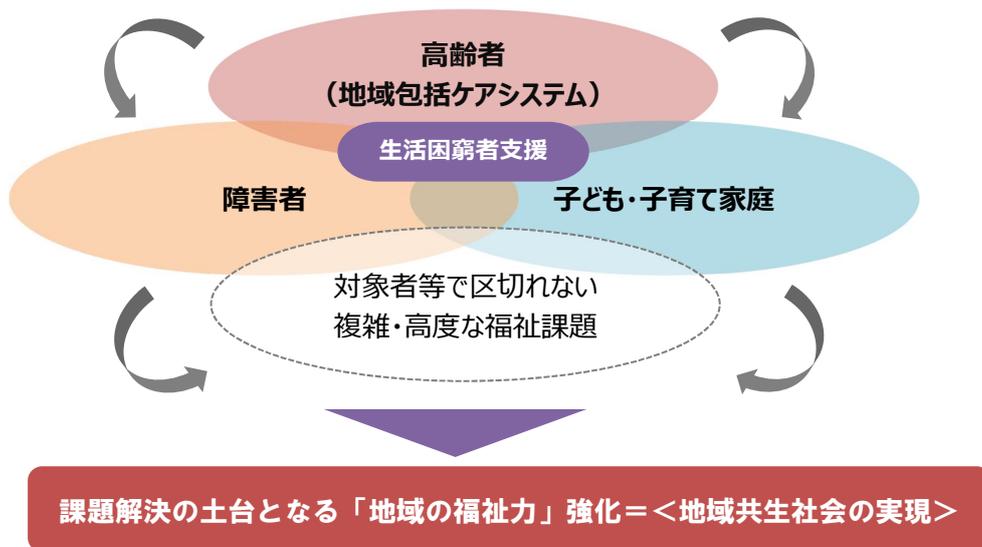
曾爾村は、自治会、民生委員・児童委員、消防団、PTAをはじめとする地域活動が盛んであり、保育園、小中学校が1か所ずつであることから、住民同士、顔なじみの関係が築かれ、自助・共助の基盤が形成されています。

また、診療所や介護・福祉サービスが一通り揃っており、都市部にも至近にアクセスできることから、公助に支障がある離島・へき地よりむしろ、都市圏周縁部の性格を有しています。

そのような曾爾村であっても、近年、高齢化が進み、地域の役職を担える年齢の住民が不在となる例が生じたり、新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者が閉じこもりがちになるなど、自助・共助の力が弱まっています。また、公助についても、サービスを担う人材が地域で確保できない例も生じています。

これらは、全国共通の課題であり、国が示す『我が事・丸ごと』地域共生社会づくりや「福祉人材確保対策」などの施策を本村においても検討し、地域支え合い力の維持・強化を図っていく必要があります。

地域共生社会づくりの必要性



第4節 コロナ克服・新時代開拓のための対策の推進

令和2年から感染拡大が始まった新型コロナウイルスによる医療のひっ迫や社会経済活動の自粛により、私たちの生活は激変しました。本村においても、地域の様々な活動が休止・縮小を余儀なくされ、人やモノの流れが大きく変わり、輸入原材料の不足や価格上昇も相まって、急激な変化に対応できない事業所の経営を圧迫しています。

国では、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現していくため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月）に続き、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月）を打ち出しており、ウィズコロナの下で、住民・事業所が通常に近い社会経済活動の再開・再構築を図り、生活やビジネスを自立的・安定的な軌道に乗せられるよう、国・県とともに、「デジタル田園都市国家構想」、「テレワークの定着や兼業・副業の促進」をはじめとする関連施策を進めていく必要があります。

国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月）

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策						令和3年11月19日 閣議決定		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。 ◆ この機を捉え、本経済対策を契機として、ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。 ◆ こうした成長に向けた機運を途切れさせないためにも、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期すとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ。 								
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止			II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え					
<p>1. 医療提供体制の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療提供体制の強化：公立公的病院の専用病室未だ、感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底 ◆ ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保：ワクチンの追加接種の無料実施、治療薬（中和抗体薬・経口薬）の確保・投与体制の構築 ◆ 感染防止策の徹底：地方創生臨時交付金（都道府県等による感染防止対策）、幼稚園・保育所、学校等の感染防止対策 <p>2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者への支援：地域・業種を限定しない事業規模に応じた給付金（事業復活支援金）、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金（時短等要請時の協力金等） ◆ 生活・暮らしへの支援：住民税非課税世帯（1世帯当たり10万円給付）や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、雇用調整助成金等の特例措置延長、孤独・孤立で悩む方々への支援 ◆ エネルギー価格高騰対策 			<p>1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ワクチン・検査パッケージの活用：電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・抗原定性検査の実施 ◆ 社会経済活動の再開：安全・安心を確保したGoToトラベル等による需要喚起、イベントの開催・キャンセル費用等への支援 <p>2. 感染症有事対応の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ワクチン・治療薬等の国内開発：ワクチン・治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産・安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルユース生産設備の整備支援 ◆ 感染症の収束に向けた国際協力等：COVAXファシリティを通じた途上国への支援、アジア・大洋州地域におけるコロナ対策・社会経済活動再開支援、海外との往來の正常化 ◆ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行 					
III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動								
成長戦略			分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～					
<p>1. 科学技術立国の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 科学技術：10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発 ◆ クリーンエネルギー：自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大 ◆ スタートアップ支援：イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進税制 <p>2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ デジタル実装：ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大規模展開によるテレワーク・ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルデバインド対策 ◆ DXの推進：デジタル庁を司令塔として準公共分野（健康・医療・介護・教育等）のデータ利活用の推進、行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与 ◆ 農業・観光・文化：農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興 ◆ 中小企業：事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進 <p>3. 経済安全保障</p> <p>先端半導体の生産拠点の国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成</p>			<p>1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 賃上げの推進：賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充 ◆ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進：3年間で4,000億円の施策パッケージ職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充 ◆ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援：テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就職氷河期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善 <p>2. 公的部門における分配機能の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等：公的価格の在り方の抜本的見直し、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒し実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援 ◆ 「こども・子育て支援」の推進：新型コロナの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付、早期の待機児童解消を目指した保育の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援 					
IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保								
<p>1. 防災・減災、国土強靱化の推進：5か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靱化の強化</p> <p>2. 自然災害からの復旧・復興の加速：東電福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興</p> <p>3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心：自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進</p>								
本対策の規模	財政支出	I	II	III	IV	合計	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果
	事業規模	22.1兆円程度	9.2兆円程度	19.8兆円程度	4.6兆円程度	55.7兆円程度		
		35.1兆円程度	10.7兆円程度	28.2兆円程度	5.0兆円程度	78.9兆円程度		

第 2 編 基本構想

第1章 村の将来像

本計画では、村の将来像を「希望と安心を実感できる 楽しく賑やかで美しい村」とします。

私たちの曾爾村は、室生赤目青山国定公園の美しい景観のもと、伊勢本街道や「漆塗り」発祥の地といった貴重な歴史・文化、ほうれん草やトマトなど豊かな農林資源を生かし、活力ある村を築いてきました。

人口減少時代が到来し、都市部への人口集中が一層進む中で、曾爾村は、選択と集中による規模適正化（ダウンサイジング）のもと、自然とのつながりを大切にしながら、希望と安心を実感できる「地域力」あふれるむらづくりに戦略的に取り組んでいくことが重要です。

「希望と安心を実感できる 楽しく賑やかで美しい村」をめざし、長く住む村民、移住・定住者、観光やビジネスでの訪問者、さらには全国・世界の曾爾ファンが、みんなで楽しく賑やかに交流し、地域資源の価値を知恵と工夫で最大限に高め、新たな産業や人材を育て、みんなが誇れ、頼りにできるむらづくりに進めていきます。

村の将来像

希望と安心を実感できる 楽しく賑やかで美しい村

第2章 目標人口

国立社会保障・人口問題研究所によると、本村の国勢調査ベースの人口は、令和12年（2030年）には935人に、令和22年（2040年）には606人に減少するものと推計されています。

本計画では、計画期間満了時である令和14年（2032年）の目標人口を1,000人と設定し、毎年、転入者数が転出者数を上回る「社会増」を達成することをめざします。

人口減少は今後も避けて通れませんが、著しい減少は住民生活や村の財政に多大な負担が生じることから、地方創生に積極的に取り組み、移住・定住者を確保しつつ、人口減の抑制を図っていきます。

目標人口

令和14年の目標人口＝1,000人（国勢調査ベース）

〔参考〕 曾爾村の近年の転入者数・転出者数の動向

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
転入者数	35	51	35	35	33	31
転出者数	61	62	44	52	47	43
社会増減	▲26	▲11	▲9	▲17	▲14	▲12

第3章 政策大綱

将来像を実現するために、4つの「政策目標」を定め、18の「基本施策」を推進します。

政策目標1 賑わい、食の魅力あふれる曽爾（産業振興）

豊かな自然環境や培われてきた技術を生かし、既存産業の継承・発展を図るとともに、都会と遜色ない情報通信環境や、曽爾高原の地域ブランドを生かし、市場競争力のある新しい産業・雇用の創出をめざします。

基本施策1 曽爾の観光ブランディング

曽爾高原ファームガーデンをはじめとする公設観光資源と住民・移住者による新たな誘客の拠点やしくみを有機的に連携させ、年間を通じて、内外から多くの観光客が繰り返し訪れ、交流人口が堅調に増加する観光の村をめざします。

基本施策2 風土を生かした農業の振興

農業は、食料供給に留まらず、加工等による他の産業への波及、環境保全、食育など、多面的な機能があり、安定経営を未来に継続させていくことが重要です。

そのため、地域の農業をけん引する担い手の育成・確保を図るとともに、少量生産農家による営農継続を支援し、高品質な農産物の安定生産と農村環境の維持を図っていきます。

基本施策3 林業の再生・再構築

林業については、諸外国で乱伐に伴う地球環境問題が顕在化する中、適切に管理される国産材の見直しが進んでおり、計画的な保育と地域産材の活用を図ります。また、漆発祥の地として漆産業の再生に努めるなど、森林資源の多様な活用をめざします。

基本施策4 商工業の振興と起業支援

商工業は、村の重要な雇用の場であり、住民生活を支える場という認識のもと、商工会など関係団体とともに、地域資源を活かした商品・サービスの開発、創業の支援、販路拡大に向けた支援、企業誘致などに努めます。また、村内の事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、事業を継承・発展させられるよう、支援に努めます。

政策目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる曽爾（保健・医療・福祉）

豊かな人間関係のもと、一人ひとりが自分自身の健康づくり・生きがいづくりに果敢に取り組み、障がいや病気、生活困窮など、支援が必要になったときに、適切な支援を受け、自立して生活を送れるむらづくりを進めます。

基本施策5 地域福祉の推進

障がいや病気がある、生活に困窮しているなど、支援が必要な状態にある住民・家庭を、ボランティアと公的サービスのネットワークで見守り、複合的な要素から発生する生活課題をきめ細かな相談支援で支え、誰もがその人らしく安心して暮らせる「地域共生社会づくり」を進めます。

基本施策6 高齢者支援の充実

高齢者が健康でいきいきと暮らせる期間をできるだけ長く持ち、要介護状態や認知症になることを予防する取り組みを推進するとともに、介護が必要になっても自宅や地域で暮らし続けられるよう、介護保険制度等に基づく支援を推進していきます。

基本施策7 障がい者支援の充実

障がい者（児）が心身の状態に応じて多様な活動に参画し、地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、村内や広域の福祉事業所をはじめ、関係機関が連携し、きめ細かな福祉サービス・支援の提供に努めます。

基本施策8 保健・医療の充実

村保健師をはじめ、保健推進員、食育推進員など、村民が一丸となって、適切な食生活、適度な運動・身体活動、こころの健康づくりを中心に、個人やグループで健康づくり活動を展開し、生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見と早期対応・重症化予防に努めます。

また、国保診療所を中心に、宇陀訪問看護ステーションや二次・三次医療機関等と連携し、地域で安心して必要な医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

政策目標3 学びと交流で明日の人材を育てる曽爾（学習・スポーツ）

学校・保育園と、家庭、地域が一体となって、子どもたちの個性や能力を最大限伸ばす教育を推進するとともに、大人も子どもも、郷土に誇りを持ち、お互いに認めあい、尊重しあい、学びやスポーツ、文化・芸術を楽しみ、交流するむらづくりを進めます。

基本施策9 地域で支える子育ての推進

若い世代が、曽爾村で子どもを生み育てたいと思えるよう、保育園、小中学校、学童保育（放課後児童クラブ）等の職員と、民生委員・児童委員や子育てを支援するボランティアが連携し、きめ細やかで切れ目のない子育て支援を行い、親と子の健全な発育・発達と育児不安の解消に努めていきます。

基本施策10 学校教育の充実

本村で学齢期を過ごす子どもたちが、夢を持ち続け、その実現に向けて努力を重ね、未来を切り拓いていけるよう、施設一体型義務教育学校（小中一貫教育）の特性を生かして、基礎的な学力・生活習慣の定着を基本に、「学ぶ力」を育み、自主性や創造性に富み、他人を思いやるこころの教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育みます。

基本施策11 生涯学習・文化・スポーツの振興

村民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイル、興味・関心に応じて、多様な学習・文化・スポーツ活動に参加し、充実した生活を送るとともに、成果がむらづくりに生かせるよう、講座やイベントの開催、自主グループの育成、施設の適切な維持管理に努めます。

古代から人が住み、伊勢本街道の宿場として栄えた本村には、貴重な歴史・文化が数多く遺されているため、それらの継承・活用に努めます。

基本施策12 人権の尊重と男女共同参画の推進

人にはそれぞれ性別、年齢、国籍、考え方など様々な「違い」があります。異なる個性を前提とし、お互いの違いを認め、尊重しあうことは、人生や社会をより豊かなものにします。

一人ひとりの考えや個性を尊重し、また、様々な人権課題や男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、教育・啓発活動を推進します。

政策目標4 安全・快適に暮らせる利便性の高い曽爾（生活基盤）

環境にやさしい生活様式の実践や、地域ぐるみの生活安全対策、インフラの適正管理などを通じて良好な生活環境を保全し、村民がいつまでも住み続けたいと感じ、移住者が住んでよかったと思えるむらづくりを進めます。

基本施策13 コミュニティの振興と定住の促進

あいさつ、声かけから、見守り、交流、環境保全、自主防災など、コミュニティ活動は、地域生活課題の改善・解決に重要な役割を担っていることから、必要な活動を続けていけるよう、支援に努めます。

田舎へのU・J・Iターンを希望する青年・壮年層をターゲットに、きめ細かな情報提供や相談支援、お試し居住の機会を提供するとともに、住宅や就業・起業に関するコーディネートを行い、定住につなげていきます。

基本施策14 生活安全対策の強化

大規模災害や火災、事件・事故、感染症などから住民の生命・身体・財産を守るため、防災訓練等を通じた知識・技術の向上に努めるとともに、耐震化や土砂災害対策、広域的な応援・受援体制の充実など、災害等に対する地域の強靱化に努めていきます。

基本施策15 交通基盤の確保

交通基盤は、快適な暮らしや産業の活性化のための必須条件です。国・県と連携しながら、道路の改良や適切な維持管理に努めるとともに、広域市町村、事業者と協働し、路線バス、コミュニティバス、スクールバス、タクシーを柱とする公共交通網の維持・確保に努めます。

基本施策16 環境の保全

うるおいある自然景観や生態系を次世代に引き継いでいくために、乱開発を防ぎ、農地・森林を適正に管理し、生活や産業に欠かせない住宅・宅地と調和する計画的な土地利用を進めます。

また、ごみの3R（減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））を奨励し、ごみや生活排水を適正に処理する循環型社会づくりを引き続き進めていきます。

地球環境については、温室効果ガス削減の啓発・実践に努めるとともに、再生可能エネルギーの有効活用を一層進めていきます。

基本施策17 快適な住生活の確保

住民が快適にゆったりと暮らし続けられるよう、快適な住生活の確保に努めます。

水道については、老朽管の計画的な更新や、未普及地区解消などを行い、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

また、公園や公営住宅、情報通信基盤など、快適な生活の確保や産業の活性化に欠かせないインフラの適正管理と長寿命化に努めるとともに、人口減少による需要の変化にあわせ、ストックの適正化を検討していきます。

基本施策18 健全な行財政運営の推進

住民と行政の信頼関係のもと、協働のむらづくりを推進するためには、役場の組織力強化が不可欠であり、計画的な職員の採用・能力開発と不断の働き方改革・オフィス改革を実践し、業務遂行能力の向上と効果的・効率的な行財政運営につなげていきます。

第3編 基本計画

※主な事業欄の【過疎計画】は、「曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画」の登載事業、
【総合戦略】は、「第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の登載事業です。
また、(再掲)の表記は、初出箇所と2回目以降の再掲箇所の両方につけています。

施策の体系

政策目標	基本施策	主要施策
賑わい、食の魅力あふれる曾爾 (産業振興)	1 曾爾の観光ブランディング	<ul style="list-style-type: none"> ①既存の観光商品・サービスの安定した提供 ②新しい曾爾ブランド商品・サービスの開発 ③ビジターセンター機能の強化 ④通年観光の魅力づくり
	2 風土を生かした農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ①担い手の育成・確保 ②営農体制の強化 ③高品質な農産物の安定生産と販売促進 ④農業の多面的機能の発揮
	3 林業の再生・再構築	<ul style="list-style-type: none"> ①担い手の育成・確保 ②森林の適切な経営管理と生産拡大 ③森林資源の利活用の推進
	4 商工業の振興と起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ①創業支援・事業承継の促進 ②企業等の誘致の促進 ③経営の安定化と買い物弱者対策の促進
誰もが健やかに安心して暮らせる曾爾 (保健・医療・福祉)	5 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①地域共生社会づくりの推進 ②重層的な伴走支援の推進
	6 高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①生きがいづくり・健康づくりの促進 ②介護保険の充実 ③高齢者が生活しやすい環境づくり
	7 障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①安心して暮らせる環境づくり ②療育・発達支援の充実
	8 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①健康づくりの知識啓発と人材の育成 ②生活習慣病等の予防対策の推進 ③こころの健康づくりの推進 ④感染症予防の推進 ⑤地域医療体制の維持・確保

政策目標	基本施策	主要施策
<p>学びと交流 で明日の人材を育てる 曾爾 (学習・スポーツ)</p>	<p>9 地域で支える子育ての推進</p>	<p>①妊娠期からの切れ目ない子育て支援の推進 ②子育てに関する経済的支援の充実 ③保育園・学童保育の充実 ④ひとり親家庭等への支援の充実</p>
	<p>10 学校教育の充実</p>	<p>①主体的に課題を解決する教育の推進 ②充実した教育環境づくりの推進 ③特別支援教育の推進 ④地域に根ざした「こころの教育」の推進</p>
	<p>11 生涯学習・文化・スポーツの振興</p>	<p>①地域に根ざした学習・スポーツ活動の展開 ②読書活動の推進 ③歴史の継承と文化・芸術の振興</p>
	<p>12 人権の尊重と男女共同参画の推進</p>	<p>①人権教育・啓発の推進 ②男女共同参画・女性活躍の推進</p>
<p>安全・快適に暮らせる 利便性の高い曾爾 (生活基盤)</p>	<p>13 コミュニティの振興と定住の促進</p>	<p>①コミュニティの維持・強化 ②関係人口の創出と移住者の定着</p>
	<p>14 生活安全対策の強化</p>	<p>①消防・救急の充実 ②災害予防対策の推進 ③災害応急対策・業務継続の体制づくり ④地域防犯・交通安全対策の推進</p>
	<p>15 交通基盤の確保</p>	<p>①幹線道路の整備促進 ②村道の整備・長寿命化の推進 ③持続可能な公共交通体系の構築</p>
	<p>16 環境の保全</p>	<p>①調和のとれた土地利用の推進 ②ごみ・し尿・生活排水の適正な処理 ③環境保全・景観形成・エネルギー循環の促進</p>
	<p>17 快適な住生活の確保</p>	<p>①水道の安定確保 ②良質な住環境の形成と空き家対策の推進 ③公園の活用 ④高度情報通信基盤の充実</p>
	<p>18 健全な行財政運営の推進</p>	<p>①広報・広聴の推進 ②強固な行政組織づくり ③行政デジタル化と自治体DXの推進 ④広域連携の推進</p>

政策目標 1 賑わい、食の魅力あふれる曽爾

基本施策 1 曽爾の観光ブランディング

基本施策がめざす姿

曽爾の観光ブランド力が向上し、村内観光消費が堅調に増加している。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
観光客数【総合戦略】	52万人(H30)	100万人	
観光情報発信基地の整備【総合戦略】	0か所(H30)	1か所	
観光資源の保全【総合戦略】	1事業(H30)	5事業	

施策をとりまく背景

- 本村の観光は、大正 14 年の香落溪の名勝指定にはじまり、昭和 5 年の参宮急行電鉄名張駅の開通により小太郎岩までの観光乗合ハイヤーが 1 日 15~16 往復するようになり、戦争を挟んで、昭和 37 年の赤目香落室生観光開発株式会社の設立で本格化を迎えます。赤目香落室生観光開発株式会社（現株式会社近鉄旅館システムズ）は、近鉄を中心に 2 県 1 市 3 村が出資した第三セクターで、昭和 42 年から平成 8 年まで奥香落高原ロッジを運営していました。
- その頃の中心的な観光資源は国の天然記念物「屏風岩、兜岳および鎧岳」の奇岩や柱状節理の渓谷美でしたが、各地での自然保護運動の高まりの中、植林が予定されていた「お亀池草原」40 ha を県が買い取って保護を開始し、昭和 54 年の「国立曽爾青少年自然の家」の開設もあいまって、観光の中心は曽爾高原へとスライドしていきました。
- その後、昭和 62 年のリゾート法による全国 42 か所のリゾート構想が観光地の分散化を生みましたが、村では、平成 11 年に一般財団法人曽爾村観光振興公社を設立して地ビール「曽爾高原ビール」の開発など観光事業に参入し、曽爾高原ファームガーデンを拠点とする新しい観光の魅力づくりに成功しました。平成 27 年から令和元年にかけてはインバウンド観光も急拡大しましたが、新型コロナウイルス感染症による移動自粛により、観光は大きな打撃を受けています。
- 本村の観光の強みは、大都市に近い立地と、希少な草原の風景に容易にアクセスできることにあります。一方、弱みとしては、観光消費に結びつく宿泊や飲食・土産の資源が少ないことや、スキの時期に観光客が集中し、通年型の安定した観光消費が得にくいことがあげられます。こうした本村の強みを伸ばし、弱みを改善・克服する観光地づくりが求められます。

炭酸水素塩泉「お亀の湯」の露天風呂



主要施策① 既存の観光商品・サービスの安定した提供

本村の産業としての観光商品・サービスは、曾爾高原ファームガーデン「すすきの館」「お米の館」「お亀の湯」や民間飲食店での飲食・土産品購入・入浴、「国立曾爾青少年自然の家」や9か所の小規模な宿泊施設での宿泊、「サン・ビレッジ曾爾」など4か所のキャンプ場でのキャンプ・デイキャンプ、曾爾高原の駐車場や倶留尊山有料入山、登山観光客向けの有料の各種体験メニュー、その他鮎釣りや、まつり・イベント時の臨時的な観光サービスがあります。

これらは、村に交流人口を呼び込み、新たな経済循環を生み出す公益的な役割があり、安定して事業運営ができるよう、商工会等と連携しながら、商品・サービスのブランディングによる付加価値の向上や経費節減などに対する側面支援に努めます。

主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（再掲）
- ・観光施設長寿命化事業【過疎計画】
- ・曾爾村漁協鮎釣り振興事業
- ・ふるさと納税推進事業（再掲）

主要施策② 新しい曾爾ブランド商品・サービスの開発

100年の歴史を誇る曾爾の観光を産業として継承・発展させていくためには、時代のニーズに合った新しい商品・サービスを開発し、採算ベースに乗せていくことが不可欠です。

この間、地方創生の取り組みにより、ゆず加工品、米焼酎、名水飲料といった新商品や、「一般社団法人そののわ GLOCAL」による「心身健美ツアー」など着地型旅行ツアー、「そののわの台所 katte」での「そののわマルシェ」（水曜市）など、新サービスが開発されており、企画開発から経営自立に至る継続した振興を図ります。

主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（再掲）
- ・地域再生計画「曾爾村地域総合センター『起・観・移住の”学び”の拠点』整備事業」（再掲）
- ・農産加工場シェアキッチン活用事業【過疎計画】（再掲）
- ・農産物加工施設長寿命化事業【過疎計画】（再掲）
- ・山と漆プロジェクト事業（植樹、商品化、漆文化の振興）【過疎計画】【総合戦略】（再掲）
- ・着地型旅行ツアー企画開発支援事業（再掲）（一般社団法人そののわ GLOCAL）

主要施策③ ビジターセンター機能の強化

本村は自然観光の村でありながら、観光案内所や、国立公園にある「ビジターセンター」、幹線道路にある「道の駅」のような「情報拠点」がなく、「エピソード観光やコミュニティツーリズム」に不可欠な「郷土学」を住民協働で深掘りする機会を逸しています。

このため、村の“街なか”に立地する「曾爾村地域総合センター」内に「観光ビジターセンター」を設置し、観光案内所機能や、コミュニティツアーの受付機能、「曾爾学」ガイダンス機能など、多様なゲートウェイ機能の強化を図ります。

主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（再掲）
- ・観光情報発信基地整備事業【総合戦略】
- ・コミュニティツーリズム創出プロジェクト事業【過疎計画】（再掲）

主要施策④ 通年観光の魅力づくり

本村は、国立曽爾青少年自然の家で冬キャンプが行われるなど、冬の観光にも魅力がありますが、高見山や三峰山の樹氷登山や、長谷寺の寒牡丹のような「冬のイメージ・エピソード」の知名度がない状況です。

四季を通じて安定した収入が確保できないと、観光で自立することは難しいため、近隣の観光地とも連携しながら、イベントや宣伝活動を積極的に行い、通年型の観光誘客に努めます。

新型コロナウイルス感染症による渡航制限の影響を受けたインバウンド観光は、曽爾の立地や日本らしさからこれからも有望であり、通年定期誘客が図れるよう、受入れ体制の強化に努めます。

主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（再掲）
- ・コミュニティツーリズム創出プロジェクト事業【過疎計画】（再掲）
- ・「日本で最も美しい村」連合による広域連携事業（再掲）
- ・SNS等による「曽爾の今」や通年エピソードの発信
- ・冬・春・夏の観光需要喚起事業
- ・観光広域連携事業（伊勢本街道、奥奈良地域、東大和・西三重地域、東奈良名張地域等）（再掲）
- ・インバウンド観光活性化事業

部門別計画	<p>第2期曽爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】 曽爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】 曽爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3～7年度）【再掲】 「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曽爾村活性化計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】 奈良県南部・東部振興基本計画（令和3～7年度）【再掲】 東奈良名張ツーリズム・マーケティング広域観光振興ビジョン（令和2～6年度）（宇陀市、曽爾村、御杖村、山添村、東吉野村、名張市）</p>								
関連SDGs	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="411 1249 494 1328">  </td> <td data-bbox="502 1238 821 1328"> <p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p> </td> <td data-bbox="829 1249 912 1328">  </td> <td data-bbox="920 1238 1356 1328"> <p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1350 494 1429">  </td> <td data-bbox="502 1350 821 1442"> <p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		<p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p>		<p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>		<p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p>		
	<p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p>		<p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>						
	<p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p>								

基本施策2 風土を生かした農業の振興

基本施策がめざす姿

担い手が育ち、農地が保全され、高品質な農産物が安定的に出荷されている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
農業産出額【総合戦略】	6.2 億円(H30)	6.2 億円	
農林業公社を核とした農林業の強化支援【総合戦略】	0制度(H30)	4制度	
ブランド化、新産地化の推進【総合戦略】	3種(H30)	5種	
大型農業用ハウスの再整備【総合戦略】	0か所	1か所	

施策をとりまく背景

- 本村では、冷涼な高原性の気候と豊かな水資源、大消費地に近い立地を生かして、ほうれん草を中心とした葉物野菜とトマトの施設園芸による産地化を推進しています。
- ほうれん草は、別の葉物野菜を合間に育てて連作障害を防ぎながら、年間5~6回作付けしています。本村は、夏場、夜の気温が低いいため、蓄積された糖の呼吸による消費が抑えられやすく、寒冷な冬も凝固点降下作用を利用して凍結を防ごうと不溶性のデンプンがブドウ糖に分解されやすく糖度が上がる、といった、ほうれん草栽培の適地です。
- 一方、トマトは夏秋トマト「麗夏」を7月初旬から10月中旬まで出荷しています。トマトの産地リレーの中で、夏秋トマトは北海道など冷涼な産地が主力となっており、近畿圏には産地が少なく希少な存在です。

ほうれん草部会（左）とトマト部会（右）のみなさん



写真：「JAならけん宇陀営農経済センター東宇陀営農経済」ホームページ

- 令和2年農林業センサスによると、本村の総農家数は171戸で、そのうち販売農家数が75戸、自給的農家数が96戸で、販売農家率は44%と全国平均の59%を大きく下回っています。葉物野菜、トマト以外には、米を中心に大根、白菜、さといも、こんにゃくいもなどの野菜、ゆずなどの果樹、大和当帰などの薬草といった多品種少量型の農業が営まれています。
- 担い手の減少や高齢化、国際競争による農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加といった課題に立ち向かい、地域の営農の継承を図るため、「一般社団法人曾爾村農林業公社」や「曾爾米ブランド化協議会」などの取り組みにより、組織的な農作業の請け負い、曾爾産農作物のブランディング、販路開拓、さらには、手厚い新規就農者の育成を引き続き進めていくことが求められます。
- 新規就農希望者には、有機農業にあこがれる若者もいます。平成18年には有機農業推進法も施行され、農林水産省では「令和32年の有機農業農地25%」を目標にしています。有機農業は、立地条件の影響が大きい農法で、普遍的な栽培技術の確立が難しいことから、一般的には、実践者は、高額の除草機の導入など、個別の栽培技術を試行・蓄積しています。そのため、慣行農業が確立した本村では、宮崎県綾町のように、村をあげて奨励する段階にはありませんが、消費者のニーズにあわせて、緩やかな「有機転換」を研究していくことが期待されます。

主要施策

主要施策① 担い手の育成・確保

JＡと農林業公社、先輩農家が協力し、地元の農業後継者のみならず、新規就農希望者を含め、農業技術や経営管理の実地研修や起業時の農地・ハウス等の貸し出しなどを系統的に行い、担い手・後継者の確保を図ります。

主な事業

- ・農業次世代人材投資事業
- ・農林業公社を核とした農林業の強化支援【総合戦略】(再掲)
- ・新規営農者の受入、教育【総合戦略】
- ・地域おこし協力隊・地域支援員事業(再掲)
- ・新規営農者への大字・大学等と連携した農業研修の実施【総合戦略】
- ・新規就農者等試験栽培ハウス整備事業【過疎計画】
- ・新規営農者への農地の貸し出し【総合戦略】

主要施策② 営農体制の強化

優良農地の確保と販売農家の規模拡大による経営安定を図るため、農作業の受委託の拡大やハウスの高度化支援など経営支援を進めるとともに、必要なほ場整備や用排水路の改修など農業基盤の強化を引き続き推進します。

また、鳥獣害柵の設置、罾による捕獲や駆除など、有害鳥獣被害防止対策を引き続き、強化・推進します。

さらに、移住による新規就農の円滑化や耕作放棄地発生防止を図るため、農業振興地域の見直しを検討するほか、離農により未利用化している大型農業用ハウスの有効活用を進めます。

主な事業

- ・経営所得安定対策事業(水田活用の直接支払交付金)
- ・施設園芸振興事業(ハウスの建替、新設費用の一部補助)【過疎計画】
- ・耕作放棄地、農地の一括借り受けによる農業の事業継承【総合戦略】
- ・所有権、耕作権分離による大規模集約農業の展開の検討【総合戦略】
- ・有害鳥獣防止対策事業(捕獲報償、防護柵設置補助)【過疎計画】
- ・奈良県農地環境整備事業【過疎計画～令和5年度完了】
- ・農業基盤の長寿命化の推進
- ・農業振興地域の見直しや農地取得下限規制緩和による農地の有効活用と移住促進(再掲)
- ・大型農業用ハウスの再整備【総合戦略】

主要施策③ 高品質な農産物の安定生産と販売促進

生産管理技術や消費者ニーズの研究を進め、高品質な農産物の効率的な安定生産に努めるとともに、農林業公社をはじめ大学を含む関係機関が連携し、ブランド化・販路拡大を図る施策を推進していきます。

また、新作物の導入・普及や有機農業など、次代の曽爾の農業の研究を進めていきます。

主な事業

- ・ コメ、トマト、ホウレンソウ、新たな作物のブランド化【総合戦略】
- ・ 小長尾地区を中心に行われてきたゆずの定植を、加工品の販売拡大を視野に入れ村内全域に拡大【総合戦略】
- ・ 果物等新産地化及び新たな作物の新産地化【総合戦略】
- ・ 野菜直売所の売上増加【総合戦略】
- ・ 曽爾村特産品インターネット販売の強化【総合戦略】
- ・ 米粉振興事業
- ・ 地産地消の推進【総合戦略】
- ・ 有機農業研究事業
- ・ 大学等と連携した新たな作物の新産地化【総合戦略】

主要施策④ 農業の多面的機能の発揮

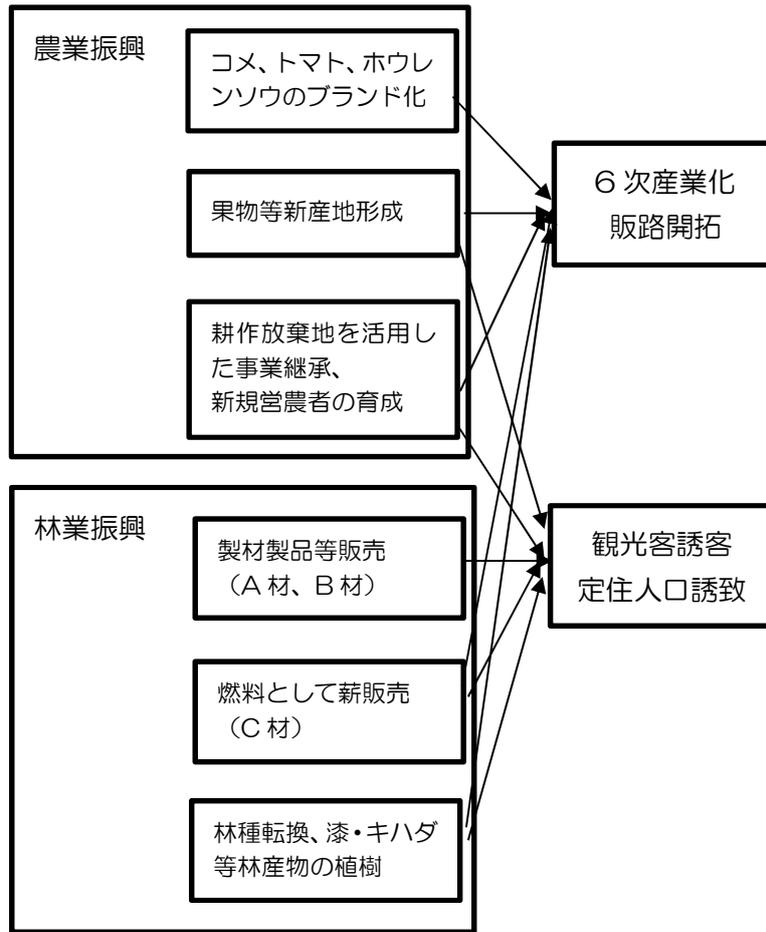
農業の多面的機能の発揮を図るため、管理する担い手に直接支払する制度などを活用して、地域の農家が協力して営農の継続を図り、耕作放棄地の発生防止に努めます。

さらに、クラインガルテン（滞在型市民農園）事業を引き続き推進するとともに、観光と連携した農業体験など、グリーン・ツーリズムを推進します。

主な事業

- ・ 中山間地域等直接支払制度補助事業【過疎計画】
- ・ 耕作放棄地等を活用した景観づくり【総合戦略】（再掲）
- ・ クラインガルテン事業
- ・ 着地型旅行ツアー企画開発支援事業（再掲）（一般社団法人そこのわ GLOCAL）

曾爾村農林業公社が担う機能



部門別計画	<p>曾爾村農業振興地域整備計画（平成22年改定） 奈良県農業農村整備計画・奈良県農山漁村地域整備計画 曾爾村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年改定） 奈良県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和3年改定） 曾爾村人・農地プラン（8地区ごとに策定）（令和3年改定） 曾爾村鳥獣被害防止計画（令和3～5年度）【再掲】 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第6次）【再掲】 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）【再掲】 第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】 曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】 曾爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画） （令和3～7年度）【再掲】 「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曾爾村活性化計画 （内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】 奈良県南部・東部振興基本計画（令和3～7年度）【再掲】</p>	
関連SDGs	<p> 目標2 飢餓をゼロに</p> <p> 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p> 目標8 働きがいも 経済成長も</p> <p> 目標15 緑の豊かさを守ろう</p>

基本施策3 林業の再生・再構築

基本施策がめざす姿

担い手が育ち、適切な管理のもと、木材や漆、キハダなどの活用が発展・拡大している。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
新規林業従事者数	5人 (H27~R4)	8人	
搬出間伐面積	36ha(R3)	61ha	
賛同する企業と連携した漆の産地化に向けた漆の森づくり【総合戦略】	1か所	5か所	

施策をとりまく背景

- 林業は、非木質建材の普及や外材の輸入増加による国産材価格の低下により、全国的に、林業生産の低迷と山林放置を招いてきました。近年、世界的な環境保全の要請から、適正に管理された国産材の再評価が進むとともに、令和3年に入り、ウッドショックと呼ばれる輸入材不足・高騰が生じ、国産材価格が急騰していますが、長い低迷期間に林業従事者の減少が進んだため、増益効果に湧く産地は限定的な状況です。
- 本村は、昭和31年に県下でもいち早く林業研究グループが結成され、昭和48年から曾爾村森林組合が展示即売会を開催するなど、質の良い木材供給基地の役割を担ってきました。施業放置を改善するため、地域おこし協力隊制度などを活用した新規従事者の育成や、森林組合を中心とした下刈、間伐など受託管理、漆・キハダなど落葉広葉樹への樹種転換などを進めています。
- 令和元年度から、私有林人工林面積や林業就業者数、人口の比率によって配分される「森林環境譲与税」や、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ「森林経営管理制度」が導入され、平成18年からの奈良県森林環境税とともに、「林業の成長産業化」にむけた財源やしくみが整いつつあり、本村においても、山林所有者、森林組合、民間木材事業者、農林業公社などが連携しながら、林業の再生・再構築と手入れの行き届いた美しい森づくりを両立させていくことが期待されます。

主要施策

主要施策① 担い手の育成・確保

山の仕事に多くの若者が関心を持ち、新規参入につながるよう、関係機関と連携しながら、情報発信や相談受付、就業の各段階における研修、資機材購入の助成、安全で効率的な操業への改革などを系統的に行い、担い手・後継者の確保を図ります。

また、最小限の機材で小区画を自ら管理し持続的に収入を得ていく「自伐林家」の育成を進めます。

主な事業

- ・奈良県林業労働力確保支援センター事業（公益財団法人奈良県緑化推進協会）
（森林の仕事ガイダンス、「緑の雇用」新規就業者育成、林業従事者職場定着、基幹林業労働者研修等）
- ・奈良県フォレスターアカデミー・奈良県フォレスター連携事業

- ・地域おこし協力隊・地域支援員事業（再掲）
- ・自伐林家の育成【総合戦略】

主要施策② 森林の適切な経営管理と生産拡大

森林管理の基本となる林道・作業道の整備を図るとともに、森林組合を中心に、計画的に育成、伐採、出荷を行い、農林業会社などによる加工・販売機能を強化して、産業としての林業の継承・発展に努めます。

主な事業

- ・森林経営管理事業（再掲）
- ・県産材生産促進事業（森林組合の出荷経費補助）【過疎計画】
- ・施業放置林整備事業
- ・森林整備地域活動支援事業
- ・国森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業
- ・農林業公社木材・木製品販売事業【総合戦略】
- ・森林境界明確化事業【過疎計画】（再掲）
- ・林道開設事業【過疎計画】（再掲）
- ・林道改良、林道橋修繕事業【過疎計画】（再掲）
- ・簡易作業道開設事業【過疎計画】（再掲）

主要施策③ 森林資源の利活用の推進

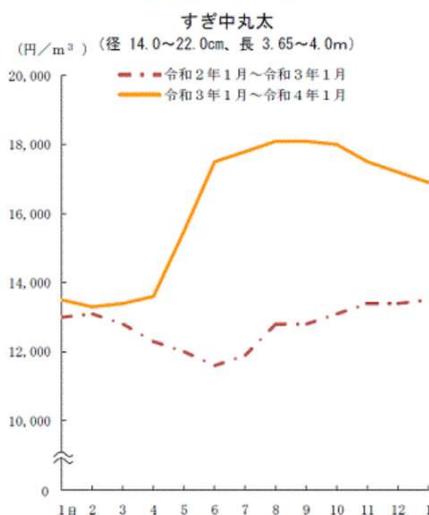
漆、キハダなど、広葉樹への樹種転換や、「山と漆プロジェクト」の推進、薪などエネルギーとしての活用、木育プログラムの開発・実践などを通じて、森林資源の幅広い利活用を推進します。

主な事業

- ・里山再生事業（住宅近接地の針葉樹の伐採と広葉樹への樹種転換）【過疎計画】
- ・混交林誘導整備事業
（賛同する企業と連携して漆やキハダ等広葉樹林への林種転換及び景観づくり【総合戦略】）
- ・山と漆プロジェクト事業（植樹、商品化、漆文化の振興）【過疎計画】【総合戦略】（再掲）
- ・製材を活用したキット商品の開発及び販売【総合戦略】
- ・薪活用事業（薪ストーブ・石窯・薪ボイラー等の導入支援、薪貯蔵施設の整備）【総合戦略】
- ・木質バイオマスを利用したエネルギーの活用【総合戦略】（再掲）
- ・バイオマスエネルギー活用研究事業（再掲）
- ・「国立曽爾青少年自然の家」等と連携した木育プログラムの開発・実践

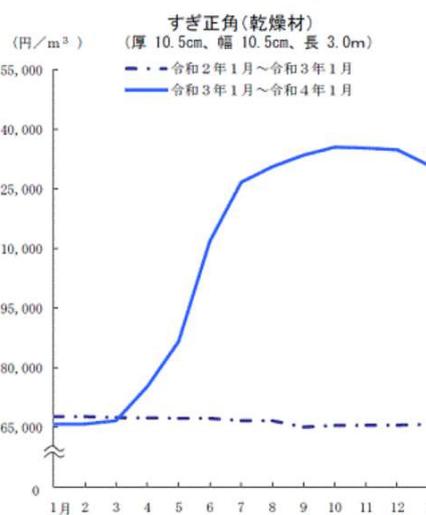
令和3年の国産材価格の急騰の状況

図1 素材価格の推移（全国）



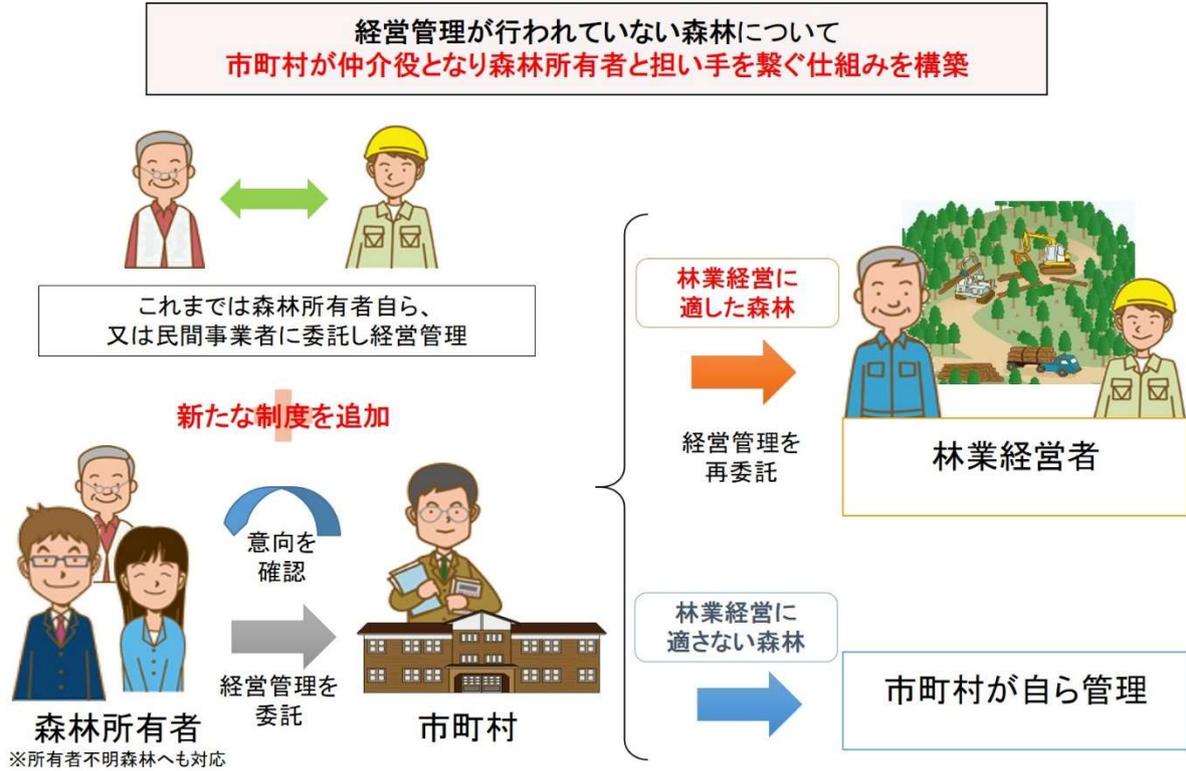
注：令和4年1月から一部の調査品目の変更を行った。

図2 木材製品価格の推移（全国）



資料：農林水産省：木材価格統計調査

森林経営管理制度



資料：林野庁「森林経営管理法（森林経営管理制度）について～林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けて～」（令和2年4月）

部門別計画	曾爾村森林整備計画（平成30～令和9年度）（令和4年改定） 奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（令和3～7年度） 曾爾村鳥獣被害防止計画（令和3～5年度）【再掲】 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第6次）【再掲】 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）【再掲】 第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】 曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】 曾爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画） （令和3～7年度）【再掲】 「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曾爾村活性化計画 （内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】 奈良県南部・東部振興基本計画（令和3～7年度）【再掲】	
関連SDGs	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標7</p> <p>エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標9</p> <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標15</p> <p>緑の豊かさを守ろう</p> </div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標8</p> <p>働きがいも 経済成長も</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標12</p> <p>つくる責任 つかう責任</p> </div> </div> </div>

基本施策4 商工業の振興と起業支援

基本施策がめざす姿

既存事業所が持続的に発展し、新しい事業所が生まれ、堅調に育っている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
雇用創造【総合戦略】	100人(H30)	250人	
創業法人数【総合戦略】	4社(H30)	7社	
村民起業家数【総合戦略】	1人(H30)	8人	
移住者起業家数【総合戦略】	5人(H30)	20人	
創業売上げ【総合戦略】	2,300万円 (H30)	4億円	

施策をとりまく背景

- 本村には、日本経済の屋台骨である大規模な製造業や大型小売店はありませんが、大手・中堅企業の関連工場や支店、ボランティアチェーン小売店などがあり、農産物加工や観光などと並び、地域の経済を支えています。また、土木・建設業や機械修理業、ガソリンスタンドなど、農村地域のインフラを支える産業の集積もあります。これらの中には、新型コロナウイルス感染症や急激な円安等による需要の低迷や生産力の低下、燃料費の高騰などの影響を受けた企業も少なくなく、商工会等と連携し、引き続き、安定操業にむけた支援を進める必要があります。
- 地方では、経営者の高齢化による事業承継が課題となる一方、地方創生施策の効果もあまったU・J・Iターン者による起業が広がりを見せています。本村での起業は、平坦な広い用地が確保しづらい難点がありますが、高度情報通信基盤や宅配事業者の全国翌日輸送網を利用でき、通勤圏に10万人以上の人口を擁するだけでなく、曾爾高原の爽やかなイメージを活用できるといったメリットがあるため、村をあげて振興を図っていくことが期待されます。

主要施策

主要施策① 創業支援・事業承継の促進

「曾爾村地域総合センター」内に、起業支援機能を設置し、創業や事業承継の希望者に対し、宇陀商工会や「奈良県事業引継ぎ支援センター（受託機関：奈良商工会議所）」、金融機関、不動産事業者、工務店などと連携しながら、情報提供やフォローアップを継続的に行い、スムーズな事業開始とソフトランディングにつながるよう、支援を推進します。

また、季節ごと、曜日ごと労働需要に応じて複数の仕事に正職員に近い処遇で従事する「マルチワーク」の普及にむけて、研究を進めます。

主な事業

- ・地域再生計画「曾爾村地域総合センター『起・観・移住の”学び”の拠点』整備事業」（再掲）
（起業に関する知識やICT技術等の学習拠点などのインキュベーション機能）【総合戦略】
- ・起業等人材育成支援事業
- ・農産加工場シェアキッチン活用事業【過疎計画】（再掲）
- ・村内起業を目指す移住希望者のコンテストによる誘致【総合戦略】

- ・特定地域づくり事業協同組合制度等を活用した、「マルチワーク」の普及【総合戦略】

主要施策② 企業等の誘致の促進

静穏さが重要なワーケーションオフィスや創作工房、レコーディングスタジオ等の機能を検討し、本村の活性化につながる企業等の誘致を実現するため、住民、とりわけ移住者の人脈ネットワークを駆使して、「ビレッジプロモーション」に努めます。

主な事業

- ・地域再生計画「曾爾村地域総合センター『起・観・移住の”学び”の拠点』整備事業」（再掲）
（サテライトオフィスの貸館、大学等と連携した研究機能など）【総合戦略】
- ・文筆業、IT技術者等の移住者の誘致【総合戦略】
- ・「曾爾ビレッジプロモーション戦略」推進事業

主要施策③ 経営の安定化と買い物弱者対策の促進

村内の事業者が、新型コロナウイルス感染症や急激な円安等の影響を克服し、事業を安定的に継続していけるよう、国・県や宇陀商工会、金融機関等と連携し、人材の育成や資金調達など、経営基盤の強化を支援していきます。

また、地域商品券、地域通貨など、地域経済の活性化と買い物弱者対策につながる施策の研究を進めます。

主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（再掲）
- ・宇陀商工会運営支援事業
- ・奈良県中小企業経営力向上支援事業
- ・地域総合整備資金の貸付
- ・住民の健康増進のため移動販売時にコミュニティーナースが村内を巡回する制度の創設【総合戦略】
- ・曾爾村での消費を促すため、地域内で使える商品券等の仕組みづくりの創設【総合戦略】

部門別計画	<p>中小企業等経営強化法に基づく曾爾村先端設備等導入計画（令和3年7月改定） 宇陀商工会経営発達支援計画（令和4～8年度） 第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】 曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】 曾爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画） （令和3～7年度）【再掲】 「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曾爾村活性化計画 （内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】 奈良県南部・東部振興基本計画（令和3～7年度）【再掲】</p>												
関連SDGs	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="411 1518 494 1601">  </td> <td data-bbox="502 1518 877 1601"> <p>目標 2 飢餓をゼロに</p> </td> <td data-bbox="885 1518 968 1601">  </td> <td data-bbox="976 1518 1339 1601"> <p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1612 494 1702">  </td> <td data-bbox="502 1612 877 1702"> <p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </td> <td data-bbox="885 1612 968 1702">  </td> <td data-bbox="976 1612 1339 1702"> <p>目標 12 つくる責任 つかう責任</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1713 494 1803">  </td> <td data-bbox="502 1713 877 1803"> <p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		<p>目標 2 飢餓をゼロに</p>		<p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p>		<p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>		<p>目標 12 つくる責任 つかう責任</p>		<p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p>		
	<p>目標 2 飢餓をゼロに</p>		<p>目標 8 働きがいも 経済成長も</p>										
	<p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>		<p>目標 12 つくる責任 つかう責任</p>										
	<p>目標 15 緑の豊かさを守ろう</p>												

政策目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる曽爾

基本施策5 地域福祉の推進

基本施策がめざす姿

みんなが温かい心を持ち、支えあい、安心して暮らしていける。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
「自宅の隣近所で、お互い助けあえる仕組みが できている」と回答した住民の割合	73%(R4)	80%	むらづくりアンケート

施策をとりまく背景

- 要介護高齢者や障がい者、子どもなど、支援が必要な人に対して、介護保険サービスや障がい福祉サービス、保育園などの公助が提供されていますが、多岐にわたる地域生活課題をこうした福祉サービスだけでまかなうには限界があり、住民による地域福祉活動が不可欠です。
- 本村では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、その他様々なボランティアが連携して地域福祉活動に取り組んでいます。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々な活動が縮小・休止となり、地域での交流・社会参加の機会が減っていますが、そうした活動の再開・再構築を図り、「老老介護」や「生活困窮」、「ひきこもり」、「障がい者の高齢化」など、複合的・重層的な要因による「生活のしづらさ」の軽減・解消を図っていくことが求められます。

主要施策

主要施策① 地域共生社会づくりの推進

平成29年の改正社会福祉法に基づき、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、「地域共生社会づくり」として、個別福祉分野にとらわれない包括的な支援を進め、住民の支えあいと公的福祉サービスの両輪により、地域生活課題の改善・解決につなげていきます。

そのため、核となる曽爾村社会福祉協議会をはじめ、村の福祉に携わる人材の育成・確保に努めるとともに、災害時の避難行動要支援者の個別支援体制の強化に努めます。

主な事業

- ・村社会福祉協議会運営支援事業
- ・民生児童委員協議会運営支援事業
- ・地域福祉計画・社協地域福祉活動計画策定・推進事業
- ・歳末激励金給付等支援事業
- ・白百合会支援事業
- ・敬老事業（長寿祝品・長寿祝金）
- ・家族介護者交流事業
- ・避難行動要支援者個別支援事業（再掲）

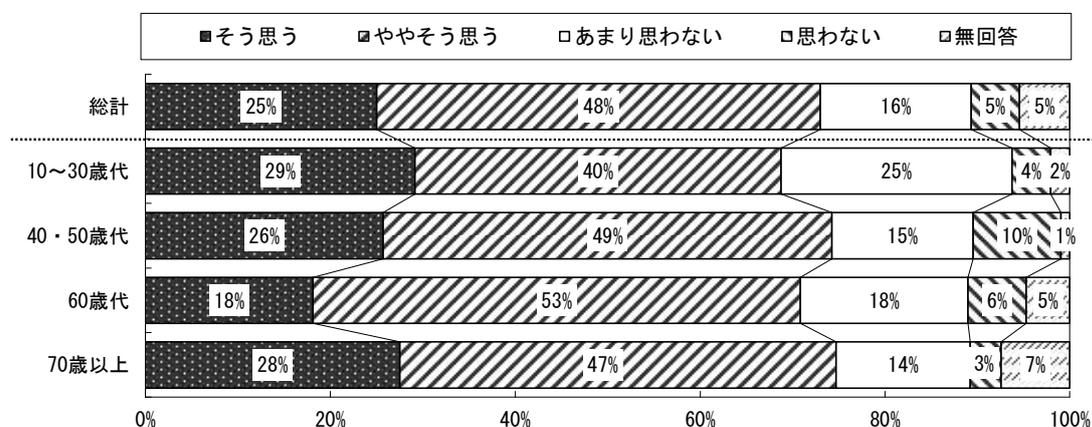
主要施策② 重層的な伴走支援の推進

生活困窮、権利擁護など、住民の抱える様々な課題に対応するため、村、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保育園、学校、福祉事業所、医療機関、ハローワーク、奈良県吉野福祉事務所、奈良県中央こども家庭相談センター（児童相談所）、奈良県中和保健所など、多機関・多職種が連携し、支援者と対象者がつながり続けながら対象者と周囲との関係を広げていく「伴走支援」を進めます。

主な事業

- ・障がい者地域生活支援事業（再掲）
- ・重層的支援体制整備事業（再掲）
- ・成年後見制度等利用促進事業
- ・村社会福祉協議会日常生活自立支援事業

「隣近所でお互い助けあえる仕組みができている」と思うか（住民アンケート）



資料：曾爾村むらづくりアンケート（令和4年7～8月実施。回答者数=552）

部門別計画	曾爾村社会福祉協議会事業計画（毎年度改定） 奈良県地域福祉計画（令和4～8年度） 曾爾村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）	
関連SDGs	 目標1 貧困をなくそう	 目標3 すべての人に健康と福祉を

基本施策6 高齢者支援の充実

基本施策がめざす姿

高齢者が自身の役割に生きがいを持ち、安心して暮らしている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
主観的健康観の「とてもよい」「まあよい」の割合	78%(R2)	78%	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画
シルバー人材センターの受託件数	212件(R元)	236件	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画
健康いきいき教室の延べ参加人数	320人(R元)	360人	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画
「介護予防通いの場」の参加実人数	75人(R元)	135人	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

施策をとりまく背景

- 高齢者は、加齢とともに、歩行や食事など日常生活を送る機能が低下しますが、現有能力を活かし、家事や社会活動で楽しく脳や身体を使うことが、病気やケガ、生活機能の低下を防ぎます。そのために、老人クラブやシルバー人材センターの活動や、「健康いきいき教室」、「介護予防通いの場」といった取り組みが行われていますが、令和元年末から新型コロナウイルス感染症により、しばしば、延期・縮小・休止が生じています。
- 本村の介護保険の要介護・要支援高齢者は約150人で、曾爾村蘇いの森での地域密着型通所介護など、様々なサービスを受けながら生活しています。この間、介護・福祉事業所においても、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言や、利用者や従事者自身の感染などにより、サービスの休止を余儀なくされる事態も発生しました。
- 国は、市町村に対し、平成27年施行の医療介護総合確保推進法（在宅医療・介護連携の推進など）や、平成30年施行の地域包括ケア強化法の施行（自立支援・重症化予防の強化など）により、「地域包括ケアの一層の深化・推進」を求めています。新型コロナウイルス感染症による影響の軽減・克服に努め、高齢者が、必要なサービスを受けながら、安心して暮らし続けられる体制を確保していくことが求められます。

主要施策

主要施策① 生きがいづくり・健康づくりの促進

老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援や、健康いきいき教室、百歳体操などの通いの場への参加促進により、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、いきいきと参加・活躍できる機会づくりに努めます。

主な事業

- ・老人福祉センター運営事業
- ・老人福祉センター高齢者文化活動振興交流事業
- ・老人福祉センター施設修繕事業【過疎計画】
- ・老人クラブ活動支援事業
- ・シルバー人材センター運営支援事業
- ・健康いきいき教室事業
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
- ・男性の料理教室事業

主要施策② 介護保険の充実

要介護・要支援認定者が、自立支援・重度化防止をめざすケアマネジメントに沿って、必要な介護・生活支援サービスが受けられるよう、サービス提供基盤の確保と質の高いサービスの提供を図るとともに、介護給付費の適正化に努め、安定した介護保険事業運営を推進します。

主な事業

- ・介護保険給付事業
- ・曾爾村軽費老人ホーム（ケアハウス）運営事業
- ・曾爾村軽費老人ホーム（ケアハウス）改修修繕事業【過疎計画】
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・介護給付適正化事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・桜井宇陀広域連合介護認定審査会事業（再掲）

主要施策③ 高齢者が生活しやすい環境づくり

見守りを兼ねた「食の自立支援事業」など、既存の生活支援サービスを継続的に推進するとともに、有償ボランティアによる生活支援サービスの開発をめざすなど、高齢者が生活しやすい環境づくりを進めます。

主な事業

- ・村社会福祉協議会食の自立支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・シェアキッチンを活用した高齢者配食サービス事業【総合戦略】
- ・緊急時高齢者等在宅支援事業（緊急通報装置）【過疎計画】
- ・高齢者等福祉タクシー利用助成事業【過疎計画】（再掲）

部門別計画	曾爾村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）
関連SDGs	 目標3 すべての人に健康と福祉を

基本施策7 障がい者支援の充実

基本施策がめざす姿

障がい者・児が必要な支援を受けながら、いきいきと安心して暮らしている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
役場の障がい者法定雇用率(2.6%)の達成	1.98%(R3)	2.6%	障害者活躍推進計画
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所	

施策をとりまく背景

- 障がい者・児は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。
- 3年ごとに策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、村内の生活介護事業所「すずき福祉作業所」や民間の就労継続支援B事業所を中心に、広域の事業所を含め、一人ひとりのニーズに即したケアマネジメント（相談支援とサービス利用計画の作成）のもと、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの提供に努めています。
- 障がい者・児が、新型コロナウイルス感染症によるサービスの縮小や活動の制限からコロナ前の安定した社会生活を取り戻し、様々な活動にいきいきと参加しながら安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉、就業、教育、生活環境など、各分野でのきめ細かな支援を進めていくことが求められます。
- 障がい児や発達に不安を持つ児に対しては、村の母子保健部門や保育園、小中学校、広域の障がい児相談支援事業所・児童発達支援事業所、特別支援学校、奈良県障害者総合支援センターなどが連携し、各成長過程での適切な療育・発達支援に努めていますが、令和3年施行の医療的ケア児支援法による医療的ケア児支援義務化への対応など、一層の強化に努めることが求められます。

主要施策

主要施策① 安心して暮らせる環境づくり

福祉サービスを活用しながら、障害者・児が、自宅で安心して暮らせるよう、事業所、ボランティア、行政等関係機関が連携しながら、継続的な支援を進めます。

主な事業

- ・障がい者相談支援事業・障がい児相談支援事業（再掲）
- ・障がい者自立支援給付事業
- ・障がい者地域生活支援事業（再掲）
- ・障がい者相談員事業
- ・障がい者医療費助成事業
- ・曾爾村身体障害者福祉協会活動支援事業
- ・桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会事業（再掲）

主要施策② 療育・発達支援の充実

障がいや発育・発達上の遅れ・不安等がある子どもたちが、早期から適切な療育・発達支援を継続して受けられることができるよう、関係機関が連携し、個別の支援計画に基づくきめ細かな支援を推進していきます。

主な事業

- ・ 保育園どんぐり教室事業（再掲）
- ・ 障がい児相談支援事業（再掲）
- ・ 障がい児通所支援給付事業
- ・ 小児慢性特定疾患給付事業
- ・ 児童発達支援センター設置事業

部門別計画	
関連SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>目標 3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>目標 4 質の高い教育をみんなに</p> </div> </div>

基本施策8 保健・医療の充実

基本施策がめざす姿

すべての住民が健康づくりに関心と理解を深め、自分の健康管理を適切に行っている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
特定健康診査の受診率	53.7%(R元)	60%	特定健康診査等実施計画
特定保健指導の実施率	71.4%(R元)	80%	特定健康診査等実施計画
がん検診の受診率	胃:20.1% 大腸:28.4% 子宮:25.0% 乳:14.6% 肺:26.1% (R元)	胃:50% 大腸:50% 子宮:50% 乳:50% 肺:50%	健康増進計画
歯周疾患検診の受診率	9.8%(H30)	20%	健康増進計画
食育推進員の人数	30人(R元)	30人	
保健推進員の人数	24人(R元)	24人	
1人当たり国保医療費	439,772円 (R2)	470,702円 (R6)	

施策をとりまく背景

- 住民一人ひとりが自ら主体的に疾病予防・健康づくりに取り組むことが重要という認識のもと、村ではそれをサポートする各種事業に取り組んでいます。
- 特に、運動不足や食生活の変化などにより生活習慣病が増加し、とりわけ、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防対策が重要であり、住民一人ひとりが健康診査を確実に受診し、疾病の早期発見につなげるとともに、健診結果に基づく保健指導により、意識の高揚と行動変容を図っていくことが期待されます。
- 高齢者については、こうした疾病予防とともに、心身の機能の維持・向上を図る介護予防の取り組みを進めていくことが求められます。
- 母と子の健全な発達・発育のために、妊娠・出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進の取り組みを進めるとともに、相談事業などにより育児不安の解消を図っていく必要があります。
- 心の病気やストレス、悩みなど、心をめぐる健康問題の改善を図っていくことも重要です。
- 医療は、内科・総合診療科・歯科を持つ曾爾村国民健康保険診療所が身近なかかりつけ医療の役割を担っており、広域連携により休日・夜間診療、救急医療が確保されています。また、村民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険・後期高齢者医療制度を運営しています。高齢化等により、医療ニーズが高まる中、地域の医療体制を引き続き確保していくことが求められます。

主要施策① 健康づくりの知識啓発と人材の育成

住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、運動、栄養、禁煙、適正飲酒など健康知識について、わかりやすい情報提供に努めるとともに、食育推進員、保健推進員など、住民の健康づくりを推進する人材の継続的な育成を図ります。

主な事業

- ・健康づくり啓発事業
- ・健康ポイント事業
- ・保育園おやこ料理教室事業
- ・小中学校食育教室事業
- ・食育推進員（旧称：食生活改善推進員）養成事業

主要施策② 生活習慣病等の予防対策の推進

特定健康診査や各種がん検診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、高血圧、高血糖、脂質異常に代表される生活習慣病やがんなどの予防、早期発見、早期治療、重症化防止を推進します。

主な事業

- ・特定健康診査、特定保健指導事業
- ・各種健康教室事業
- ・各種がん検診事業
- ・歯周疾患検診事業
- ・糖尿病等重症化予防事業
- ・健康ウォーキング事業

主要施策③ こころの健康づくりの推進

奈良県中和保健所、奈良県精神保健福祉センター、医療機関などの専門機関や地域住民と連携し、傾聴を通じて生きがい・役割づくりをめざす相談支援や、孤立を防ぐ見守り活動など、こころの健康づくりや自殺予防対策に関する取り組みを推進していきます。

主な事業

- ・重層的支援体制整備事業（再掲）
- ・ひきこもり対策事業
- ・自殺対策事業

主要施策④ 感染症予防の推進

新型コロナウイルス等の感染症の蔓延を防止するため、住民、事業所等による適切な予防措置を啓発するとともに、奈良県中和保健所等と連携し、曽爾村国民健康保険診療所や二次医療機関での検査や受診等の体制確保に努めます。

主な事業

- ・予防接種事業（再掲）
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種事業

主要施策⑤ 地域医療体制の維持・確保

県や広域連合と連携し、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営に努めるとともに、曾爾村国民健康保険診療所の医療体制の維持・確保に努めます。

主な事業

- ・国民健康保険・後期高齢者医療運営事業
- ・村国民健康保険診療所運営事業
- ・医療機器更新事業【過疎計画】
- ・予防歯科普及事業
- ・ジェネリック医薬品普及促進事業
- ・桜井地区病院群輪番制病院運営事業（再掲）
- ・小児深夜診療負担金事業（再掲）
- ・産婦人科一次救急負担金事業（再掲）
- ・宇陀けあネット事業

部門別計画	<p>曾爾村第3次健康づくり計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画） （令和元～5年度）</p> <p>曾爾村第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30～令和5年度）</p> <p>曾爾村国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）（平成30～令和5年度）</p> <p>曾爾村新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年8月策定）</p> <p>奈良県保健医療計画（平成30～令和5年度）</p>
関連SDGs	 <p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p>

政策目標3 学びと交流で明日の人材を育てる曽爾

基本施策9 地域で支える子育ての推進

基本施策がめざす姿

地域全体で子育てを支え、親も子ども心身ともに健やかに成長している。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
乳幼児健診の受診率	96.2%(R3)	100%	3回の健診の平均
乳児家庭全戸訪問の実施率	100%(R4)	100%	
のびのび広場の実施回数	8回(R3)	12回	
曽爾保育園での交流保育の年間開催回数	3回	3回	

施策をとりまく背景

- 安心して子どもを産み育てるためには、妊娠から出産、育児に至る親と子の健康増進と、仕事や家事と子育てとの両立支援、さらには子育てに関する心理的・経済的負担の軽減が重要です。また、子どもたち一人ひとりが、安全、安心な環境のもと、元気に遊べる環境づくりが重要です。
- このため、本村では、個別支援によるきめ細かな母子保健事業を推進するとともに、生後10か月からの低年齢児保育、最大7時半から18時半までの長時間保育など多様な保育園利用ニーズへの対応など、子育て支援の充実に努めています。
- 乳幼児期は人間の一生のうちで心身共にもっともめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期です。周りに同年代の子や子育て中の保護者が少ない中で、保護者が子育てに関する不安や孤立感を感じることがないように、また、子どもたちが健やかに育ち、社会的に自立していくことができるよう、地域全体で子ども・子育て家庭を支えていくことが求められます。

曽爾保育園の年間行事

冬	秋	夏	春
<ul style="list-style-type: none"> ☆クリスマス会 ☆お餅つき大会 ☆内科検診 ☆親子料理教室 ☆体験入園 ☆生活発表会 ☆卒園式 ☆修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ☆運動会 ☆秋の遠足 ☆ななかま集会 ☆保護者会行事 ☆みかん狩り ☆高齢者と交流事業 ☆歯科検診 ☆交流保育 	<ul style="list-style-type: none"> ☆内科検診 ☆歯の検診・健康教室 ☆宿泊保育(自然の家) ☆老人会との交流 ☆人形劇観劇 ☆反戦平和集会 ☆プール・水遊び ☆交流保育 	<ul style="list-style-type: none"> ☆入園・進級式 ☆春の遠足(屏風岩公園) ☆親子社会見学 ☆交流保育

主要施策① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の推進

関係機関との連携のもと、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図り、子育てに関する不安の軽減や虐待の予防に努めます。乳幼児健診や家庭訪問、予防接種などの機会でのきめ細かな相談支援を通じて、親と子の健やかな成長を支援していきます。

また、妊娠・出産を希望する方の不妊の悩みに関する情報提供や相談、支援を推進します。

主な事業

- ・ とも家庭センター（子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点）運営事業
- ・ 母子健康手帳交付事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 産前産後サポート事業
- ・ 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ・ 予防接種（再掲）
- ・ 離乳食講習会事業
- ・ 成長・発達に関する相談支援事業
- ・ のびのび広場事業

主要施策② 子育てに関する経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援は未来への投資であり、既存の支援制度を引き続き推進し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、受給対象・範囲の拡大など、さらなる充実を検討していきます。

主な事業

- ・ 出産手当事業
- ・ 乳幼児・子ども医療費助成事業【過疎計画】
- ・ ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- ・ 保育料無償化事業
- ・ チャイルドシート貸与事業
- ・ 高校・大学等入学支度金助成事業（再掲）
- ・ 学校給食費・制服購入費・修学旅行費・英語検定料・過疎対策通学費補助事業【過疎計画】（再掲）

主要施策③ 保育園・学童保育の充実

保育園では、コロナ禍で縮小してきた保護者や地域の人々との交流も徐々に復活させ、四季折々の自然を満喫しながら、異年齢児集団の中でのびのび遊び、子どもが主体となる教育・保育を推進し、豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成に努めます。また、地域子育て支援の拠点として、のびのび教室などにより、未就園児とその保護者との交流を進めます。

学童保育（放課後児童クラブ）では、子どもたちが遊びや集団活動によって健やかに成長できるよう、楽しく魅力的で安全なクラブ運営に努めます。

主な事業

- ・ 保育園運営事業
- ・ 保育園どんぐり教室事業（再掲）
- ・ 学童保育（放課後児童クラブ）運営事業

主要施策④ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や生活困窮家庭、社会的養護が必要な家庭については、奈良県中央子ども家庭相談センター（児童相談所）や奈良県吉野福祉事務所、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県スマイルセンター）、民生委員・児童委員など、関係機関等と連携し、相談・支援を推進し、各種制度の活用につなげていきます。

主な事業

- ・国児童扶養手当事業
- ・ひとり親家庭医療費助成制度（再掲）
- ・曽爾村要保護児童対策地域協議会運営事業

〔参考〕改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）による「こども家庭センター」のイメージ

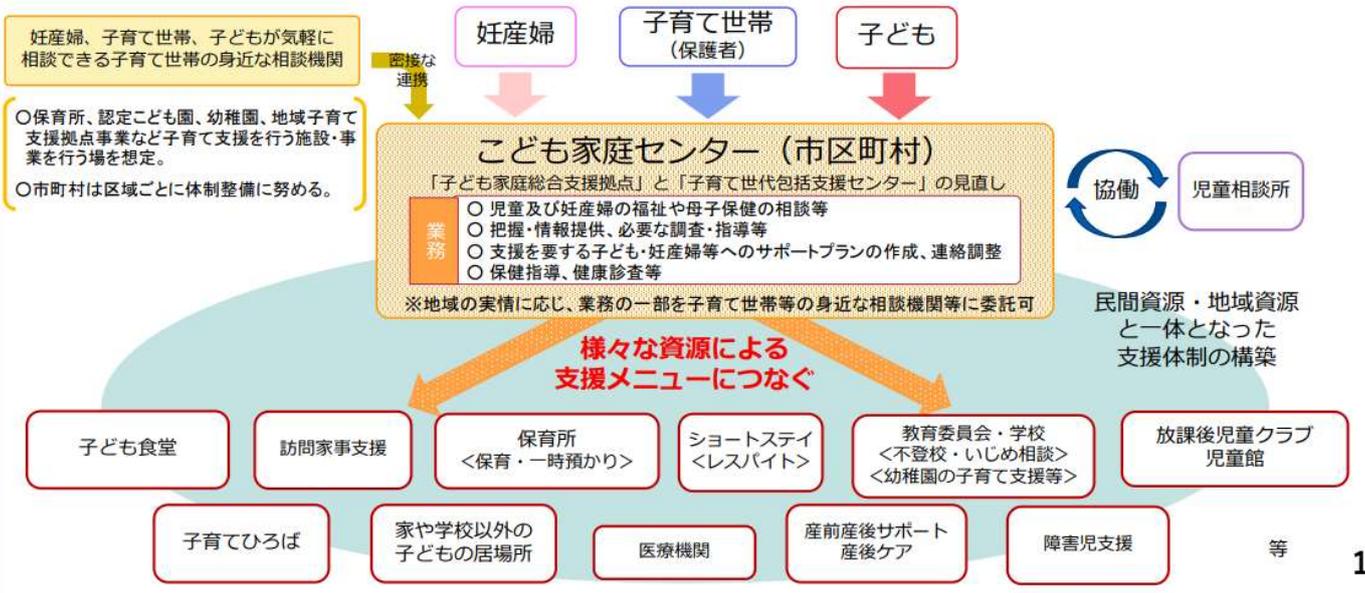
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



※母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の一本化を図る。

資料：厚生労働省

部門別計画	第2期曽爾村子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度） 奈良県社会的養育推進計画（令和2～11年度） 奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画（令和4～8年度）
関連SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> </div> </div>

基本施策10 学校教育の充実

基本施策がめざす姿

心豊かでたくましく、自ら学ぶ意欲をもち、ふるさとを大切にする子どもが育っている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
「基礎学力を着実に養う教育」が十分と感じる子育て層の割合	58%(R4)	70%	むらづくりアンケート
CEFR-A1 レベル（英検3級レベル）相当以上の中学3年生の割合	25%(R3)	40%	国が実施する英語教育実施状況調査
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	75%(R4)	100%	全国学力学習状況調査
個別の教育支援計画と個別の指導計画の策定率	100%(R4)	100%	特別支援教育体制整備状況調査
ICTを活用して授業ができる教職員の割合	94%(R3)	100%	文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」
教育委員会事務の点検・評価におけるA項目の割合（学校教育分野）	52%(R3)	100%	

施策をとりまく背景

- 少子高齢化や情報化・国際化の進展といった時代の変革の中にあって、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育てていくことができるよう、一人ひとりの個性を活かし、能力を伸ばす学校教育の推進が求められています。
- コロナ禍により、学校行事や一部授業の中止・縮小やマスクの常時着用、会話の自粛、リモート学習など、様々な対応を迫られてきましたが、子どもの健やかな学びを保障するため、感染状況下にあっても、工夫しながら、可能な限り、行事や部活動等も含め教育活動を継続していくことが必要です。
- 小中学校9年間の学びのみちすじを子どもの視点に立って明確化し（カリキュラム・マネジメント）、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」を育成すべき資質・能力の三つの柱とする新学習指導要領に基づき、新たに導入されたプログラミング教育や、小学校高学年での外国語科などを含め、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす授業改善を進めていくことが重要です。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校教育の成果を高め、地域活性化につなげていくため、コミュニティ・スクールの理念のもと、地域の人々の理解と協力を得た学校運営と地域人材を活用した「地域学校協働活動」の一層の推進を図ることが求められます。

曾爾小中学校のグランドデザイン

〈施設一体型 義務教育学校〉 曾爾村立曾爾小中学校グランドデザイン

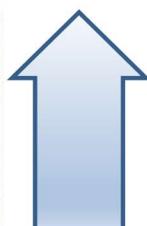
〈学校教育目標〉

心豊かでたくましく、自ら学び、ふるさとを大切にする子どもの育成
～「生きる力」を備えた15歳のひとりたち～

〈教育スローガン〉 “ぬるべの郷” 曾爾から、未来を切り拓く人づくり

めざす子ども像

1. 学び合い共に高め合う子ども
2. 自分も人も大切にする子ども
3. 豊かな心で、よりよく人と関わる子ども
4. 健康でたくましく根気強い子ども
5. ふるさとを大切にする子ども



9年間をつなげ伸ばす

1. 学習に向かう心・姿勢の育成
2. 心身の発達を踏まえた教育
3. 基礎基本の定着と考えを発言する力の育成
4. 英語活動とコミュニケーション力の育成
5. 多様な文化及び国際理解

〈学校教育目標を達成するための基本方針〉

小中一貫教育の特徴・小規模校のメリットを生かした教育

確かな学力

- 基礎基本の定着
- 主体的・対話的で深い学び
- 日常生活で生かせる言語能力の育成
- ・ 奈良教育大学との連携事業
「サマースクール」「わくわくアート」
「ウインタースクール」
- ・ 学力向上合宿
- ・ 家庭学習、読書の習慣化
- ・ ICT活用 ・スピーチ集会 など

豊かな心・郷土愛

- 豊かな感性を育む
- 規範意識の向上
- 未来を担う人権感覚
- 伝統文化の継承
- ・ 総合学習
「かがやき」「ふるさとタイム」
- ・ 地域学習
芸能〔獅子舞〕自然〔菊・漆細工〕
- ・ 職業体験「わくわくWORK」
- ・ 異学年交流、縦割り活動 など

たくましく健やかな体

- 体力向上と体育活動の推進
- 健康の保持・増進
- 食育の推進
- ・ 全校マラソン大会
- ・ 保健委員会集会
- ・ 食育推進委員会との連携事業
- ・ フッ化物洗口・歯科検診学習
- ・ 5・6年からの部活動 など

前期

1～4年

基礎定着期

中期

5～7年

学びの充実期

後期

8・9年

発展と自己実現期

《 自律 》

自分で考え、判断し行動する → 自分自身で未来を切り拓く

地域や諸機関とつながり「ぬるべの郷」曾爾にしかできない教育実践 《子どもも大人もともに学ぶ》

《 「つながりを大切にしたコミュニティースクール」 》

学校ができること…様々な体験を通して共に学び高め合う心地よさを知る
家庭ができること…基本的な生活習慣と家庭での教育力の向上
地域ができること…人のあたたかさに触れる(声かけ・挨拶)

曾爾小中学校の9年間の学びのみちすじ

ブロック	前期(習得期)				中期(充実期)			後期(発展期)	
学習形態	基礎基本の徹底 基礎基本の定着期				学力の定着 学びの充実期			個性・能力の伸長 学びの発展と 自己実現	
	学習の土台		学習の広がり		学習の深まり			主体的な学習	
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
授業スタイル	学級担任による授業				教科担任制(一部教科担任制)				
部活動					部活動に参加				
委員会	係・当番活動、委員会活動				係・当番活動、委員会活動				
児童生徒会	児童会リーダー(4年)				生徒会選挙権・被選挙権(7・8・9年)				

主要施策

主要施策① 主体的に課題を解決する教育の推進

基礎的な学力・体力、生活習慣、豊かな情操の獲得を基本としつつ、教科学習や総合的な学習の時間、課外活動などを通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決することをめざした教育を進め、実社会で生きて働く知識・技能、学んだことを生かそうとする力、未知の状況に対応していく力を育てていきます。

主な事業(取り組み)

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成
- ・学習意欲の向上と学習規律の確立
- ・ICT(情報通信技術)を活用した授業改善と学力の向上
- ・プログラミング教育の推進
- ・言語活動の充実
- ・理数科教育の充実(教科教育、サマースクール・ウインタースクールの開催等)
- ・読書活動の充実
- ・文化・芸術活動の充実
- ・自然体験活動・宿泊体験活動の充実
- ・他校との交流の推進
- ・健康・体力づくりの取組の推進
- ・望ましい生活習慣の確立を目指す取り組み
- ・『あいさつ日本一の学校』を目指す取り組み
- ・学校での食育の推進
- ・曾爾ふるさと学習の推進
- ・住民との交流の推進
- ・地域行事やボランティア活動への積極的な参加
- ・キャリア教育の充実
- ・国際理解教育の推進

主要施策② 充実した教育環境づくりの推進

研修等による教職員の資質向上や、学校における働き方改革を進めるとともに、村費講師の雇用を含め、手厚い教育支援体制の維持・確保に努めます。

また、「地域とともに歩む学校づくり」というコミュニティ・スクールの考え方にに基づき、地域学校協働活動を推進し、みんなで知恵を出し合い、子どもを支える学校づくりに努めます。

さらには、山村留学の受け入れなど、若者定住を図る教育施策について検討を進めていきます。

主な事業(取り組み)

- ・村費講師雇用事業【過疎計画 名称：小中一貫教育前期課程複式学級解消事業】
- ・高校・大学等入学支度金助成事業(再掲)
- ・学校給食費・制服購入費・修学旅行費・英語検定料・過疎対策通学費補助事業【過疎計画】(再掲)
- ・安全管理・危機管理の充実
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・学校組織の活性化と教員の指導力の向上
- ・学校評価を生かした学校経営の充実
- ・地域学校協働活動、コミュニティ・スクールの推進

- ・山村留学受け入れ制度の導入の検討

主要施策③ 特別支援教育の推進

障がい、病気などで特別な支援が必要な児童・生徒が、一人ひとりの生活や学習上の課題を克服して能力を伸ばし、たくましく成長できるよう、地域の様々な住民・組織の協力を得ながら、「個別の教育支援計画」に基づくきめ細かな教育・支援を進めます。

主な事業（取り組み）

- ・特別支援教育推進事業

主要施策④ 地域に根ざした「こころの教育」の推進

道徳の教科教育や課外活動を通じて、人権ポスターや人権標語・人権作文への取り組みなど、「こころの教育」を推進するとともに、登校が心配な子への個別支援や、いじめ防止など、学校教育をめぐる諸課題への的確な対応を進めます。

主な事業（取り組み）

- ・学校での人権教育の推進（人権ポスターや人権標語・人権作文への取り組み、平和学習、その他啓発活動）（再掲）
- ・道徳教育の充実
- ・いじめの防止・早期発見
- ・教育相談機能の充実（スクールカウンセラーによる相談等）

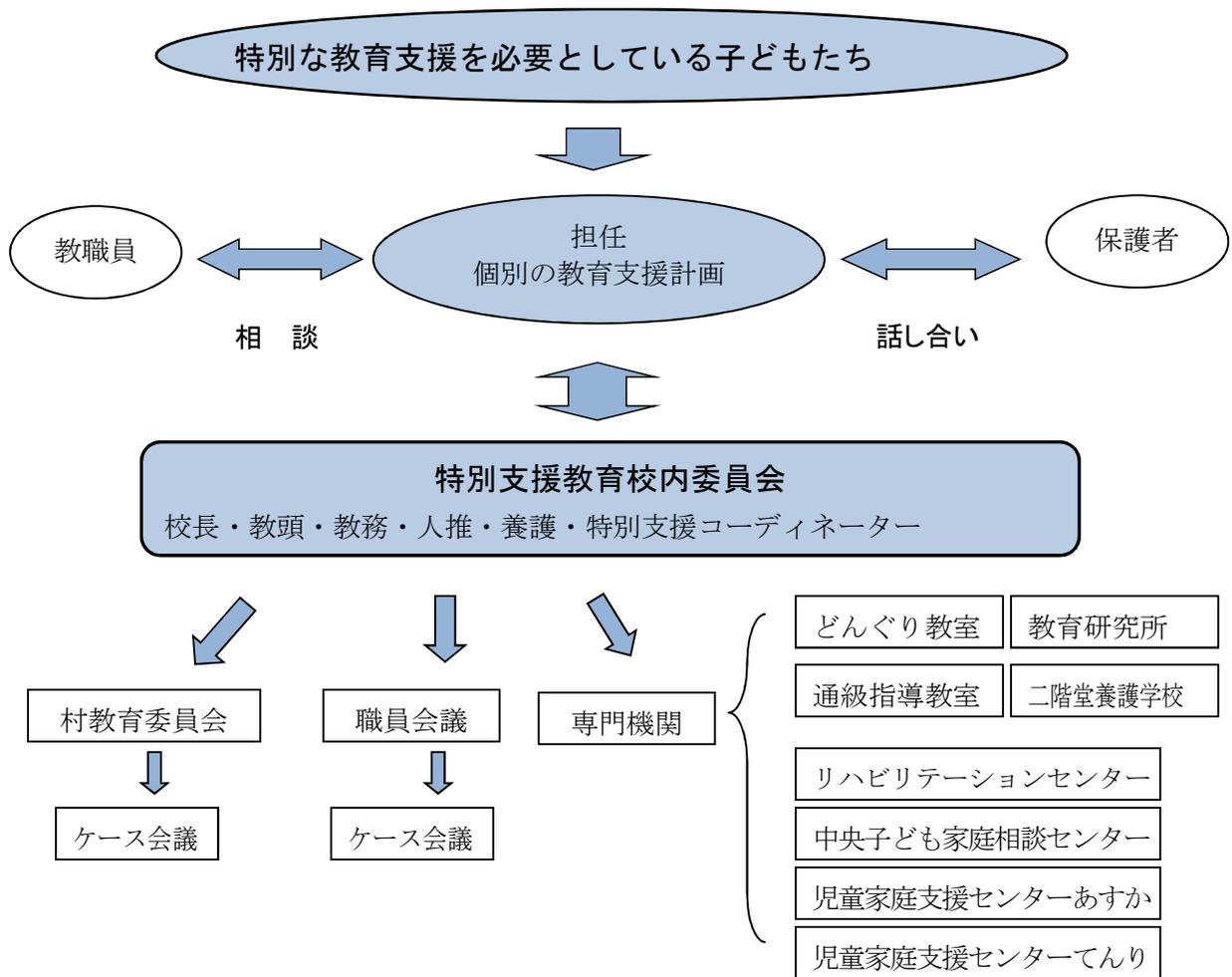
令和3年中教審答申における「感染症等を乗り越えて学びを保障する方向性」（抜粋）

感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- ・ 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導體制、必要な施設・設備の整備
- ・ 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- ・ 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない

資料：文部科学省中央教育審議会令和3年1月26日答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

曾爾小中学校の特別支援教育の推進体制



部門別計画	曾爾の教育（曾爾村教育目標及び基本方針）（毎年度策定） 第2期奈良県教育振興大綱・奈良の学び推進プラン（令和3～6年度） 曾爾村子ども読書活動推進計画（令和2年9月策定）【再掲】 曾爾村いじめ防止基本方針（令和3年7月改定） 曾爾小中学校いじめ防止基本方針（令和3年9月改定） 奈良県教育委員会「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」（令和2～4年度において頻繁改定）
関連SDGs	 目標4 質の高い教育をみんなに

基本施策 1 1 生涯学習・文化・スポーツの振興

基本施策がめざす姿

多様な学習・文化・スポーツ活動が展開され、その成果がむらづくりに生かされている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
生涯学習の施策満足度	69%(R4)	80%	むらづくりアンケート
体育協会加盟団体数・延べ参加人数	5団体 98人	維持	曾爾村ゲートボール協会、曾爾フットボールクラブ(Soni F C)、バドミントンクラブ、和太鼓「ぬるべ」、バレーボール同好会
B&G 海洋センターの延べ利用者数	896人(R3)	2,200人	令和元年度水準への回復をめざす
学校施設開放の利用団体数・延べ利用人数	1団体 127人 (R3)	維持	楽器練習「ほら吹き隊」
村指定・登録文化財の件数	0件	5件	

施策をとりまく背景

- 本村の生涯学習・生涯スポーツは、昭和40年代の社会教育委員、社会教育指導員の委嘱と公民館、曾爾ふれあいセンター、奈良県曾爾健民運動場の設置を皮切りに、昭和50年の学校施設の社会教育・社会体育活動への開放、平成2年の老人福祉センターの設置、平成13年のB&G海洋センターの設置、平成24年のスポーツ推進委員の委嘱などを通じ、振興を図ってきました。
- 生涯学習・生涯スポーツ活動は、住民が生活の質を高め、人生を豊かにするために重要であり、村では、講座やイベントの開催・開催支援、活動団体の育成、県・全国大会への出場支援などに取り組んでいますが、近年は、人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、依然ほどの活気がなくなっています。
- しかし、生涯学習・生涯スポーツ活動は、個人の成長と地域社会の発展の双方にとって重要な役割を担うことから、曾爾小中学校での「地域学校協働活動」や、旧曾爾小学校を活用した移住交流・起業・継業の土台を育む「”学び”の拠点」である「曾爾村地域総合センター」など、新たなヒト・モノ・情報の資源を活用しながら、引き続き、振興を図っていく必要があります。
- 本村は、古事記・日本書紀にその名が登場する歴史豊かな村であり、有形・無形の貴重な文化財が遺っています。また、静かで美しい自然を求めて芸術家が居を構える創作の地でもあります。住民や訪問客が、既存の歴史・文化・芸術を活用するとともに、新たな文化・芸術を創造し、村の魅力向上につなげていくことが期待されます。

主要施策

主要施策① 地域に根ざした学習・スポーツ活動の展開

各種自主グループや指導者の育成に努めるとともに、地域住民と行政が協働で、コロナ禍で休止・縮小を余儀なくされた学習・スポーツ活動の再開・再構築を図り、創意・工夫のもと、幅広

い層の住民の参加につなげていきます。

また、台風被害で使用できない健民運動場の早期再開を図るとともに、各学習・スポーツ施設は人口規模に見合う総合管理に努め、老朽施設の廃止も視野に長寿命化を検討していきます。

さらに、「曾爾村地域総合センター」において、「国立曾爾青少年自然の家」や内外のボランティアの協力を得ながら、曾爾ならではの自然体験教育プログラムの開発を進めます。

主な事業（取り組み）

- ・地域での人権教育の推進（人権週間講演会・人権教育推進協議会（総会・地区別懇談会）・村民集会・郡民集会・その他啓発活動）（再掲）
- ・高齢者中央教室（常磐大学）
- ・保育園・小中学校家庭教育学級
- ・英会話教室
- ・社会教育団体の活動支援（PTA、青少年健全育成村民会議、青年団）
- ・二十歳を祝う会
- ・村民バレーボール大会
- ・村民ソフトボール大会
- ・秋に親しむ歩こう会
- ・宇陀郡民マラソン大会への参加
- ・ならスポーツフェスティバル（県民体育大会）への参加
- ・奈良県市町村対抗子ども駅伝大会への参加
- ・社会体育団体の活動支援
- ・学習・スポーツ施設総合管理事業
- ・健民運動場有効活用事業【過疎計画】
- ・B&G 海洋センター開閉パネル改修事業【過疎計画】
- ・学校施設開放事業
- ・地域再生計画「曾爾村地域総合センター『起・観・移住の”学び”の拠点』整備事業」（再掲）
- ・幼児・小中学校向けの自然体験教育プログラムの運営組織の設立【総合戦略】

主要施策② 読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものであり、村営図書館などを拠点に、子どもたちをはじめ、住民が豊かな読書生活を送れる環境づくりに努めます。

主な事業（取り組み）

- ・村営図書館運営事業
- ・子ども読書活動推進事業
- ・ブックスタート事業
- ・児童ふれあい交流促進事業（おはなし会）

主要施策③ 歴史の継承と文化・芸術の振興

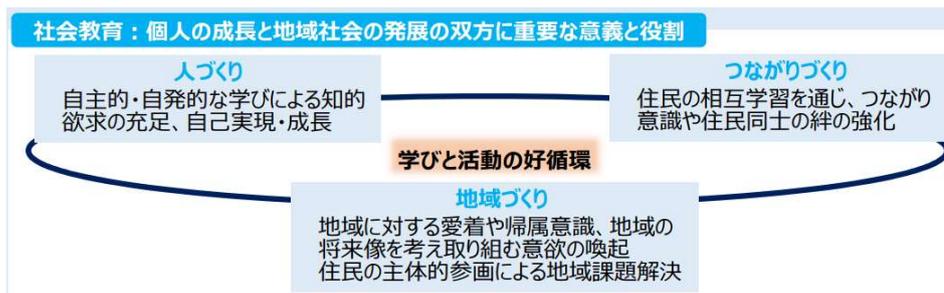
専門機関等と連携しながら、有形・無形の文化財等の調査、記録、保存、修復等を推進するとともに、村文化財保護審議会により村指定文化財の指定を進め、本村の貴重な歴史・文化遺産の継承と活用を図ります。

また、芸術鑑賞会などを通じて住民が文化・芸術にふれる機会づくりに努めるとともに、芸術活動や新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。

主な事業

- ・文化財の調査、記録、保存、修復等の実施
- ・村指定文化財の指定
- ・伊勢本街道整備事業【過疎計画】
- ・「曾爾の獅子舞」と「香落音頭」の伝承活動の振興
- ・文化・芸術活動の支援
- ・山と漆プロジェクト事業（植樹、商品化、漆文化の振興）【過疎計画】【総合戦略】（再掲）

社会教育の振興方策（中央教育審議会平成30年12月答申）



資料：文部科学省中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要」

部門別計画	<p>曾爾の教育（曾爾村教育目標及び基本方針）（毎年度策定）</p> <p>曾爾村子ども読書活動推進計画（令和2年9月策定）【再掲】</p> <p>第2期奈良県教育振興大綱・奈良の学び推進プラン（令和3～6年度）</p> <p>第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】</p> <p>曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】</p> <p>曾爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3～7年度）【再掲】</p> <p>「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曾爾村活性化計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】</p>
関連SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  <p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> </div> </div>

基本施策12 人権の尊重と男女共同参画の推進

基本施策がめざす姿

一人ひとりが人権を尊重し多様性を認め、共に支えあい活躍している。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
男女共同参画の施策満足度	63%(R4)	70%	むらづくりアンケート

施策をとりまく背景

- 本村では、「曽爾村における部落差別等あらゆる差別をなくすことをめざす条例」を基本にすえ、あらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と、行政のすべての分野での村民の人権意識の高揚に努めています。
- 平成28年には、人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が公布・施行され、これまでの社会運動や歴史研究、人権教育の成果により、人々の人権意識は高まっていますが、インターネット上の匿名での誹謗中傷や、性的少数者の差別、新型コロナウイルス感染症への不安を要因とする人権侵害、組織におけるハラスメント（パワハラ等）など、新たな問題も顕在化しています。不当な差別や暴力を無くし、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現にむけた取り組みを一層推進する必要があります。
- 昭和60年に男女雇用機会均等法が、平成11年に男女共同参画社会基本法が、平成27年に女性活躍推進法がそれぞれ施行され、様々な施策が進められていますが、依然、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった性別役割分担意識や慣行が根強く残っています。男女が互いに尊重しあい、家庭や社会での活動に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画」「女性の活躍」の拡大にむけた取り組みを引き続き進めていくことが求められます。

主要施策

主要施策① 人権教育・啓発の推進

基本的人権に関わる問題に対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発活動を継続的に推進します。

また、部落差別や虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、あらゆる人権侵害に的確かつ迅速に対応し、被害者保護や早期解決を図るため、関係機関と連携を図り解決に努めます。

同和対策事業で整備した施設の適切な管理に努めるとともに、村立児童館など、遊休化した老朽施設は用途廃止を検討していきます。

主な事業（取り組み）

- ・学校での人権教育の推進（人権ポスターや人権標語・人権作文への取り組み、平和学習、その他啓発活動）（再掲）
- ・地域での人権教育の推進（人権週間講演会・人権教育推進協議会（総会・地区別懇談会）・村民集会・郡民集会・その他啓発活動）（再掲）
- ・新型コロナウイルス感染症による差別や誹謗中傷をなくす「シトラスリボンプロジェクト」の推進
- ・虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の相談支援

主要施策② 男女共同参画・女性活躍の推進

「第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画」に基づき、「ワーク・ライフ・シナジー」の視点に立った「働き方改革」や「家庭での男女共同参画」の啓発を進めます。これにより、男女を問わず、仕事でも、生活でも、自分らしく力を発揮し、幸せを感じられる住民を増やし、女性の活躍を阻害してきた無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も含めた固定観念の払拭を図り、男女がともに力を発揮できる土壌の形成を図ります。

主な事業

- ・男女共同参画・女性活躍推進事業

※ワーク・ライフ・シナジー：ワーク（仕事）とライフ（日常生活の充実）が互いに相乗効果（シナジー）による好影響を与えること

部門別計画	<p>奈良県人権施策に関する基本計画（令和2～11年度） 曽爾の教育（曽爾村教育目標及び基本方針）（毎年度策定） 第2期奈良県教育振興大綱・奈良の学び推進プラン（令和3～6年度） 曽爾小中学校いじめ防止基本方針（令和3年9月改定） 奈良県いじめ防止基本方針（令和3年3月改定） 第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画（令和3～7年度） 曽爾村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（平成28～令和3年度）【再掲】 奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）（平成30～令和4年度）</p>								
関連SDGs	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="411 1037 491 1104">  </td> <td data-bbox="499 1037 826 1104"> <p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> </td> <td data-bbox="858 1037 938 1104">  </td> <td data-bbox="946 1037 1339 1104"> <p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1149 491 1216">  </td> <td data-bbox="499 1149 1339 1216"> <p>目標16 平和と公正をすべての人に</p> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p>		<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p>		<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p>		
	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p>		<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p>						
	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p>								

政策目標4 安全・快適に暮らせる利便性の高い曾爾

基本施策13 コミュニティの振興と定住の促進

基本施策がめざす姿

移住者が村になじみ、みなで支えあい温かいコミュニティが守られている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
「曾爾村は住み良い」と回答した住民の割合	57%(R4)	70%	むらづくりアンケート
対流・交流プログラムの立案・実施と交流の場の整備【総合戦略】	0か所(H30)	3か所	
空き家登録数【総合戦略】	7件(H30)	20件	
空き家相談数【総合戦略】	174件(H30)	230件	
空き家の移住者への提供及び若者住宅の整備【総合戦略】	24戸(H30)	40戸	
地域おこし協力隊の積極的な受入【総合戦略】	14人(H30)	40人	

施策をとりまく背景

- 本村では、9つの大字ごとに自治会があり、環境美化や自主防犯・防災、共有財産の管理などを自主的・民主的に行っています。9つの大字では、それぞれに氏神、氏子の組織を持ち、山粕では春日神社の祭典で子ども神輿を引き回すほか、他の8大字では共通の氏神である門僕神社の祭典でスコを供え3大字の奉舞会が獅子舞を奉納します。また、山粕の「メダカ街道」、長野のこんにやく生産加工組合「びょうぶ 山桜の郷」、小長尾の「曾爾高原ゆず生産組合たわわ」、葛の「ゆめの里かずら」、塩井の「漆ぬるべ会」、太良路の「名水研究会」といった大字ごとの活性化組織が熱心に活動しているのも、本村のコミュニティの大きな特徴です。そのほか、クリスマスローズの会・風景街道づくり隊等など、全村的な広がりを持つコミュニティ活動もあります。
- 本村のコミュニティ活動は、長い歴史の中で、全員参加を原則に発展してきましたが、80代、90代の高齢者ばかりの集落も現れてきているなど、組織力が大きく減退しており、参加の方法や組織継承の方法について、住民と行政で話し合いを進めていくことが求められます。
- 過疎が進む本村にとって、移住・定住促進は最重要施策であり、空き家情報バンクや若者定住促進住宅・移住定住促進住宅などによる住まいの支援、地域おこし協力隊の受け入れや起業等人材育成支援事業、定住促進奨励金などによる経済的支援や雇用の創出など、様々な制度を順次整備してきました。令和3年には、移住・定住促進を専門的に行う組織「一般社団法人 SONI SUMMIT」も官民協働で設立されました。
- 移住は、いわば移住希望者と曾爾村という地域との結婚であり、移住希望者にとっては、人生の大きな決断です。移住者が希望するライフスタイルを実現できるよう、親身になって深い移住支援を行い、明日の曾爾村を創る人づくりを進めていくことが重要です。

主要施策

主要施策① コミュニティの維持・強化

身近な地域でのあいさつ、声かけ、見守りなどを啓発するとともに、転入者の地域活動組織への加入を促進し、自治会などの地域活動組織が、環境美化や景観形成、防犯・防災、福祉などの活動を計画的に行い、生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。高齢化による組織力の低下に対応するため、活動を支援するコーディネーター的な人材の育成に努めていきます。

主な事業

- ・大字活性化事業
- ・元気な集落づくり支援事業【過疎計画】
- ・クリーンアップなら事業（再掲）
- ・景観づくり団体活動促進事業（再掲）
- ・耕作放棄地等を活用した景観づくり【総合戦略】（再掲）
- ・メダカ街道・クリスマスローズの会・風景街道づくり隊等を中心とした対流・交流プログラムの整備と交流の場の整備【総合戦略】

主要施策② 関係人口の創出と移住者の定着

移住希望者が本村に魅力を感じ、できるだけ多くの移住が実現するよう、「曾爾村地域総合センター」に移住支援拠点機能を配備し、ポータルサイトや移住フェア、空き家情報バンクなどでの情報発信、移住コンシェルジュ等によるきめ細やかな相談支援、オーダーメイド型の移住体験、地域おこし協力隊制度等の活用と任期終了後の定住支援などを総合的に展開し、村一丸となった移住支援を進めます。

また、都市住民等が曾爾村への移住を希望するきっかけとなるよう、村民・職員が遠方でのイベントやwebセミナーなどに積極的に参加し、関係人口の創出を図ります。

主な事業

- ・地域再生計画「曾爾村地域総合センター『起・観・移住の”学び”の拠点』整備事業」（再掲）（移住定住支援センターの設置・運営、移住ガイダンス、移住希望者カフェ）
- ・移住コンシェルジュ活用による移住者の誘致【総合戦略】
- ・移住情報発信【総合戦略】
- ・空き家活用(シェアハウス等)と移住者等住宅の整備【総合戦略】
- ・地域おこし協力隊等定住支援【総合戦略】
- ・移住支援金の活用の推進【総合戦略】
- ・移住希望者ワーキングホリデー・インターン支援事業
- ・「日本で最も美しい村」連合による広域連携事業（再掲）
- ・奥大和移住定住連携協議会事業（再掲）

部門別計画	<p>第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）【再掲】</p> <p>曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3～7年度）【再掲】</p> <p>曾爾村地域イノベーション創生推進計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3～7年度）【再掲】</p> <p>「学びの拠点」を軸にした新しい人の流れによる曾爾村活性化計画（内閣府認定地域再生計画）（令和3年8月～令和6年3月）【再掲】</p> <p>曾爾村空家等対策計画（令和3～9年度）</p>
関連SDGs	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>目標 11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>

基本施策 1.4 生活安全対策の強化

基本施策がめざす姿

災害・火災、事件・事故から生命・身体・財産を守る対策が整っている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
消防団の現員数	96人(R4)	100人	
消防団の機能別分団員数（災害・予防広報等特定の活動に従事）	11人(R4)	20人	
出火件数	2件(R3)	0件	
災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成率	—	100%	※令和3年度に努力義務化
防災訓練の参加者数	585人(R4)	500人	
刑法犯の年間認知件数	0件(R3)	0件	
交通人身事故の年間発生件数	1件(R3)	0件	

施策をとりまく背景

- 本村は、過去に、昭和34年の伊勢湾台風や平成23年紀伊半島大水害などで大きな被害が生じたほか、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震の発生も想定されており、原子力発電所事故を招いた東日本大震災を教訓に、「想定外」の災害がどこでも起こりうるとの認識のもと、災害対策を進める必要があります。
- 消防・救急は、奈良県広域消防組合が担っており、本村は御杖村土屋原にある宇陀消防署東分署の所管となっています。また、非常備消防として村消防団を組織し、初期消火や救助等に当たっています。今後も、機能別消防団員制度等を活用しながら、地域の消防力の充実に努めるほか、大規模災害を想定し、広域応援の受入体制を確保していくことが求められます。
- 防犯・交通安全については、地域全体で犯罪や交通事故の防止に関する啓発活動を進めており、引き続き、推進していくことが求められます。車両の性能や道路環境の向上により、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、加齢による認知機能の衰えや、過信・慢心による運転技術・マナーの低下がみられ、マイカー生活に依存せざるを得ない本村においては、一層の啓発に努める必要があります。
- 振り込め詐欺やインターネットを介した不正送金なども社会問題となっており、関係機関と連携し、消費者保護体制を強化していくことも求められます。

主要施策

主要施策① 消防・救急の充実

火災や災害から住民の生命・身体・財産を守るため、奈良県広域消防組合と連携しながら、消防団への加入促進、訓練の充実などにより、人材の育成と資質の向上に努めるとともに、車両・機器・消防水利等の計画的な整備・更新に努めます。

救急については、新型コロナウイルス感染症の影響を教訓に県や医療機関、奈良県広域消防組

合による救急搬送体制の強化を促進し、村においても、奈良県救急安心センター（＃7119ダイヤル）、こども救急電話相談（＃8000ダイヤル）の周知など、救急車の適正利用の啓発に努めます。

主な事業

- ・奈良県広域消防組合負担金事業（再掲）
- ・防火水槽新設事業【過疎計画】
- ・防火水槽修繕事業【過疎計画】
- ・消火栓整備事業【過疎計画】
- ・消防団拠点施設整備事業【過疎計画】
- ・消防団員安全装備品整備事業【過疎計画】
- ・機能別消防団員安全装備品整備事業【過疎計画】
- ・救急搬送体制強化促進事業

主要施策② 災害予防対策の推進

「5段階の警戒レベル」等に基づき、的確に避難指示を発令・周知し、避難行動要支援者を含む全住民・一時滞在者が円滑に避難し、命を守る行動がとれるよう、防災行政無線など情報通信システムの強化、避難行動要支援者の個別支援体制の強化、全村的な防災訓練の継続実施などに努めます。

また、土砂災害、河川の氾濫、家屋の倒壊などの被害を最小限に防ぐため、国・県と連携しながら、治山・砂防事業や土砂災害特別警戒区域の緊急対策事業、河川整備事業、建築物・インフラの強靱化などを推進します。

主な事業

- ・防災関係計画策定事業（地域防災計画・国土強靱化地域計画・職員初動マニュアルの更新、業務継続計画（BCP）・受援計画・災害廃棄物処理計画の策定等）（再掲）
- ・自主防災組織活動支援事業
- ・防災訓練事業
- ・避難行動要支援者個別支援事業（再掲）
- ・既存木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業【過疎計画】（再掲）
- ・治山事業・河川整備事業（国・県・村）
- ・社会資本整備総合交付金事業（防災）
- ・国民保護事務事業

主要施策③ 災害応急対策・業務継続の体制づくり

災害時に「情報の収集・伝達」、「被災者支援」、「被害復旧」という3つの主要な応急対策業務を的確に行い、優先継続業務を円滑に再開できるよう、災害対策本部の労務管理の適正化と広域受援職員の受入体制の強化に努めるとともに、電源の復旧対策の強化、水や食料・燃料・資機材の備蓄の推進、災害廃棄物処理体制の強化などを図ります。

主な事業

- ・防災関係計画策定事業（地域防災計画・国土強靱化地域計画・職員初動マニュアルの更新、業務継続計画（BCP）・受援計画・災害廃棄物処理計画の策定等）（再掲）
- ・受援体制整備事業
- ・非常用電源、自家発電機整備事業
- ・通信機器の復旧体制、電子データのバックアップ体制整備事業
- ・住家被害認定、罹災証明発行の体制整備事業
- ・備蓄推進事業
- ・ドローン活用事業

主要施策④ 地域防犯・交通安全対策の推進

あいさつ・声かけ・見守りの奨励、地域での防犯灯設置の支援、防犯カメラの設置と適正な管理により、日頃から、地域ぐるみで犯罪の発生を防止に努めます。

また、宇陀市消費生活相談窓口や奈良県消費生活センター、奈良県警察等と連携し、消費生活

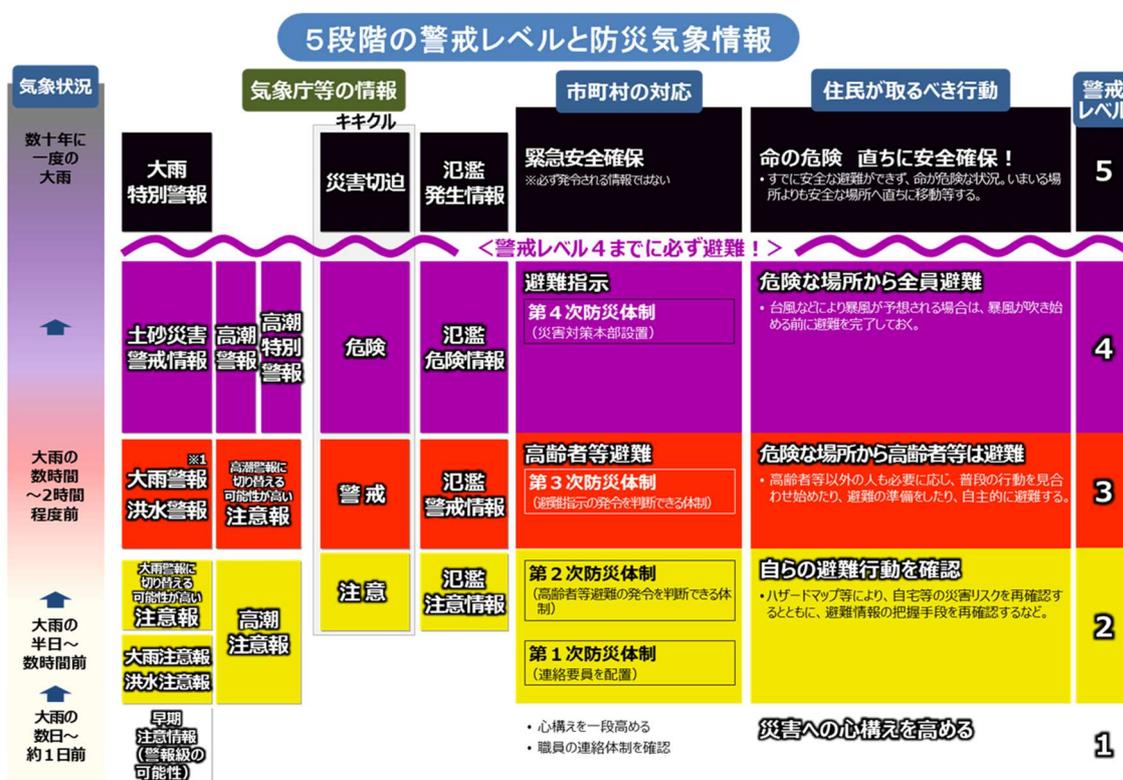
トラブルの予防の啓発に努めるとともに、消費者被害への相談対応を進めます。

春・秋の「交通安全県民運動」、夏の「交通事故防止運動」、春の「新入学（園）児童・幼児等を交通事故から守る運動」などの期間を中心に、関係団体とともに交通安全の啓発・教育を推進するとともに、国・県と連携しながら、カーブミラーの設置、白線（道路標示）の塗り直しなど、交通安全施設の整備・更新等を進め、地域ぐるみで交通安全を推進します。

主な事業（取り組み）

- 安全で住みよいむらづくり推進事業
- 桜井・宇陀・東吉野地区防犯協議会事業（再掲）
- 桜井・宇陀・東吉野地区暴力団排除推進協議会事業（再掲）
- 防犯灯設置支援事業
- 防犯カメラ設置・管理事業
- 宇陀市・曾爾村・御杖村消費生活相談事業（再掲）
- 桜井・宇陀・東吉野地区交通対策協議会事業（再掲）
- 交通安全啓発・教育事業
- 交通安全施設整備事業

5段階の警戒レベルと防災気象情報



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

資料：気象庁ホームページ

部門別計画	第1期奈良県広域消防組合中長期ビジョン（平成30年2月策定。5年ごとに改定） 曾爾村地域防災計画（令和2年3月改定） 曾爾村職員初動マニュアル（令和3年4月策定） 奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年策定）・奈良県緊急防災大綱（平成31年4月策定） 国土交通省 淀川水系河川整備基本方針（平成19年策定）・淀川水系河川整備計画（平成21年策定） 安全・安心の確保のための奈良県基本計画（令和4～8年度）	
関連SDGs	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標11 住み続けられるまちづくりを

基本施策15 交通基盤の確保

基本施策がめざす姿

自動車交通の利便向上と、公共交通の確保が共存し、暮らしや観光を支えている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
奥宇陀わくわくバスの収支率	22.7%(R元)	維持	※実績は宇陀市地域公共交通計画から
通院等支援制度の創設【総合戦略】	1制度(H30)	2制度(R6)	

施策をとりまく背景

- 道路は、住民生活や経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時には避難や復旧における重要な機能を担うものです。国道369号は樺坂バイパスの全通により、奈良方面へのアクセスが大幅に改善されましたが、名張方面や松阪方面への狭あい区間の解消が本村の長年の悲願となっています。また、村道は、未改良部分を順次改良していくことが求められるほか、損傷が少ないうちから計画的に修繕を行う予防保全による長寿命化を進めていくことが求められます。
- 公共交通は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛やマイカー利用へのシフトにより、経営状況が一層悪化しています。将来的には、ドライバー不足も懸念されており、運転免許を返納する高齢者も増える中、通勤・通学、買い物、通院、ビジネス・観光の移動手段として、その公共的意義はますます高まっています。国・県・沿線市町村とともに、引き続き、現路線の便数確保を図るとともに、「デマンドバス」や「交通事業者協力型自家用有償旅客運送」、「客貨混載」、「タクシーの相乗りサービス」など、多様な振興策を検討していくことが求められます。

主要施策

主要施策① 幹線道路の整備促進

国道368・369号については、大阪から伊勢に向かう最短幹線として、国道369号宇陀市榛原内牧地内弁財天トンネル付近の雪寒対策や、平成2年から工事を進める国道368号上仁柿工区（仁柿トンネル）の早期完成を要望していきます。

県道名張曾爾線は、名張都市圏の通勤路線や東海方面からの観光アクセス道として、拡幅（トンネル化を含む）や土砂災害防止対策などの改良を促進していきます。

県道赤目掛線についても、赤目の滝から本村に至る観光アクセス道としての役割も期待されることから、拡幅や土砂災害防止対策などの改良を促進していきます。

これらの幹線道路には橋梁やトンネルも多くあり、舗装や道路施設も含め、奈良県・三重県の長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を促進していきます。

主な事業

- ・ 県道名張曾爾線の整備促進
- ・ 県道赤目掛線の整備促進
- ・ 国道369号の弁財天トンネル付近の雪寒対策の促進
- ・ 国道368号上仁柿工区の早期整備要望
- ・ 国道、県道の長寿命化工事等の促進

主要施策② 村道の整備・長寿命化の推進

村道・農道・林道は、住民生活に最も密着した生活基盤であり、農林業の振興、観光路線としても重要な役割を果たしており、主要ネットワークを補完する道路の改良や維持補修を計画的に進めます。また、秋の観光シーズンに渋滞する村道亀山線の改良を確実に進め、地域住民及び来訪者の安全安心な環境づくりを進めます。橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、5年に一度の近接目視による定期点検と、この点検によるⅢ及びⅣ判定箇所の長寿命化工事を進め、域内道路網の安全性・信頼性の確保を図ります。

また、冬季の道路交通の安全性を確保するため、地域の土木建設事業者による除排雪体制の確保を図るとともに、自治会等による自主的な除排雪を支援していきます。

主な事業

- ・社会資本整備総合交付金事業（道路ストックの戦略的な維持管理・更新の推進）
- ・村道改良・維持補修（舗装・排水施設・交通安全施設）・橋梁修繕事業【過疎計画】
- ・村道路面・法面及び橋梁点検調査事業【過疎計画】
- ・村橋梁長寿命化計画策定事業【過疎計画】
- ・道路除排雪対策事業
- ・林道開設事業【過疎計画】（再掲）
- ・林道改良、林道橋修繕事業【過疎計画】（再掲）
- ・簡易作業道開設事業【過疎計画】（再掲）

主要施策③ 持続可能な公共交通体系の構築

地域に必要な不可欠な公共交通として、奥宇陀わくわくバスと三重交通バスの運営補助を継続的に実施するとともに、奈良県・三重県や宇陀市・名張市・御杖村などと連携しながら、令和2年施行の改正地域公共交通活性化再生法等を生かした多様な地域公共交通のあり方を検討していきます。

また、交通弱者対策として、福祉タクシー利用助成を引き続き実施するとともに、県公安委員会などと連携しながら、運転免許返納者への各種支援策について、研究を進めます。

主な事業

- ・地域間幹線系統確保維持費補助金・車両減価償却費等補助金事業（国・三重県）
- ・コミュニティバス運行事業
- ・宇陀地域公共交通活性化協議会運営事業（再掲）
- ・曾爾村地域公共交通会議運営事業
- ・高齢者等福祉タクシー利用助成事業【過疎計画】（再掲）

部門別計画	奈良県道路整備基本計画（令和元年10月からおおむね5年間） 曾爾村公共施設等総合管理計画（令和4～23年度） 奈良県公共交通基本計画（令和4～8年度）	
関連SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標 11 住み続けられるまちづくりを

基本施策16 環境の保全

基本施策がめざす姿

生態系や資源が適正に循環し、「日本で最も美しい村」の景観が保全されている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
地籍調査の実施面積	2.61km ² (R2)	18.36km ²	村国土調査事業十箇年計画
1人1日あたりのごみ排出量	798g(R2)	770g(R8)	村一般廃棄物処理計画
ごみの再生利用率	18.7%(R2)	20.0%(R8)	村一般廃棄物処理計画
汚水処理の人口普及率	59.5%(R3)	80.0%(R7)	環境省・農林水産省・国土交通省「令和3年度末の汚水処理人口普及状況について」循環型社会形成推進地域計画
「日本で最も美しい村」の認証継続年数	13年間(R4)	18年間	
村役場ストップ温暖化実行計画の策定の有無	なし	あり	

施策をとりまく背景

- 身近な地域の環境から地球環境まで、美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保ち、限られた資源を有効に利用する社会づくりが求められています。
- 土地は限られた資源であり、自然公園法や国土利用計画法、「農業振興地域の整備に関する法律」などにより、無秩序な乱開発を規制しています。近年は、人口減少に伴い、空き地・空き家や耕作放棄地も発生しており、その有効活用が求められるほか、長い時間の経過により不明瞭になった土地の所有関係を明らかにする地籍調査を進め、土地取引の円滑化や、森林の適正管理などにつなげていくことが期待されます。
- 本村の令和2年度の1人1日あたりのごみ排出量は798gで年々増加傾向にあり、環境省の「廃棄物処理基本方針」における減量化目標500gを大きく下回っています。可燃ごみの中間処理を東宇陀クリーンセンターにおいて行っていますが、新たな広域ごみ処理施設の確保にむけて広域で検討するとともに、現施設の延命化に努めることが求められます。
- 水環境については、生活排水による河川・海洋の汚染を防止するため、合併処理浄化槽の設置補助は年間5基ペースを標準に進めています。令和3年度末の汚水処理の人口普及率は、全国平均の92.6%や奈良県平均の90.3%を大きく下回っており、普及率向上を加速化させていくことが求められます。また、宇陀衛生一部事務組合により、引き続き、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を図ることが求められます。
- 環境保全・景観形成活動については、地域住民による清掃活動や花木の植栽活動、地域環境保全推進員による不法投棄の監視活動などが行われています。
- 地球温暖化防止にむけ、わが国では、温室効果ガスを令和12年度に平成25年度比で46%削減することを目標に掲げています。この達成には国民一人ひとりの意識改革と行動変容が不可欠であり、本村においても、温室効果ガス吸収源となる森林の保全や、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、地道な取り組みに努める必要があります。

主要施策① 調和のとれた土地利用の推進

各種土地利用関係法令や各種計画等に基づき、生産や景観、防災など多面的機能を発揮する農地や森林の保全に努めるとともに、自然環境との調和に配慮しつつ、定住や賑わい機能の創出につながる土地利用を推進します。

また、一筆ごとの土地の実態を明らかにし、土地登記簿に記載された内容の調査や測量を行い、新しく地籍図・地籍簿を作成する地籍調査を引き続き推進します。

主な事業

- ・県と共調した開発行為等の適正な規制の推進
- ・地籍調査事業
- ・農業振興地域の見直しや農地取得下限規制緩和による農地の有効活用と移住促進（再掲）
- ・森林境界明確化事業【過疎計画】（再掲）
- ・森林経営管理事業（再掲）

主要施策② ごみ・し尿・生活排水の適正な処理

資源循環型社会の確立をめざして、適切な分別収集などごみの3R（減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進するとともに、広域で連携して、施設の随時補修や長寿命化、新ごみ処理施設の整備などにより、適正な処理体制の確保を図ります。

公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保を図るため、合併処理浄化槽の設置・修繕を促進し、汚水処理人口普及率の改善をめざします。

主な事業

- ・東宇陀環境衛生組合運営事業（再掲）
- ・東宇陀クリーンセンター改修事業【過疎計画】
- ・宇陀衛生一部事務組合運営事業（再掲）
- ・宇陀衛生センター基幹的設備改良事業【過疎計画】
- ・家庭用生ごみ処理機助成事業【過疎計画】
- ・浄化槽設置整備補助事業【過疎計画】
- ・浄化槽修繕補助事業【過疎計画】

主要施策③ 環境保全・景観形成・エネルギー循環の促進

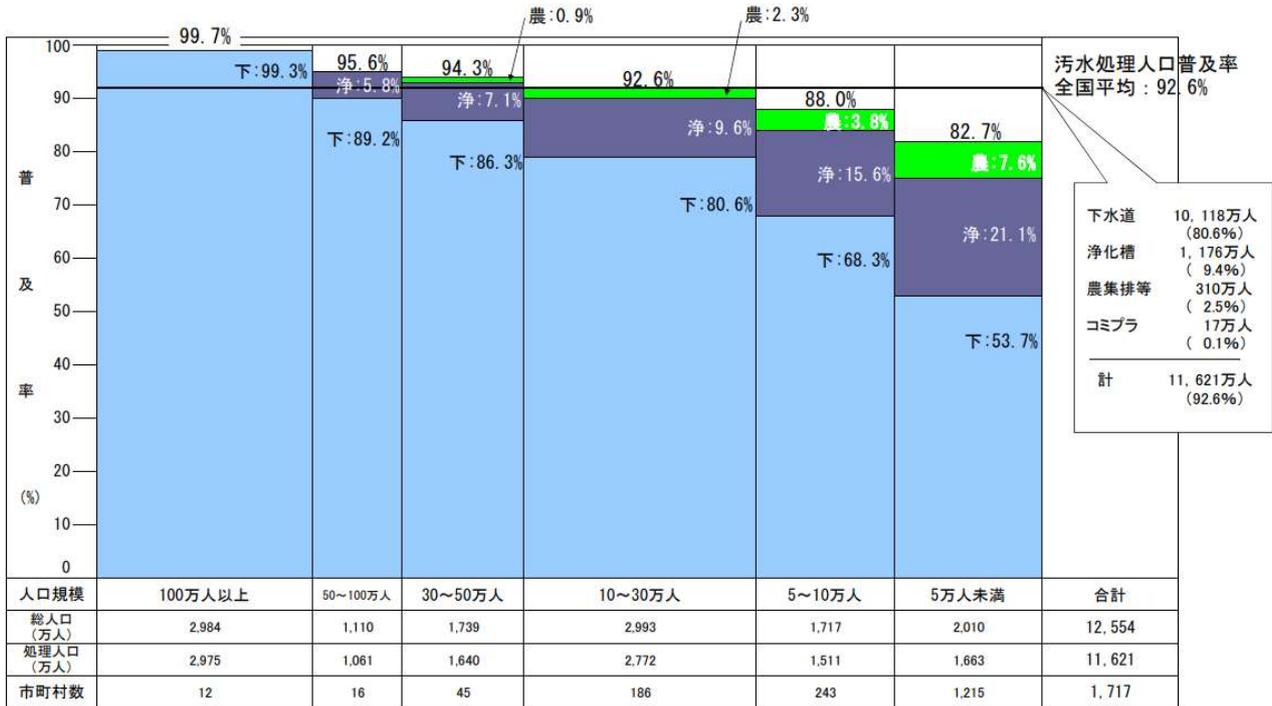
「日本で最も美しい村」の景観を後世に継承していくため、お亀池周辺の湿性生物や曾爾川流域の蛍、メダカなど、希少生物の生育環境の保全に努めるとともに、村外からのボランティア等の協力を得ながら、清掃活動や環境学習活動、景観づくり活動を引き続き進めます。人口減少・高齢化により、地域での清掃活動の継続が難しくなっている自治会も生じており、持続可能な方策を検討していきます。

地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に向け、エネルギー循環の取り組みを検討していきます。

主な事業

- ・クリーンアップなら事業（再掲）
- ・自然環境保全事業【過疎計画】
- ・景観づくり団体活動促進事業（再掲）
- ・「日本で最も美しい村」連合による広域連携事業（再掲）
- ・不法投棄等監視事業
- ・エネルギー循環促進事業
- ・木質バイオマスを利用したエネルギーの活用【総合戦略】（再掲）
- ・二酸化炭素の排出量と森林整備による吸収量を相殺する「カーボンオフセット」推進事業

都市規模別の汚水処理人口普及率（令和3年度末）



資料：環境省・農林水産省・国土交通省「令和3年度末の汚水処理人口普及状況について」

部門別計画	曾爾村国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度） 奈良県環境総合計画（令和3～7年度） 曾爾村一般廃棄物処理計画（令和4～18年度） 宇陀衛生一部事務組合地域循環型社会形成推進地域計画（宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村・宇陀衛生一部事務組合）（令和2～7年度） 奈良県汚水処理構想（平成28年度からおおむね20年） 国地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）	
関連SDGs	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標6</p> <p>安全な水とトイレを世界中に</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標11</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標14</p> <p>海の豊かさを守ろう</p> </div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標7</p> <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標13</p> <p>気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>目標15</p> <p>緑の豊かさを守ろう</p> </div> </div> </div>

基本施策 17 快適な住生活の確保

基本施策がめざす姿

住生活のインフラが適切に更新され、都会と遜色ない快適な住環境が整っている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
水道有収率	71.4%	80%	
老朽管の更新延長	—	5年間で 5km	
危険判定区分C・Dの空き家数	31 戸(R2)	減らす	
公営住宅等管理戸数	34 戸(R4)	28 戸	

施策をとりまく背景

- 本村の簡易水道は、青蓮寺川に沿って上流から下流に向けて、一部起伏のある場所ではポンプアップを行いながら、おおむね自然流下で効率的に配水を行っています。統合事業により水道システム全体は完成に至りましたが、個々には、老朽化や性能不足等の施設や管路もあるため、計画的に改良更新を進めるとともに、満足度の高い水道サービスを維持していくために、必要な財源を確保しつつ、より一層の経営の効率化に努めていく必要があります。
- 村内の住宅や事務所などの建築物は、大和棟に代表される伝統的な日本家屋や、アースカラーを基調とした落ち着いた作業所建築が多く、歴史を感じる趣きある景観を形成していますが、段差や災害に対する脆弱性、生活道路の狭あい性や駐車スペース不足、空き家の増加などの課題があります。
- 公営住宅は、良質な住宅ストックが不足していた時代にそれを供給する役割を担っていましたが、平成8年の公営住宅法改正以降は、低所得の住宅困窮者向けの施策となっており、本村においても、平成2年の丸瀬団地を最後に新設は行っていない状況です。今後、令和15年までにすべての団地が耐用年数を迎える中で、既存の住宅は、需要にあわせた管理戸数適正化を図っていく必要があります。
- 本村は都市計画区域外であり、住民1人当たり10㎡を標準に確保すべきとされる都市公園法上の都市公園はありませんが、蛍公園など小さな公園がいくつかあるほか、「国立曽爾青少年自然の家」や「サン・ビレッジ曽爾」に野外アスレチックがあり、子どもたちの遊び場となっています。
- 情報通信の分野は、ブロードバンドと呼ばれる大容量高速通信とスマートフォンに代表される端末機器の小型化が、都市と農村の情報格差の解消につながり定住の基礎インフラとなっており、今後も、技術革新に的確に対応しながら、住民が利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められます。

主要施策① 水道の安定確保

住民に安全でおいしい水を将来に渡って安定して供給できるよう、水道施設のライフサイクル全体にわたる効率的かつ効果的な管理手法である「アセットマネジメント」の視点に立ち、施設・設備・管路の長寿命化・更新・新設を進めます。

また、水源から給水栓に至る各段階での日常のリスクの評価と管理を徹底するとともに、災害・事故発生時の応急給水・業務継続・復旧の体制強化に努めます。

令和7年度に、一部を除く県域の水道経営が一体化される計画であり、一体化後は、共同発注や事務の集中化など、規模のメリットを生かした効率的な運営ができるよう県に要望していきます。

主な事業

- ・老朽管更新事業
- ・水道台帳等整備事業【過疎計画】
- ・県域水道一体化事業（再掲）

主要施策② 良質な住環境の形成と空き家対策の推進

住み続けたい、転入したい魅力的な住生活を確保するため、既存住宅の耐震性の向上や安心・適切なりフォームを促進するとともに、空き家バンク等を通じた空き家のマッチングや、古民家の再生などを促進します。さらには、ポストコロナを見据え、新たな価値観に対応した住まいのニーズに対応するため、住宅内や公共スペースでのテレワーク環境の強化を促進します。

公営住宅については、既存の住宅の適正な維持管理に努めるとともに、中長期的なストック規模適正化を進めます。

また、若者定住促進住宅用地（新道団地）の分譲など、村による定住促進事業を引き続き推進するほか、危険な空き家の適切な除去に努めます。

主な事業

- ・既存木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業【過疎計画】（再掲）
- ・公営住宅等長寿命化事業【過疎計画】
- ・空き家改修事業等補助金制度（再掲）
- ・移住定住促進住宅（山粕・今井・塩井）における、村が空き家を借りて改修し賃貸するリビングシフト事業【過疎計画】（再掲）
- ・若者定住促進住宅用地（新道団地）分譲事業【過疎計画】（再掲）
- ・老朽危険空家等除却費用補助事業【過疎計画】（再掲）

主要施策③ 公園の活用

住民が自然に親しみふれあう憩いの場として、住民の協力を得ながら、公園や緑地の適正な維持管理を図るとともに、必要な長寿命化対策を進めます。

また、国定公園内の登山道の整備・管理に努めるとともに、自然との共生に配慮しながら、「全村公園化」の理念のもと、自然体験学習プログラムを深めるためのフィールドづくりを進めます。

さらに、親子連れの観光誘客を強化するため、曽爾ならではの自然体験教育プログラムを学べるプレイパークの整備を検討していきます。

主な事業

- ・公園の維持管理・長寿命化推進事業
- ・曽爾高原森林公園整備事業【過疎計画】
- ・ホテル公園歩径道等整備事業【総合戦略】
- ・豊かな森林資源を活用したプレイパークの設置【総合戦略】

主要施策④ 高度情報通信基盤の充実

住民や村内事業者が、DX（デジタルトランスフォーメーション）と呼ばれるAI、IoT、ビッグデータなどを活用した「デジタル革新」に対応し、ICTのさらなる利活用を促進するため、こまどりケーブル株式会社をはじめとする通信事業者や関連自治体、県・国などと連携し、光ファイバー網など情報通信基盤の適正な維持管理と必要な更新を進めます。

主な事業

- ・こまどりケーブル共同運営事業
- ・光ファイバー網維持管理・更新事業
- ・携帯電話基地局維持管理支援事業
- ・テレビ難視聴対策事業
- ・公衆無線LAN環境整備支援事業【過疎計画】
- ・公衆無線LANアクセスポイント運営事業【過疎計画】

部門別計画	曾爾村簡易水道事業経営戦略（平成 29～令和 10 年度） 奈良県 新領域水道ビジョン（令和元～10 年度） 曾爾村公営住宅等長寿命化計画（令和 2～11 年度） 曾爾村空家等対策計画（令和 3～9 年度） 奈良県住生活基本計画（令和 3～12 年度） 奈良県 奈良デジタル戦略（令和 4～8 年度）												
関連SDGs	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="416 920 491 999">  </td> <td data-bbox="499 920 826 999"> 目標 6 安全な水とトイレを世界中に </td> <td data-bbox="834 920 909 999">  </td> <td data-bbox="917 920 1361 999"> 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1025 491 1104">  </td> <td data-bbox="499 1025 826 1104"> 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう </td> <td data-bbox="834 1025 909 1104">  </td> <td data-bbox="917 1025 1361 1104"> 目標 11 住み続けられるまちづくりを </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1131 491 1209">  </td> <td colspan="3" data-bbox="499 1131 1361 1209"> 目標 15 緑の豊かさを守ろう </td> </tr> </table>		目標 6 安全な水とトイレを世界中に		目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう		目標 11 住み続けられるまちづくりを		目標 15 緑の豊かさを守ろう		
	目標 6 安全な水とトイレを世界中に		目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに										
	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう		目標 11 住み続けられるまちづくりを										
	目標 15 緑の豊かさを守ろう												

基本施策18 健全な行財政運営の推進

基本施策がめざす姿

住民参画の適切なしくみのもと、健全な行財政運営が行われている。

めざそう値

目標項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	出典・留意事項
村ホームページの年間閲覧件数 (トップページビュー数)	77 万件 (R4)	150 万件	
職員研修の年間延べ受講者数	152 人(R3)	160 人	
マイナンバーカードの普及率	53.4% (R3 末)	100%	
公共施設の総延床面積	34,089 m ² (R3)	34,089 m ²	村公共施設等総合管理計画
実質公債費率	5.6(R3)	4.0	
新たな自治体間連携の実現	—	5年間で3本	

施策をとりまく背景

- 平成の大合併に際し自主・自立を選択した本村では、その後さらに過疎化が進み、令和2年国勢調査で 1,741 区市町村中、55 番目に人口が少ない村となっています。小規模自治体は、大規模な事業を単独で進めることは困難ですが、国・県などの財政支援を受けながら、住民のニーズや議会での意思決定に基づく自治をきめ細かく進めることができるため、住民との情報共有と協働を一層進めつつ、小規模自治体のメリットを生かした「オンリーワン」の魅力的なむらづくりを柔軟に進めていくことが期待されます。
- 平成 12 年の「機関委任事務の廃止」や、平成 23 年の「国の義務づけ・枠づけの廃止」、平成 26 年の「地方創生」など、一連の地方分権改革により、市町村の自主性が高まる一方で、行政課題が多様化・複雑化しており、「目標管理型の人事評価」や「公務員の働き方改革」などにより、職員の能力や資質・意欲の向上を図り、一人ひとりが持てる力を最大限発揮できる強固な行政組織づくりを進めることが期待されます。
- 公共施設の老朽化に対して、長寿命化や適正配置により、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、令和3年に施行されたデジタル改革関連法に基づき、行政のデジタル化（効率化）とその先の「自治体DX」（業務革新）を推進するなど、不断の行財政改革が求められています。
- 広域的な地域課題の解決に向け、広域での連携・共同事業を一層推進し、圏域の一体的な発展に努めることが期待されます。

主要施策① 広報・広聴の推進

住民と行政の協働のためには、行政情報を的確に住民に広報するとともに、住民の声を幅広く聴取し、反映していくことが重要であり、広報曾爾をはじめ、防災行政無線での行政放送、ホームページなど、様々な媒体を活用し、行政情報のきめ細かな広報を推進するとともに、懇談会等により、住民の意見を幅広く聴取し、施策・事業に的確に反映していきます。

主な事業

- ・「広報曾爾」発行事業
- ・村内全域放送管理運営事業
- ・ホームページ運営事業
- ・ケーブルテレビ行政番組配信事業
- ・SNS活用事業
- ・オープンデータ化推進事業

主要施策② 強固な行政組織づくり

研修の充実や、業績を尊重する人事評価の推進、「働き方改革」など、人材育成の取り組みを進めるとともに、創意・工夫による財源の確保、PDCAサイクルに基づく施策・事務事業の点検・見直し、人口減少下での公共施設の管理・運営水準の最適化に努め、強固な行政組織の安定経営をめざします。

主な事業

- ・職員採用・配置・労務管理事務事業
- ・職員研修事業
- ・人事評価事業
- ・働き方改革事務事業
- ・事務事業評価点検事業
- ・公共施設等総合管理事業
- ・財務会計事務事業
- ・ふるさと納税推進事業（再掲）

主要施策③ 行政デジタル化と自治体DXの推進

「地方からデジタルの実装」を進める「デジタル田園都市国家構想」に基づき、「行政デジタル化」を推進し、作業の効率化と利便性向上を図るとともに、「リモートワークの普及」など、それまで成し得なかった「自治体DX」（業務革新）のさらなる実現につなげていきます。

その際、個人情報保護や災害によるデータ破損など、リスクマネジメントの徹底を図るとともに、村内で「デジタル活用支援員」を育成・活用しながら、「デジタル弱者」に寄り添う「行政デジタル化」「自治体DX」を進めます。

主な事業

- ・「デジタル弱者」に寄り添う「デジタル活用支援員」活用事業
- ・奈良県電子自治体推進協議会事業（再掲）
- ・総合行政情報システム運用事業
- ・行政サービスデジタル化・自治体DX推進事業
- ・マイナンバーカード普及事業
- ・住民基本台帳・印鑑登録・外国人登録事務事業
- ・押印廃止事業

主要施策④ 広域連携の推進

県と市町村の役割分担による広域連携「奈良モデル」を活用しながら、消防、環境衛生などの各広域行政組織での共同事務を推進するとともに、観光、消費者保護、地域公共交通等の広域連携を推進していきます。

主な事業

- 宇陀郡町村会事業
- 観光広域連携事業（伊勢本街道、奥奈良地域、東大和・西三重地域、東奈良名張地域等）（再掲）
- 桜井宇陀広域連合ふるさと振興事務事業
- 桜井宇陀広域連合介護認定審査会事業（再掲）
- 桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会事業（再掲）
- 桜井地区病院群輪番制病院運営事業（再掲）
- 小児深夜診療負担金事業（再掲）
- 産婦人科一次救急負担金事業（再掲）
- 宇陀ケアネット事業（再掲）
- 曾爾御杖行政一部事務組合運営事業（学校給食センター・ふきあげ斎場）（再掲）
- 奈良県広域消防組合負担金事業（再掲）
- 桜井・宇陀・東吉野地区防犯協議会事業（再掲）
- 桜井・宇陀・東吉野地区暴力団排除推進協議会事業（再掲）
- 宇陀市・曾爾村・御杖村消費生活相談事業（再掲）
- 桜井・宇陀・東吉野地区交通対策協議会事業（再掲）
- 宇陀地域公共交通活性化協議会運営事業（再掲）
- 東宇陀環境衛生組合運営事業（再掲）
- 宇陀衛生一部事務組合運営事業（再掲）
- 県域水道一体化事業（再掲）
- 「日本で最も美しい村」連合による広域連携事業（再掲）
- 奥大和移住定住連携協議会事業（再掲）

「デジタル田園都市国家構想」の方向

デジタル田園都市国家構想基本方針(案)の全体像

資料1-1

令和4年6月1日第8回デジタル田園都市国家構想実現会議 資料1 (内閣官房作成)

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの増大等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長**を推進する。
- 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など**国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む**。地方は、**自らが目指す社会の変革を担ぎ、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差
最大1.5倍(2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

➢ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

(2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進(2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置)、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援(地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる**経営人材を国内100地域に展開**)等

➢ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

- 2030年度末までの58の人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。
- ①デジタルインフラの整備
 - ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
 - ③データ連携基盤の構築
 - ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
 - ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➢ デジタル人材の育成・確保

- デジタル推進人材について、**2026年度末までに230万人育成**。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。
- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
 - ②職業訓練のデジタル分野の重点化
 - ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
 - ④デジタル人材の地域への還流促進

➢ 「誰一人取り残されないための取組

- 2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。
- ①デジタル推進委員の展開
 - ②デジタル共生社会の実現
 - ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
 - ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
 - ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs未来都市



脱炭素先行地域



MaaS実装地域

【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)

国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定。
地方公共団体は、**新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進**。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

資料：総務省デジタル田園都市国家構想推進本部

部門別計画	曾爾村公共施設等総合管理計画(令和4～23年度) 総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」 (令和4年9月策定) 桜井宇陀広域連合広域計画(令和3～7年度)
関連SDGs	17 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう

參考資料

1 曾爾村の4つのむらづくり法人の概要

曾爾村では、産業振興や移住促進など、村の重要課題に組織的に取り組むために、官民協働で4つの法人組織を立ち上げています。

その概要は、以下の通りです。

4つのむらづくり法人の概要

一般財団法人 曾爾村観光振興公社

平成10年10月設立。村の観光事業の中心的な担い手として、地ビールや米粉パンの工房、温泉施設「お亀の湯」などがある「曾爾高原ファームガーデン」や、キャンプ場「サン・ビレッジ曾爾」、滞在型市民農園「クラインガルテン曾爾」の運営など、多岐に渡る事業を行っている。



ファームガーデン レストランのランチ

一般社団法人 曾爾村農林業公社

平成28年6月に設立。JAや森林組合が担う生産・流通機能に加え、販路開拓や人材育成などを強化するために活動する組織。農作業の組織的な請け負い、曾爾産農作物のブランディング、新規就農者の育成、耕作放棄地の有効活用、さらには、林業振興として、製材製品や薪の販売などを行っている。



近年の新規就農者

一般社団法人 そののわ GLOCAL

令和2年4月に設立した旅行代理業を行う法人。曾爾ならではの自然や文化、人とのふれあいを体験していただく「着地型」の観光ガイドツアーを企画・実施している。海外在住経験が豊富なメンバーによる、外国人旅行者の受け入れも組織の強みである。



旅行ツアーの一コマ

一般社団法人 SONI SUMMIT

令和3年12月に設立した、移住定住の支援を行う法人。常設の移住相談ワンストップ窓口の運営のほか、首都圏での「移住セミナー」、宿泊型のワークショップ「SONI アントレ・キャンプ」などを通して、田園移住を希望する人への情報提供や相談受付、交流によるつながりづくりを進めている。



「SONI アントレ・キャンプ」の光景

2 曾爾村総合計画条例等

○曾爾村総合計画条例

令和 4 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 村の最上位の計画として、将来における本村のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示し、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 村が目標とすべき将来像及びその実現のための基本理念をいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。

(総合計画審議会)

第 3 条 村長は総合計画の策定、変更、廃止(以下「策定等」という。)を行うときは、あらかじめ、曾爾村総合計画審議会に諮問するものとする。

2 前項の規定による諮問に応じて調査及び審議を行い、村長に答申するため、曾爾村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

3 審議会は委員 12 人以内で組織する。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときとする。

(議会の議決)

第 4 条 村長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 5 条 村長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 曾爾村総合計画審議会条例(平成 14 年曾爾村条例第 14 号)は、廃止する。

○曾爾村総合計画審議会規則

令和4年4月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、曾爾村総合計画条例(令和4年曾爾村条例第1号)第3条の規定に基づく曾爾村総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会委員(以下「委員」という。)は次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による村民
- (6) その他村長が認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会長は、社会情勢等の事情により、会議を開催できない場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付して、その意見を徴し、その賛否を問い、その結果を持って審議会の議決に代えることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

3 審議会委員名簿

第5次総合計画審議会 委員名簿

氏名	役職	備考
中河威	民生児童委員協議会会長	会長
南達司	観光協会長	副会長
坂井英治	村議会むらづくり推進委員会委員長	
萩原茂	農業委員会会長	
西口賢次	森林組合長	
大向勝彦	老人クラブ連合会会長	
今井啓之	総代会会長	
尾上清男	教育長	
萩原孝一	消防団長	
辻貴仁	宇陀商工会 曾爾代表	
大向美保	公募	
東口貴行	公募	

4 計画策定の経過

計画策定の経過

開催日	内容	備考
令和4年7月13日	各課ヒアリング	
令和4年7月19日	団体ヒアリング (国立曾爾青少年自然の家、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、一般財団法人曾爾村観光振興公社、一般社団法人曾爾村農林業公社、一般社団法人そこのわ GLOCAL、一般社団法人 SONI SUMMIT)	
令和4年7～8月	住民アンケート調査	回収552票
令和4年12月20日	第1回審議会	
令和5年1月13日 ～1月31日	パブリックコメント	意見1件
令和5年2月15日	第2回審議会	

5 総合計画審議会答申

令和5年2月15日

曾爾村長
芝田秀数様

曾爾村総合計画審議会
会長 中河威

曾爾村第5次総合計画について（答申）

令和4年12月20日に諮問を受けました、曾爾村第5次総合計画の策定につきまして、本審議会では慎重に審議を行いました結果、その内容はおおむね妥当と認められますので、この旨、答申します。

なお、本総合計画に掲げる各施策の実施にあたっては、以下の点に配慮いただきますよう、要望いたします。

記

- 1 令和2年からの約3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行事が中止・縮小を余儀なくされ、令和元年以前と比べ、住民がむらづくりに参加する機会が減少しています。感染症防止対策を進めながら、本計画に掲げた施策を着実に実行し、住民が多様な場に参画・活躍できる環境づくりを進めてください。
- 2 平成27年からの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本村においては、着実な成果を上げてきました。今後も、国が示す地域活性化戦略に基づき、地域資源を活かしたしごとづくりや移住促進を進めてください。
- 3 住民が曾爾村に誇りを持ち、お互いを尊重しあい、いのちを大切にしながら暮らしていけるよう、曾爾高原に加え、伊勢本街道や漆、獅子舞など、ふるさとの魅力を掘り起こし、さらに磨き上げて、郷土愛を育むむらづくりを進めてください。

以上